

平成25年第2回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成25年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年6月8日	9時00分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	延会	平成25年6月8日	16時40分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	3番	牧菌綾子		4番	木村照夫	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	まちづくり推進課長	天本正弘		
	総務課長	酒井英良	会計管理者	天本政人		
	企画政策課長	木村司	教育学習課長	原博文		
	財政課長	城本好昭	農林環境課主幹	木原弘善		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

1. 林 博文

一般質問

- (1) 学校給食事業運営について
- (2) 子育て支援対策について
- (3) 行き届いた教育推進のために

2. 松石信男

- (1) 防災・安全なまちづくりをどう進めるのか
- (2) 生活保護費削減と町民の暮らしの影響について

3. 河野保久

- (1) 歴史民俗資料館について
- (2) 認知症への対応について

4. 品川義則

- (1) まちづくり基本条例について
- (2) 放課後児童クラブについて
- (3) 公営住宅等長寿命化計画について

5. 木村照夫

- (1) 地域担当職員制度の効果は
- (2) いじめ・体罰問題について

6. 後藤信八

- (1) 基山町教育委員会の所管事務の見直しについて
- (2) 基山町の魅力をかたちにする「教育のまちづくり」の
実践について（土曜授業、小中一貫教育等の提案）
- (3) 「どうなってるの？まちの予算」の説明責任を問
う

～午前9時00分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、林 博文議員の一般質問を行います。林 博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員の林 博文でございます。

6月議会の一般質問の1番バッターとして立たせていただいております。開かれた議会として、きょう明日、土曜、日曜の休日議会、また傍聴者の皆様方もお気づきになられたかと思いますが、前のその一番前の板をちょっと下げられまして、今回から議員とかあるいは執行部の顔がよく見えるような態勢をつくられて、改修工事がなされておるところでございます。そういうことで、開かれた議会として、また身近な議会として町民の皆様にもたくさんの方が来ていただければというふうに思っておるところでございます。

それでは、通告をいたしておりました質問事項2項目について質問をさせていただきます。

1の学校給食事業運営について、また2の子育て支援対策についての質問ですが、御答弁のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、質問事項1の学校給食事業運営についてであります。質問要旨1のこの基山小学校新築工事に伴いまして、平成21年の1月から給食運営事業がセンター方式に、自校方式から移行し5年目を迎えたところでございます。その当時、父兄の方からいろんなやっばり意見要望なり、また本当に温かい給食を食べさせたいというような要望やら、安心安全の問題とかいろんな父兄の方が意見を出されて、請願等、また意見交換会なども行われたわけですが、現在それから5年目をたつわけですが、アの自校方式からセンター方式に移行された現状でのメリット、デメリット。その当時も幾らかの説明あったかと思ひますが、実際実施に向けてこういうのが現在出てきておるのかということでございます。

それからイの1日当たりの給食数ということ、基山小なり若基小、基山中学校、それ

ぞれ給食のほう、若基小、基山中についてはそれぞれ移動しながら運搬車等でも運ばれておるといふような点もあるかと思いますが、その給食数です。

それからウの学校給食における食物アレルギー対応はということで、大変少子化の中でこの学校給食関係についての食物アレルギーが本当に問題化されております。東京のほうでは、給食を食べて死亡した児童とか、あるいは福岡県でもそういうふうなあと追加の分を出されたときにその小麦が入っておった、うどんが入っておった、大豆が入っておったというような形で失神状態になったというような例もあるわけですが、その学校給食における食物アレルギーの対応ですね、そういうことをひとつ質問をしたいということで上げておるところでございます。

エの食物アレルギーの児童生徒数ということで、括弧書きで各学校単位ではどうかということでお示しを、基山小なり若基小、基山中学校、人数等がわかれば教えていただきたい。

それから、オの学校給食へ基山町内からの農産物は年間どれくらい使われているのかということで、下のカと重複しますが地産地消の関係でなるべく基山のとれた農産物を小学校の学校給食にも使ってくれというような形で、議会からも要望しておったところでございます。品目なり数量なり金額等がわかれば、お示しいただきたい。

また、カの地産地消の農産物の給食への調達はどのような流れで行われているのかということで、地産地消、米とか特に野菜関係、そういうものの農産物に対しての給食に使っていただいている調達の方法、流れ、仕入れ状況です。

それと、キについては米飯給食の回数は週に何回行われておるかということでございます。

それから（２）の学校給食費についてですが、これまた保育料、いろんなその納入の関係で未納者が多いということで全国でも、佐賀県でも、また基山もあるかと思いますが、この学校給食費を支払われない家庭がおるといふことで、全国でも本当にびっくりするほどの、この前約26億円の未納金があるといふことで報道されておりました。そういうことから基山町の実態はどうかといふことで質問をしたところでございます。

アの給食費はどのような徴収方法で管理運営されているのかといふことで、口座振替なり現金納入方法、または下のほうに書いております差し押さえとかそういうのなどもあるかと思いますが、子ども手当なり児童手当からの支払のお願いといふふうなところもあるんじゃないかといふふうに思っておるところです。

イの1カ月の給食費は幾ら徴収しているのかといふことで、また年間幾らぐらいかといふ

ことで、これは小学校なり中学校の給食費については金額も違うかと思いますが、年間を通じてなり1カ月の給食費、また1食当たりについての給食の費用がどのくらいかかっているのか答弁をしていただいたらというところでございます。

また次に、ウの給食費の未納者が増加していると先ほどから言っておりますように聞くと、現状は学校単位でどのくらいの件数が、基山については金額なり件数があるかということをお示しを願いたい。

エについては、給食費未納者に対する督促はどのようにされているのかということで、これまた児童にこの給食費がお前方入っていないよというようなことが知れると、児童がやっぱり給食を食べたりしないような感じになるとか、あるいは保育料が納めになっていないというようなところについては、やっぱり先生なり児童なりがそういうふうな対応に出ているような問題が出てくるというようなことで、なかなか給食費が未納であっても先生にも、あるいはその児童にも知らせはけないというような状況があるわけですが、学校のほうでその未納者に対しては督促をされておるのか、基山町が独自で言っておるのか、その辺についてをお聞きをしたいということでございます。

それから、オについては未納家庭に対して、これは昨年まででしたか一昨年まででしたか児童手当が今度子ども手当から児童手当にまた民主党にかわって変わったようですが、児童手当からの徴收件数は基山町ではどのくらいあるものかということでございます。また金額についてはどれくらい実施されているのかということです。

次に、質問事項の2の子育て支援対策についてであります。この子育て支援対策については本当に幅が広く、どこの自治体もしのぎを削っている医療の無料化なり、また保育料の減額なり、たくさんの対策なり制度を設けて、やはり少子化対策なり定住人口増加に進む方向をとっておるわけですが、この子育て特に子育て支援の対策について基山町も人口減少が本当に重要課題の1つでもあります、そういうようなところから(1)の子育て支援策を町が取り組んでいる事業の現状を示してもらいたい。

それについて、アの事業の内容、その事業に対する補助金額など。

それから、イのことしから6年生までのそれなりの放課後児童ですか、コスモス教室なり、ひまわり教室の受け入れをされるようになりましたが、その現状をお聞きしたいということで、コスモス教室、ひまわり教室の現状。学年単位の人員とか運営状況。

また、ウの今年から6年までの、4年生までは今まででしたが今年の4月からは6年まで

の受付状況となっておりますが、その問題点は、やっぱり上級生と下級生というような立場から、また問題点なんかがあればということでここに掲げておるところです。

(2)については、児童手当の支給についてということですが、アのこの児童手当については、先ほどちょっと申しましたように民主党から自民党にかわりましてまた子ども手当が児童手当というような形で名目が変わったように思います。そういうことから、アの手当支給の町内の児童数は。

また、イの支給内容は、またその支給金額は、ということです。

これについてまたウは、この制度の財源内訳は、また年間予算金額は。多分、2億何千万円というようなのがこの児童手当にも支給されておると思いますので、そういうふうな内容についてもお聞きしたいというふうに思っておるところです。

それから、エについてはこの手当支給に対しまして所得制限があるのかということでございます。

ということで以上、1回目の質問を終わります。また御答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。長くなりました、よろしくお願ひいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。

まず、林 博文議員の質問にお答え申し上げます。

2項目ございますけれども、私のほうからはその2項目めの子育て支援対策についてということをお答え申し上げます。

(1)の子育て支援策を町が取り組んでおる事業の現状を示せということです。

ア、事業の内容、その事業に対しての補助金額等ということです。

現在、本町で行っている主な子育て支援策としましては、子どもの医療費助成事業、放課後児童対策事業、子育て交流広場運営事業がございます。

子どもの医療費助成事業は、中学生までの医療費で一定の自己負担額を超えた分の助成を行うものです。小学校就学前までの入院は月1,000円、通院が500円を月2回までを自己負担していただき、調剤費は自己負担なしとなっています。小学生と中学生の入院は月500円、通院は月500円、調剤費は月500円を自己負担していただきます。事業費は、本年度当初予算

で3,594万円を計上しており、小学校就学前までの医療費助成費に対しては2分の1の県費助成を受けております。

次に、放課後児童対策事業としまして放課後児童クラブを基山小校区はひまわり教室、若基小校区ではコスモス教室として運営しております。事業内容は、小学生6年までの児童を学校開校時は放課後から午後6時まで、学校休業日は午前8時から午後6時まで保育を行っており、午後7時までの延長もそれぞれ実施しております。事業費は、本年度当初予算で1,487万円を計上しており、その3分の2の補助を受けております。

子育て交流広場運営事業は、乳幼児の親子が日常的に自由に集い、情報交換や交流ができることで育児不安等を解消し、安心して子供を産み育てられる環境をつくることを目的に事業を行っております。子育て交流広場は、保健センター2階で平日は午前9時から午後5時まで、土曜日は午前9時から午後1時まで開場しております。事業を基山町社会福祉協議会に委託しております。事業費は、本年度当初予算で422万円を計上しており、これも2分の1の補助を受けております。

イのコスモス教室、ひまわり教室の現状はということです。学年単位の人数、運営状況。本年5月31日現在の入所人員は、ひまわり教室が1年生40人、2年生24人、3年生28人、4年生18人、5年生1人、6年生ゼロ、合計の111人です。コスモス教室は、1年生が24人、2年生16人、3年生11人、4年生7人、5年、6年ゼロ、合計の58人でございます。

運営状況といたしましては、ひまわり教室では夏季休業中の申し込みが定員の120名を超えましたので、基山小学校の施設を借用し3クラス体制で運営する予定でございます。コスモス教室では、前年度までは2クラスで運営しておりましたが、今年度当初の申し込みが少なかったため1クラスで運営しております。申し込みが徐々にふえてきましたので、昨年度並みに人員がふえた場合は2クラスでの運営も検討しなければならないと考えております。

ウのことしから6年生までの受け付け状況、また問題点ということでございますが、ひまわり教室には5年生が4名の申し込みがあり、6年生の申し込みはございません。コスモス教室の5年生、6年生の申し込みはありませんでした。また、現在のところ特に問題はありません。

(2)の児童手当の支給でございます。

手当支給の町内児童数は、本年5月時点で1,934名となっております。

イの支給内容、または支給金額ということです。支給内容及び金額につきましては、3歳

未満は月額1万5,000円、3歳以上小学校修了前は月額1万円、ただし第3子以降は月額1万5,000円、中学生は月額1万円となっております。また、一定金額以上の所得がある方は特別給付として月額5,000円の給付となっております。

ウのこの制度の財源内訳、年間予算金額でございますが、財源内訳としましては3歳未満の被用者は国が45分の37、県が45分の4、町が45分の4となっており、非被用者は国が6分の4、県が6分の1、町が6分の1となっております。3歳以上小学校修了前、中学生及び特別給付は国が6分の4、県が6分の1、町が6分の1となっております。年間予算額としましては、本年度当初予算歳出で2億7,030万円を計上いたしております。

支給に対しての所得制限があるかというお尋ねですが、所得制限はございます。扶養親族がない場合の所得制限限度額は622万円、扶養親族が1人ふえるごとに38万円加算された金額が所得制限の限度額となります。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

林議員の学校給食事業運営について、1項目めのお尋ねにお答えをしております。

（1）基山小新築工事に伴い、平成21年1月から給食運営事業がセンター方式に移行し5年目になりますが、アとして、自校方式からセンター方式に移行された現状でのメリット、デメリットというお尋ねですが、まずメリットのほうでございますが、3カ所から1カ所に集約されることにより、調理員の定数が少なくて済むようになった。次に、電化厨房やドライ方式により、文部科学省の学校給食衛生管理基準の目標である室温25度以下、湿度80%以下を維持し、衛生面・安全面が改善されました。次に、最新の厨房機器を整備したことで、作業効率が上がり、豊富なメニューの給食をつくれるようになりました。続いて、アレルギー食専用のラインを設けることで適切な対応が可能となった。以上が、メリットでございます。

デメリットとしては、若基小と基山中への配送業務が必要になり、配送用のコンテナや車両が必要になったということでございます。

イのお尋ねですが、一日当たりの給食数は、それぞれの小中学校で申し上げます。25年の5月末現在で、基山小が631食、若基小が320食、基山中が522食でございます。

ウの学校給食における食物アレルギー対応はということですが、アレルギー対応食は除去食として栄養士または調理員が専用の調理台で作り、調理後は食器をラップで密閉するとともに、名前とアレルギー対応を書いた食札をはってわかるようにしています。アレルギー対応食は、基山小においては各学級の台車に乗せ、若基小、基山中へはアレルギー専用のコンテナに入れて配送しています。

エの食物アレルギーの児童生徒数は、学校単位で申し上げます。これも25年5月末現在でございしますが、基山小が22名、若基小が6名、基山中22名でございします。

オの学校給食へ基山町内の農産物は年間どれくらい使われているのか、品目、数量、金額別に申し上げます。これ24年度の実績でございしますが、米につきましては2万11キログラム、金額で730万4,015円、みそが684キログラム、30万960円、お茶1.8キログラム、9,075円、マコモダケ16キログラム、1万円、柿275個、3万3,375円、梨が127個、2万3,336円でございます。

カの地産地消の農産物の給食への調達はどのように行っているのかというお尋ねですが、商工会の納入組合より購入しており、納入組合へは基山産、佐賀県産、九州産の優先順位で納入の依頼をしています。

続いて、キの米飯給食の回数でございしますが、基本的には米飯を週4回、パンを週1回の割合で提供しています。平成24年度は小中学校とも米飯給食を163回行いました。

(2) 学校給食費についてでございます。

アの給食費はどのような徴収方法で管理運営されているのかと。口座振替とか現金納入とかでございしますが、基山町では口座振替により徴収をし、引き落としができなかった場合現金で徴収しています。

イの1カ月の給食費は幾ら徴収しているのか、また年間幾らぐらいかかっているのかということですが、小学校は月額4,200円です、年額で4万6,200円、中学校は月額4,900円、年額で5万3,900円でございます。

ウの給食費の未納者が増加していると聞かすが、現状は学校単位で件数と金額を示せというお尋ねです。平成24年度末現在で、基山小が2件、金額で5万3,605円です。若基小3件、27万1,420円、基山中が2件、11万7,000円でございます。

エの給食費未納者に対するの督促はどのようにされているのかということですが、文書で未納通知をしております。その後、未納者へは電話連絡や家庭訪問を行っているところでござい

ございます。

オの未納家庭に対し児童手当からの徴収件数または金額はどれぐらい実施されているのかというお尋ねですが、平成24年度で基山小1件、7,965円、若基小はなしです、基山中もありません。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、2回目の質問に移らせていただきますが、上から順番に学校給食関係から2回目、一問一答方式でさせていただきます。

基山小学校が建築と同時に21年から自校方式から給食事業がセンター方式に移行したわけですが、その当時やはり父兄の方からいろんな意見が出ました。また、今現在鳥栖市のほうでも自校方式からセンター方式ということで父兄のほうからやはり請願が出されまして、本当に自校方式でやはり子供ににおいのこもおいしい給食をやはり食べさせてやりたい、時間をかけないで、やっぱり運搬等に時間等も手間もかかると思います。また、安心安全の学校給食を確保するために同じ経費をかけるなら、より教育した自校方式でしたらどうかということで、まだ鳥栖市のほうは、議会のほうは採択されておったようですが、請願等も父兄のほうもそういうようなところが今現在あって、いずれセンター方式に移行されるということではあるかと思いますが、そういうことで進められておるようです。

そういうことから、基山も5年が経過した中で、現在やっぱりこの給食費についてはいろんなまた問題点もあるかと思いますが、当初これだけ子供の人数も減った中で、この自校方式からセンター方式にしたときの調達調理能力が、子供がだんだん少なくなりますがいろんな必要経費が、無駄な経費があるかと思いますが、当初調理能力として何食分、現在一日当たり先ほど申しました1,473食つくってありますが、2,000食ぐらいを想定したところで建設されたものか、その辺わかりますか。当初の建築に対して調理能力、調理する数量をどれくらい勘案したところでこのセンター方式を建設されたのか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

完成当初の調理能力としては、1,800食を想定いたしております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

わかりました。現在、若基小、基山小、基山中学校合計合わせると1,473食、1,800食ということで建築されたということで十分な調理能力もあるかと思いますが、ある反面では必要経費、電気代、ガス代等もいろいろ問題等があったようですが、この問題についても十分検討されて今後進められるように。また、この給食の調理室関係については、将来はできるかできないかわからんですけれども、非常事態のときなんかこの調理室なんかを使われて、災害時とかそういうようなときに使われればというふうに思っておるところですが。

それともう1つ問題になっておりましたこの給食は毎日、月曜から金曜までですけれども、給食センター長をだれが対応をしてその責任問題、あるいはそれに対応する管理監督、そういうのは誰が今後ずっと行っていくかということですが、これについては当初計画されておりました、当初は私は今の現在原課長と思いますが、この点については今も誰かが毎日給食の監督なり、そのセンター長として対応されているのか、ちょっとその点わかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

当初より学校教育係長が給食センター長を兼任して現在もそのとおり行っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

その点については、今原課長さん当時はこの件については相当苦勞をされているいろいろ父兄からの意見等も集約されておったかと思いますが、このやっぱりセンター方式になって若基小とかそういうようなところに自動車で運んでおるといような形で、いろんな問題点もあるというようなことで父兄からも聞くところではありますが、やっぱり温かい食事をやっぱり子供に食べさせたいとかそういうような意見が多かったようです。それと安心安全ですね。

それと問題点、例えば食中毒の問題とかそういうのがないかというのが現在のその問題点じゃないかと思います。

次に、アレルギー対策についてですが、これについては学校給食に対する食物アレルギー対応は、これはもう東京でも死亡が、学校給食を食べて死亡された事故もあるし、福岡県でも湿疹になって給食を食べた、そしてまた追加をしたその生徒数がその場に意識を失ったとかそういうのがありますが、この件については認識をされておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

アレルギー対応につきましては、専用の調理台をしております、基本的に除去食で対応いたしております。卵、エビ、イカ、乳製品、ピーナッツ、クルミ等です。ただ、メインディッシュといいますかメインの料理の場合は代替食ということで、例えば青魚の場合は白身魚とかそういうふうな形で対応をいたしております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この学校給食関係の食物アレルギー対策については、やはり本当に栄養士の方なり、調理の方は気を使ってされておるんじゃないかと思います。基山においてもこのアレルギー対応されておる生徒さん、基山中学校は特に22名、基山小学校も22名おられるということで、別メニューで先ほどから答弁ありましたように、やっぱり名前とか管理面とか別にアレルギーの対策としてはやはりちゃんとした専用のラインを設けて適度な対応が可能で現在されておるということで問題に、基山の場合はないんじゃないかということの答弁でしたが。やはり、こうお話を聞いてみますと家庭でやっぱり父兄がそのちょっと追加、ほかの食事を口にしたときに何か本当びっくりするように失神を起こしたりするというような家庭で話を聞いたりしますので、学校給食関係でもおかわりはこれできないわけでしょ、この方については。その件についてはどうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基本的に給食は全ておかわりをしないような形で給食を配っておりますけれども、たまたま残った場合はおかわりをするという場合があるかもしれませんが、アレルギー対応の方についてはそういうことはできないということにいたしております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで相当気を使っておられるようです。そういうことから、やっぱりアレルギー対応についても今後ふえるんじゃないかと、やっぱり食生活が変わっていく中でそういうふうに思うところであります。

次に、学校給食に対して基山町の農産物は年間どれくらい使われているのかということで、品目なりそれぞれ質問したところですが。米については、やっぱり一番多く2万11キロ、金額にして730万4,015円ということで、まだまだこれは利用する価値もあるかと思いますが。野菜について、米、みそ、お茶、マモコダケ、柿、梨、梨は今余り基山はつくっておられないようですけれども、そのほかに野菜の地産地消で、例えば私小学校子供が行っておりますがメニュー関係で、一番の学校給食でその人気商品はカレーというようなことでよく聞きますが、やっぱりカレーにはバレイショとかタマネギとかいろいろいるわけですが、野菜類についてはこの地産地消は使っていないわけですか。ちょっとその点を。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

学校給食が、献立が1カ月前ぐらいにできるんですけれども、薬物等ができないということで、タマネギとかジャガイモ等についてはできるんじゃないかという話がありましたけれども、その野菜部会そのものでなかなか話が進みませんで、現在のところはまだ導入までは至っておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基山も青空市、年寄りのやっぱり自家菜園、農園とかそういうようなことがあるようですが、やっぱり数量に制限があるし、また規格品なんかもやっぱり同じものじゃないとだめだというような形で、学校給食に納めるのに本当にひとついっちょ納むるてちゃ規格をそろえないといけないから大変ですもんねというような形で、だんだんこれは、前はよく特に唐芋ですね、唐芋関係とかそういうのをサツマイモですか、そういうのを納めておられた方が言われておりましたが、今はそういうのがないというようなことですけれども、これはやっぱり検討する必要があると思いますので、よく青空市場の方は農協と十分協議をされて、やはり地産地消の関係で米とか、みそはもうこれはちぎりの里と思いますが、そういうようなところだと思いますので、ひとつ野菜類についてももう少し研究していただきたいというふうに思っておるところです。

米飯給食については、相当議会のほうなり、また父兄のほうから、パン食から米飯給食に回数をふやせというような形で意見が七、八年前に出た中で、本当に回数がふえたということで、米飯給食の回数も週に4回、パンを1回というような形で、前はほとんどパンでしたが今は米飯給食のほうが多くなってきていいことじゃないかと思います。それに対して、やっぱり米飯については献立なり手間がかかったり、パン食に比べたら経費も相当かかる、また手間もかかるというような形もありますが、子供は喜んでおるようですのでよろしく願いたいと思います。

次に、学校給食費についてですが、この学校給食費については先ほども言いましたように全国的に、保育料もですけれども、これはやっぱり今新聞紙上で26億円の未納金が、家庭がおられるということで3年前ですか、国が政府は子ども手当から父兄と協議をして給食費なり保育料なり学校費用なり、そういうのを引き落としていい、集金していいというような形の制度を打ち出したわけですが、この学校給食費についてはちょっと私は話を聞いてみますと、金融機関でこのフロッピー、流れとしてされておりますが、これは役場の職員じゃなくて学校の事務官が父兄からどこの銀行の引き落としとか、そういうのを聞かれてからされておるわけですか、ちょっとその点。流れがわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

金融機関につきましては、佐賀銀行、福岡銀行及びJ Aさかの3カ所です。口座引き落と

しにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

基山町内では現金の納入のところもあるかと思いますが、福岡銀行、佐賀銀行、農協というような形で、これは父兄から多分、私が昔農協に勤めておったころは父兄から、昔はもう全部農協でしたが、若基小学校がない場合ですね、でしたが、父兄から引き落としを依頼をされて、現在ではなら事務官がフロッピー化あるいはそういうのを学校のほうでつくって金融機関に持って行っておられるわけですか。それと、佐賀銀行しかできないというような形で基山中学校だけは指定をされておるといことも聞きますが、何かその辺について聞かれましたか。基山中学校の生徒は佐賀銀行じゃないとだめだと。それから手数料、振替手数料も取られておると。そういうのはちょっと改善してもらったらというふうに思いますが、その辺については協議されたことはありますか。振替手数料を取るところと取らないところとあると、1件当たり20円とか300円とかですね、その件については金額はやっぱり高いと思いますが統一されたほうがいいと思いますが、その点聞かれましたか。

これはですね、学校からかどこからか言われたかもわからんけれども、1つの金融機関に統一してくれというような形で、父兄からも問題点があったかと思いますが、ことしの中学1年生からは佐賀銀行だけしかだめですよとか、そういうふうに言われて今基山中学校の1年生は佐賀銀行だけだそうです。それと、給食費については振替、事務員が父兄からどこの口座から取ってくれというような形ですとフロッピーを作成されて、例えば農協の窓口にして、この口座から取ってくれという形でフロッピーをやられるということで、農協は手数料を1件当たり20円取っておるそうです。そういうことからばらばらで、佐賀銀行は取っていないというようなこともあります。その辺についても私は統一されたほうがいいんじゃないかというふうに思っておるところです。

それと24年度に、現在で基山小学校が2件の5万3,605円、若基小学校が3件で27万1,420円、基山中学校の2件が11万7,000円の未納金ということですが、合計しますとこの24年度、これはもう25年度の3月末と思いますが、46万円ぐらい、44万円ですか、ぐらいあるわけですが、これはそのままそのもう払わんところは払わんで、そのままするわけですか、あとは督促についてもどこまでその期限とか、あるいはその子ども手当からはやっぱりこういう

ような人たちは取れないわけですか、その点どうされているのですか。誰がこれ取りに行きよると。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

徴収の方法は、現年度分につきましては学校の事務官とか事務補が対応しておりますけれども、過年度分になりますと教育学習課の学校教育係等で対応いたしております。児童手当等からの引き落としとなりますと、本人の承諾といえますか申込書、申出書がないと取れませんので、こういう件数が少ないですとその特定の世帯が滞納をされているわけです、結構大きい金額をですね、ですから今その粘り強く説明に上がって納付していただくようにちょっと努力をしているようなところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

先ほどから保育料なり、またこの給食費についてはなかなか見えないところがあるわけですが、年々ふえてきておるようです。また、不公平の立場からやっぱり払うものはもうそのまま払わないでそのままいくというようなことじゃなくて、きちんとした制度が国が示しております子ども手当からも申し合わせで親と相談して取れるような体制がとれる状況になっておりますので、北海道のある町ではもう全部児童手当、子ども手当から引き落としの申込書を取っておるところもあるようですので、その辺についても検討研究されたらいいんじゃないかというふうに思っておるところです。また給食費については、ひとつ給食については事故のないよう運営していただいたらというふうに思っておるところです。

それから、子ども手当についてもやっぱり意見はされておるということですが、こういうのも研究されて、父兄と話されれば納入関係もできるんじゃないかというふうに思います。

時間の関係で次、子育て支援対策についてですが、この子育てについては、どこの自治体もやはりいろんな面で人口増対策なり、子供を持つ親を入居させればアパート代が半額ですよとか、そういうようなところで各自治体がいろいろ取り組んでおるし、医療費についても基山町も先ほどから町長説明がありましたように医療費の金額についても相当な金額を基山町は使っておるところでございます。

そこで、この子育て支援関係については、よその市町村関係、特に三養基関係については何日か前の新聞ではみやき町はこの人口減対策、子育ての支援対策として、子育て世代対象とした町営住宅の建設を3地区、本当にびっくりするような金額で取り組まれるということで、末安町長、みやき町長は取り組んであるようですが。こういうのも思い切って基山町も、町はもう民間ばかりに促して、その手だて、農協の開発関係でも基山は人口は減るのに世帯数はふえておるわけですよ、いろんなやっぱりミニ開発関係が今でも秋光川の近くとかそういうところがありますが、もう少しこの子育て支援が移住ができるように、定住関係が移住ができるようにされたらどうかというふうに思うところです。その中で特に児童手当の問題をちょっと私聞きましたが、昨年がこの児童手当については2億8,900万円でしたが、ことしは先ほど町長から言われますと2億7,000万円ということで、1,900万円も少ないわけですが、これは何か理由があるわけですか。生徒数が極端に減ったわけでもないし、所得制限が、これは去年からだったと思いますが所得制限の関係で支払いが少なくなったのかなというふうに思いますが、わかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

歳出の予算額の件かと思えます。昨年の平成24年度当初予算の編成のときには、まだ子ども手当から児童手当に変わるという制度が3月になって制度改正が正確にはっきり決まるという中での予算編成ではございました。その関係で、当初予算の中には特例給付分はちょっと見込んでおりませんでしたので、その分の差は当然出てくるものと考えております。それ以外にも対象人員が若干減少した分として、平成25年度では予算編成をしておりますので、その差額がここに出てきたのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この子育て支援関係については、特に児童手当なり医療費の助成、特に金額が大きいのはやっぱり子供の医療関係で年間3,700万円も子育て支援として医療費助成、乳幼児の小中学校の通院とか入学に対してどこの市町村もされておるような関係になりました。その点から

見れば、基山町もいち早く取り組んでいただいておりますが、要はやはり子育てとしてやっぱり環境、よく特集でNHKなんかで横浜ですか、そういうようなところで居住したり、長野県がやっぱり子供が多いとか、あるいはその施設がきちんと取り組まれておるしそういうのがされておるから助成があるから、こっちに移動してきたというふうなことをよく特集でされておったようですが、基山町も町長に聞きますが、みやき町長みたいな形で町営住宅の建設を子育て専門のその児童遊園の設置や太陽光発電を採用する、その子育てニーズに合ったその定住促進を今後3地区にじっくり例えば三根地区とか北茂安とか中原地区ありますね、3校区内に1つずつ今後建てていくというような考えが実際新聞でも出されておりますが、基山町も町でこういうのに取り組む考えはありませんか。私は町営住宅は園部住宅関係が古くなりましたが、そういうのも考えていいんじゃないかというふうに思うところですが、その点どんなですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

余り詳しくは存じませんが、みやき町のあの今度なさっておる住宅、あるいはPFIを活用した制度だと、制度を活用したものだというふうに思っております。そしてあくまでもあれは町営住宅という話じゃなくて、一般的な住宅と、それを子育てしやすいというようなキャッチフレーズでなさっておるんじゃないかなというふうに思っております。基山町まだまだ、今度旧役場とかほかにも園部団地とかも考え、町営住宅の土地として考えなきゃいけない部分というのはあちこちあるわけでございますけれども、今後やっぱりそういうこともPFI、これ30年という期間で、そして建物、運営、入居募集、全てをそのPFIというシステムでやるということですから、その辺は研究をしていく必要があるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

よその地区も一人でもやっぱりその子供なり、人口をふやしたいというような形でこういうふうな5階建てを今後3カ所、各校区ごとにつくっていくというようなことも打ち出されておるようです。そういうのも検討されたらというふうに思っております。

次に、今年からまたコスモス、ひまわり教室の放課後については6年生まで対応をされるということですが、要は今度の夏休みに対して相当父兄、母親たちが共稼ぎになりますとやっぱり児童を預けたいというような感じがあるんだと思いますが、その点についてひまわりでは定員が夏休み等もふえるかと思いますが、その対応についてはもう一応先生たちについてうんですか、子供さんを見てもらう先生たちの確保とか、そういうのはもう手を打っておられるわけですか。

それと、若基小のコスモスについては、1つ部屋をふやしましたがそこはほとんど使っていないようですが、そこはもう不用になったわけですか。その点、2点。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、ひまわり教室の夏休みの対応でございますけれども、こちらにつきましては指導員の先生方と協議をさせていただいて、定員が120でひまわり館では基本的には、面積的には120名がいっぱいですので、あちらのほうではちょっと保育が非常に難しいので、小学校の施設をお借りして運営をするということで、夏休みだけの指導員さんの確保というのが一定めどができましたので、そこで主任の指導員さんあたりと協議をしまして実施をするようなところで今準備を進めております。

それと、コスモス教室につきましては、2クラスに分けたのは70名を超えるのが予想されましたので、数年前に2クラスに分けさせていただいたのですけれども、ひまわり教室では常時50人程度の児童を1クラスで見えておまして、ことしの当初がちょっと昨年と比べて人数が少なかった関係で1クラスの運営をさせていただいております。ただ、人数がふえた場合にはまた2クラスの運営というのも今後検討しなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

残り少ない5分ですので、あとはこのひまわり教室なりコスモス教室については運営のほうを、やっぱり安心して親が預けて子供たちが楽しく時間を過ごすというような形の体制を

とってもらって、夏休み定員オーバーの場合はそういうような形で別な教室を利用するというふうな形を考えてあるようですので、対応していただきたいというふうに思います。

最後に、児童手当の支給関係については、本当に金額的にも大きな金額で当初2億7,300万円、基山町の子供さんたちに支払われておられますが、ここの中で被扶養者というような名目を使ってありますが、この被扶養者というのは答弁がありました。どういうふうな家庭とどういうふうな子供さんですか、ちょっとわかれば。

それと、所得制限は親の源泉徴収を出せば662万円以上はその5,000円ですか、その点お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず最初に、先ほどちょっと説明を差し上げましたが、ひまわり教室で2クラスというようなちょっと発言をさせていただきましたけれども、それはコスモス教室の誤りで、今コスモス教室が1クラスで運営をして人数がふえた場合には2クラスで運営をさせていただくということで、ちょっと発言のほうを訂正させていただきます。

まず、児童手当の件で1点目のお尋ねですけれども、被用者と非被用者といいますのは、会社に雇われているサラリーマンの家庭のことを被用者、そして自由業者の方とかそういった場合の方を非被用者というふうにして分けております。

所得制限でございますけれども、この所得制限につきましてはその児童を扶養されてある保護者の方の所得を見まして、ここに先ほど町長がお答えしましたが、その所得制限の額が扶養の方がいらっしゃるならば622万円、あと扶養の方が1人ふえるごとに38万円を加算した額、所得額としてですね、それ以上の所得がある方に対しては特例給付ということで支給をさせていただくというふうになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで、622万円のその所得制限にかかった場合は5,000円はもらえるわけですね。ちょっとその点だけお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

特例給付として5,000円を支給をするというふうになります。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

子ども手当については、貯金をされるところもあるし、やっぱり子育て支援に使われるところもあるかと思いますが、今国とかなんかがまた基山町も新規事業としてこども課については次世代育成支援対策後期行動なり、または子ども子育て支援事業計画、こういうのが22年度から26年度まで推進をなされております。そういうことから、基山にやっぱり来てよかった、または住んでよかったというように親がやっぱりよそから移住して来られるようなまちづくりなり子育て支援関係の後ろ盾を立ててもらえば、交通の便もいいし、やっぱり子供が基山中学校、基山小学校も立派な学校にもなったわけですので、若基小学校は特に児童数をふやすためには福岡県からやらそういうのをしてこういうふうな次世代育成後期行動計画なりを十分反映されて、ひとつ運営に事業に取り組んでいただいたらというふうに思うところ。これは要望です。よろしくをお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で林 博文議員の一般質問を終わります。

ここで10時10分まで休憩いたします。

～午前10時00分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。日本共産党基山町議団の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について小森町長並びに担当課長にお伺いをいたします。

質問の第1は、防災・安全なまちづくりをどう進めるのか。基山町地域防災計画に関しま

して質問をいたします。

今回、基山町の地域防災計画の見直しがなされました。それは、3.11東日本大震災や福島第一原発事故を踏まえ、計画に見直しが求められたからであります。皆さん御存じのように死者、行方不明者で1万9,000人、いまだに15万人の県民が避難したままであります。長期にわたって帰れない帰宅困難区域の人は2万5,000人とも言われております。また、昨年7月には北部九州を経験したことの無い豪雨が襲いまして、30名にも及ぶ死者、佐賀県内では4万5,000人の避難指示や勧告が出されました。基山町でも1時間当たり64ミリの豪雨が記録されたところでございます。これで河川の氾濫、そして床下浸水や農地や町道の崩壊が発生をしたところでございます。このように巨大地震、大津波、原発事故、経験したことの無い豪雨で私たちは自然や原発の恐ろしさをつくづく思い知らされたところでございます。災害に想定外はあってはならないと考えます。いざというときへの対策は大丈夫なのか。予想される大規模災害から町民の皆さんの命や財産、暮らしを守る立場から災害に対する具体的な対策について質問を行います。

まず1つ目でございますが、基山町の地域防災計画についてお尋ねをいたします。

ア、今回改訂された基山町の地域防災計画は、3.11東日本大震災や福島第一原発事故を踏まえての計画と思うがどうか。

イ、見直した主な計画とは何なのか。

ウ、この計画策定に当たり、町民、職員の参加はあったのか。

エ、東日本大震災の教訓を生かして見直しされた計画で、女性の視点が生かされた災害対策は何があるのか。

オ、想定される最大の災害で、地震災害、原発災害、集中豪雨災害の規模はどれくらいを想定しているのか。

カ、甲状腺被曝を防ぐ安定ヨウ素剤の事前配備はどうなっているのか。

キ、災害時に手助けが必要な高齢者や障害者をあらかじめ登録し、援助活動に役立てるための災害時要援護者の登録状況はどうなっているのでしょうか。

2つ目に、九州電力との原子力安全協定の締結についてお伺いをいたします。

私は、昨年の6月議会の中で原発増設などの現状変更に対する事前了解、事故時の連絡通報や立ち入り検査、周辺自治体への損害賠償についての原子力安全協定の締結を求めたところでもあります。それから1年を過ぎましたが、どのようになっているのか。また、どのよう

なことを締結しようとしているのか答弁を求めます。

質問の第2は、生活保護費削減と町民の暮らしの影響についてお尋ねをいたします。

政府は生活保護費の食費や光熱費など日常生活に必要な生活扶助費の基準を、生活保護費の増加が財政を圧迫していることや、物価が下がっていることを理由にことし8月から3年をかけて670億円、6.5%削減する方針を決定いたしました。この保護基準の引き下げは、受給世帯の96%に影響し、最大で10%減額される世帯、月2万円もカットされる夫婦、子供2人世帯も出てくると言われております。高齢者の低年金世帯が不足分で保護を受けたり、病弱で働けない人たちにとって最後の命綱であります生活保護の保護基準とは、憲法25条にいう全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであります。受給者の中からは「もう何を節約してよいのかわかりません、何もぜいたくしたいと思っていないわけではありません、普通に笑って過ごしたい、普通にあしたの生活の心配をしなくて生活したい、そう望むのはいけないことでしょうか、笑顔で生活できるように生活保護を改悪しないでください」との悲痛な声も出されております。また、これにより影響を受ける人は生活保護受給者だけではなく。それは、この保護基準というのが収入が少ない低所得者の暮らしを支えている国や地方自治体のさまざまな制度の適用対象の物差しとして連動する仕組みとなっているからでございます。

そこで、2つほどお尋ねをいたします。まず1つ目に、現在の生活保護受給状況についてお尋ねをいたします。

2つ目に、保護基準が下がりますと住民生活にいろんな影響が出てきますが、生活保護基準によって決められ、影響を受ける主な事業や制度は何があるのか。明確な答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、松石信男議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1項目めの、防災・安全なまちづくりをどう進めるのかということで、（1）基山町地域防災計画の見直し、アで防災計画改定したが、東日本大震災や福島第一原発事故を踏まえた計画なのかどうかということのお尋ねです。

今回の基山町地域防災計画の見直しは、福島第一原子力発電所の大規模災害発生により佐

賀県地域防災計画の見直しが行われたため、本町においても原子力災害発生による想定をいたしまして見直しを行っております。また、市町が地域防災計画を作成または修正するに当たっては、佐賀県地域防災計画と整合性を図ることとされておりますので、佐賀県地域防災計画をもとに見直しを行っております。

イの見直した主な計画は何かということでございます。

今回、原子力災害における教訓を防災対策に生かすため、基山町地域防災計画を見直した主な点は次のとおりでございます。

災害予防計画における原子力防災に関する情報の収集及び連絡体制の整備。

災害応急対策計画における災害対策本部組織の災害対策班の分掌事務及び動員計画、災害情報等の伝達計画、救助計画の避難計画及び給水計画並びに保健衛生計画でございます。

それから、災害復旧計画における原子力災害復旧計画等を見直すとともに、第4編として複合災害対策計画を新たに策定をいたしております。

ウの計画策定に町民、役場職員の参加はあったかということです。

基山町防災会議委員につきましては、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、基山町防災会議条例により定められており、委員の構成や所掌事務として基山町地域防災計画作成などが規定されています。町民代表の委員としては、基山町商工会、区長会、消防団長など5名となっています。役場内の職員としては、副町長及び教育長が委員となっております。

エの見直された計画で、女性の視点が活かされた災害対策は何かあるかということですが、今回の見直しでは特にはありません。

オの想定される最大の災害で地震災害、原発災害、集中豪雨災害の規模はどれくらいかというお尋ねです。

基山町地域防災計画を策定する上で、前提としている災害は総論第3章に規定いたしております。豪雨災害及び集中豪雨による局地的な激甚災害につきましては、近年発生しているゲリラ豪雨や昨年の北部九州豪雨により災害が発生しておりますので、1時間雨量が80ミリを超えることを想定しております。地震につきましては、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では本町は震度4でありましたが、震度6程度を想定しております。また、原子力災害につきましては、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業所外運搬により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害発生などを想定をいたしております。

カの甲状腺被曝を防ぐというその安定ヨウ素剤の配備はどうなっているかということです。

安定ヨウ素剤につきましては、原子力災害対策指針において定められており、この指針を踏まえて佐賀県地域防災計画においても定められております。県計画は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難等の緊急時防護措置を準備する区域で原子力発電所から30キロメートル円内においては、避難や屋内退避等の指示がなされた段階で適切な服用を行うため備蓄されております。基山町につきましては、玄海原子力発電所から63キロメートルとなっており、現在のところ安定ヨウ素剤の備蓄はしておりません。

キの災害時要援護者の登録状況はどうかというお尋ねです。

災害時要援護者の登録数は、平成25年6月1日現在で191世帯で203人となっております。

(2)の九州電力との原子力安全協定の締結ということ。

ア、締結はどうなっているのか、また締結内容とは何かということでございます。

現在、九州電力との玄海原子力発電所の安全確保に関する協定につきましては、佐賀県では佐賀県、玄海町及び唐津市が締結しております。しかし、東日本大震災がもたらした東京電力福島第一原子力発電所における重大事故により、原子力発電所が立地する本県の住民にとっても大きな不安となっております。このため、佐賀県市町会及び佐賀県町村会から原子力安全協定の早期締結について九州電力へ平成24年4月25日に要請をいたしております。この要請に対しまして九州電力鎮西副社長が出席され、9月28日に九州電力と首長との意見交換会が佐賀県庁で実施をされ、原子力発電所の安全対策等について説明があり意見交換を行っております。その後、協議の進め方について検討され、九州電力との協議については県内19の市町から実務担当者がそろって協議に臨むのは進展するのが難しいことから、佐賀県市長会及び佐賀県町村会から代表者を選出し協議を進めていくと10月25日に決定をされております。実務担当者代表による協議は、第1回協議が11月19日に行われ平成25年5月21日まで6回行われております。しかし、まだ協定の締結には至っておりません。内容についてでございますが、実務担当者代表協議の中で協議されており、まだその内容についてマスコミ等にも発表されておらずわからない状況となっております。

2項目めの生活保護費削減と町民の暮らしの影響についてでございます。

(1)現在の生活保護受給状況はどうかということです。

生活保護受給状況は、平成25年6月1日現在で38世帯で52人となっております。

(2)生活保護基準が下がるといろんな影響が出てくるが、生活保護基準によって決めら

れ影響を受ける主な事業や制度は何があるかというお尋ねでございますけれども、生活扶助基準の見直しに伴い、個人住民税の非課税限度額、保育所の保育料の免除に係る階層区分、介護保険料の段階区分、就学援助制度等国、県、町の多くの事業や制度に与える影響は少ないと思われま。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目の質問に移ります。ちょっと時間の関係で質問を前後いたします。

まず最初に、生活保護費の削減と暮らしの影響についてお尋ねをいたします。

先ほど受給世帯が報告あったところですが、現在の生活保護受給者の取り巻くこの暮らしの状況について聞いてみました。その受給者の中からは、子供が3人いるので厳しいと。それから、映画に見に行くときくらいはいい服を着たいと、高いものでもなくてもいいと、ほかを切り詰めないと映画館に行けないけれども映画を見ることが贅沢なのではないかと。こういう声をお聞きをいたしております。政府は、物価が下がっているから基準を下げると言いますが、その中心はテレビやパソコンが下がっているわけです。食料品などは下がっておりません。水道光熱費なども御存じのとおり逆に上がっているわけです。しかも、このアベノミクスの中で、きょうの朝のテレビでも、モーニングショーでも言っておりましたけれども、物価は上昇してきています。さらにですね、来年4月から消費税が増税されると、さらに物価が上がっていくと。こうした中で、物価が下がっているから生活保護の基準額を引き下げるといふことには私は全く納得がいかないわけでありまして。まさに弱い者いじめの政治ではないだろうかということ、ちょっと冒頭に申し上げておきたいと思っております。

それで、2つ目の保護基準が下がりますとさまざまな影響を受ける事業がございます。先ほど主なやつが報告ありました。それで、厚生労働省が出しました生活基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についてというのがございます。これは、インターネットで出せばすぐ出てまいります。出してみました。これで影響を受けるこの支援策、これは38あります。38が関連する、影響してくると。その中で、先ほど答弁がありましたように5つの制度について、具体的な影響についてお尋ねをいたします。

まず最初に、就学援助制度についてはどのような影響、どのような問題が発生しますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

就学援助につきましては、生活保護基準に照らし合わせて、その現在のところ1.2倍という基準で認定をいたしておりますので、その分が影響するかと思われま

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

つまりですね、今1.2となっているわけです。1.0もしくは1.2となっておるわけですが、この基準額が下がるとこの就学援助の対象から外れる人が今年度はありませんが、来年度から出てくるんじゃないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

具体的なその法の状況が詳しくわかりませんが、少なからずぎりぎりの方については影響があるんじゃないかと考えられます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

つまりですね、今言われたように影響が出てくると、受けられない人が出てくるんですよ。つまりそれはどういうことかと言うとですね、この要保護から、いわゆる今まで受けられた要保護から準要保護に移られるわけですね、移っていくわけですよ。だから準要保護については御存じのとおり1.2とか、1.0とかありますから、だからこういう人がふえてくると受けられないようになると。現在受けられている人も受けられなくなってくると。こういう心配がありまして、もちろん政府も何とか自治体でしてほしいというような要請が来ているわけです。これにはそのことがちょっと書いてあるんですね。基山町は、少なくともことしはその影響しないからいいわけですが、来年度から影響してくるわけですが、今まで受け

ていた人が受けられなくなると、こういうことは私はもう絶対にあってはならないというふうに考えますけれども、どのように教育長お考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

本町では1.2という数字で基準出しておりますが、必ずしもこれに厳格に運用しているところではないと思っています。やはり家庭の経済状況、その他困窮の度合いを見きわめながらやっておりますので、必ずしもそのあたりの基準ぎりぎりのところについては、またきちんと精査をして委員会で考えていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、基山町ではこのことによって今まで受けられていた人が、もしくはその基準が下がることによって受けられなくなることはないというふうに見ていいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういうふうに断言するわけではございませんが、収入の状況が昨年とはもうほとんど変わっていないというようなこと、来年度ですね、その前年度と変わっていない、生活の困窮度も変わっていないというようなときには、それなりの判断をやっていかなければいかんかなという感じしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

はい、わかりました。ぜひとも、そうならないようによろしくお願いをしたいと思います。

次に、個人住民税の非課税限度額について、影響について御答弁ください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

個人の均等割の町民税の非課税範囲を算出する非課税限度額も生活扶助の基準額の見直しに伴って改正されると思われます。ただ改正に関しては、平成26年度の税制改正で対応される予定ですので、そのときの基山町の税条例改正等でまた皆様に御審議していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それですね、今言われたように住民税の非課税限度額は保護基準を勘案して決められているわけですね。だから住民税非課税から、今まで住民税がかかっていない方が住民税が課税になるという人が出てくるのではありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

議員のおっしゃるとおり、今のところ非課税限度額というのは基山町は28万円を設定しております。28万円といいますと、生活扶助基準額の3級の2に該当するところの値となっております。その28万円が下がることによって、そのラインにおられる方は均等割、今のところ4,500円ですけれどもそれが課税されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

次に、保育料についてお伺いをいたします。

保育料も心配をされます。これについて説明をください、どういう影響が出てくるか具体的に。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

保育料の算定には階層区分というのがございまして、住民税課税か非課税かによってその

階層が異なりますので、個人の住民税の改定に伴って、先ほど税務住民課長が申し上げたような階層にいらっしゃる方が非課税から課税になった場合には階層が上がって料金が上がって、保育料が上がるという現象が出てくるかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それですね、私は基山町保育料のこの金額表を見てみました。第1階層が生活保護世帯で、4歳児以上まで無料となっています。第2階層が市民税市町村民税非課税世帯です、これが乳児9,000円から4歳以上6,000円までというふうになっておるわけですが。これが例えば乳児の場合、今まで無料だったのが第2階層に移る可能性は出てきますね、9,000円に上がると。これどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

保護世帯がなくなれば当然第2階層に移ってくるというふうに考えられます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それと、先ほど住民税非課税限度額の関係もありますが、均等割のみ課税世帯になるというふうになると、例えば今第2階層の非課税世帯で、乳児の場合9,000円が1万4,000円に上がるということになりますね、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

非課税であれば9,000円ですけれども、均等割だけの課税になりますと1万4,000円というふうになります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今言われたように、いずれもこれが上がってくると。この保護基準の引き下げによりまして、生活保護が停止されますとその第1階層の部分ですが、今まで無料だった保育料が有料になるというふうになるわけですね。非常に私は、基山町の子育てにとってマイナスになると、また子育て世代の財政を圧迫していくということにつながっていくということで心配をしているところでございます。

次に、65歳以上の介護保険料ではどういう影響が出てきますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

介護保険料の65歳以上の保険料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合で決定をされておりますけれども、所得段階が10段階に設定をされております。そのうちの第1段階、第2段階、特例第3段階、それから第3段階、特例第4段階、第4段階の6段階についてが生活保護者住民税非課税世帯に関係をしております。平成25年度分の保険料につきましては影響はございませんけれども、平成26年度の税制改正の状況にもよりますけれども、仮に住民税の非課税限度額が引き下げられた場合、これまで非課税であった方が課税となった場合には現行の保険料の制度では保険料が上がる方もいらっしゃいます。そのために平成26年度の税制改正の動向を注視しながら、今後その対応については検討していくことになると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと今答弁されましたように、私もこれ見てみました。今言われたとおり、保険料額については所得段階が設けられまして、第1段階から第8段階までで保険料額違うわけですが、その中で第1段階から第4段階までが影響すると、つまり上がるということになるわけです。例えば、第1段階の人は今保険料2万7,996円ですが、これが極端と言っていいのか下手すると第4段階基準額5万5,992円になるという可能性も出てくるんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

第1段階から第4段階にすぐに直結するような形にはならないというふうに思っております。例えばですけれども、現行で夫婦とも65歳以上で夫の年金が年間192万8,000円で妻の年金が120万円の場合、夫婦とも住民税は現行法では非課税になります。夫婦ともに第3段階で月額3,500円というふうになります。もし仮に、平成26年度に非課税限度額が引き下げられた場合には、夫に住民税均等割が課税されることとなりますので、その結果夫は第5段階で月額5,600円、妻は第4段階で月額4,666円となるようでございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今それは月額ですが年間6万7,200円とか5万5,992円ということになるということです。そういうことで、非常にこれも大変な影響が出てくると。そうするとちょっと答弁ではございませんが、地域別最低賃金についてお伺いをいたします。今現在幾らなのか、それでこのことによりどういう影響が出てきますか、答弁ください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

済みません、今ちょっと地域別最低賃金が幾らというのはちょっと把握しておりませんが、影響につきましては佐賀労働局とちょっとお話をしましたけれども、保護基準が下がったからといってこれが自動的に最低賃金に影響するものではないようです。ただし、最低賃金法というのがございまして、この9条3項に労働者の生計費を考慮するには労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう生活保護にかかわる施策との整合性を配慮するものとなっております。そこで、生活保護の基準が下がったときは恐らく何らかの検討がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今答弁されたように、この最低賃金は生活保護を下回らない水準となるように配慮すべき

であると。つまり、生活保護基準が下がれば最低賃金も下がるということは、可能性が出てくるわけですね、それはどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

可能性を否定するものではないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今まだほかにたくさんあるわけですが、今5つのことだけでも大変な影響が出てくるということでございます。それで、この件で最後に町長にお伺いをいたします。こういう影響が出てくると、町民生活に出てくるといことはおわかりだと。町長の御見解と、町としてはそうなった場合にどのように対処するのか、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今議論するあったわけでございますけれども、私もやはりこの生活保護費ですか、これはもう憲法で定められた最低限の生活を保障する国民の権利だというふうに思っております。まさにこのセーフティネットをそう簡単に引き下げるとか何とかという話ではないと、私自身はそういうふうな思いでございます。ましてはそれをあとはもう地方自治体でどうかしてくれというような、その国のやり方というのはいささかどうかなというふうに思っております。しかしそうは言いましても、国がそういうふうなことを打ち出してくれば、いろんな今のいろんなことで影響が出てくるわけでございます。その辺のところは各担当部署ともよく検討いたしまして、できるだけそれが影響が少ないように、ないように、またこれから考えていかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それですね、特に私は最初に言った就学援助、これは準要保護については一般財源化されていますよね、つまり基山町のお金で措置をしなければならないとなっているわけですね。要保護は国から来ますお金がちゃんと、ただ非常に財政が厳しいと言われる中で心配するわけですよ、一般財源だから。そんなにたくさん充てられないというふうになると、絞らざるを得ないというふうになると今まで受けられた人が受けられなくなる。だからこの件につきましては、担当課長にしても町長にしても、国に対してやはり財源措置を求めると、今までのさまざまな分にしてもやっぱり財源措置を求めると、政府はこれを読んでみますとあとは地方自治体でやってくださいと、影響は出ますのでよろしくと、こんなばかな話はないですよ。ちゃんとお金を、それならちゃんとくださいと、これははっきりやはり申したいということをお願いいたします。

次に、安全なまちづくり基山町地域防災計画についてお伺いをいたします。

私もこの基山町の地域防災計画書、全部ではございませんけれどもちょっと読んでみたのですが、ちょっと心配なことがございます。まず、この総論の中で原発災害について触れられておるところでございます。ちょっと私気になったのは、この福島原発の事故が結局今までその安全神話の中で起きたこととか、これまでの不十分な原子力防災体制への総括が私はきちんとなされていないと。これをきちんとした上で、さまざまなさつき報告がありましたけれども対策を立てているかという、そうはなっていないというふうに思うわけですが、この点についてどなたか、担当課長でもいいですが答弁をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この総括、それから調査につきましては、福島第一原発の事故調査委員会というのが4つ国のほうではできておまして、その中でこの原発についての検証をされております。議員が言われるように、これを町で総括してということですが、私自身もこの原子力発電所の事故が2度とあってはならないし、起こってはならないというふうに考えております。原子力発電というのは、やはり特別なリスクを有する設備運転の責任がございますので、一般産業をはるかに上回る高い安全意識が必要であるということももう認識しているところであります。また今回のような巨大な津波を予想することが困難であったということで、天災として片づけてはならないというふうには思いますけれども、この総括それからこの安全基

準の強化につきましては国のほうできちんと検証をされて規制をされるべきものじゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それですね、国の原子力規制委員会が決めました原子力災害対策指針によりますと、福島第一原発事故が起こり従来の原子力防災について多くの問題点が明らかになったというふうに記述されております。ですから、そういう意味で基山町の今回の計画でも原発事故に対する反省をしっかりと書いて、そしてやはり安全な原発はないという立場に立って、やはり本当にいかなる安全神話をもやっぱり言われないと、そしてこの1万8,000人の町民の命と健康を守る決意が私は必要だと思うんですよ。これに町長どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに原発、非常に恐ろしいものだというふうに私も思っております。したがって、ここで原発を全てなくそうとかなんとかという話までは私もちょっと申しませんけれども、やはりこれはもう十分に注意しながら取り扱いをやっていかなきゃいかん、備えていかなきゃいかんというふうに私も思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

次にですね、町民、職員の参加でございますが、先ほど報告ありましたけれども、私はこの防災計画を検討する場にこの女性や高齢者、障害者、こういうやっぱりさまざまな人が参加して、そしてこの意見が反映された計画になる必要があると。だからそういう計画になっているのかということで聞いたのですが、どうもちょっと私がまだ全部きちっと読んでいないかもしれませんが、甚だ不安なんですよその辺が。疑問なんですよ、どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

議員がおっしゃるように、今後住民の声を、その高齢者とかそれから女性の声を地域防災計画の中に盛り込んで見直していかなければならないというふうに思っております。国においても同様の考えを持っておりまして、昨年議会にもお願いしましたが災害対策基本法が一部改正されまして、市町村防災会議の委員構成が改正をされております。改正内容は、市町村の防災会議委員として自主防災組織を構成するもの、または学識経験のあるものを新たに加えております。この具体的内容につきましては、今言われましたように広く自主防災組織の代表者やそれから大学教授、それからボランティアなどのNPO、それから女性、それから高齢者ですね、それから障害者団体等の代表者を予定をされております。基山町においても平成25年度から女性の大学教授とJAの女性部の、女性は2人お願いをいたしております。そして高齢者の代表といたしまして基山町の老人クラブから代表者を1名ということで、平成25年度から委員になっていただくようにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ、そういうことで本当に地域のいろんな実情に詳しい女性の方の参加が非常に大事だということが指摘されているわけでありまして。

それで女性の視点が活かされた災害計画なのかということで、いや今回はありませんというようなことですが、ちょっと私もそういう点で特に東日本大震災の中でさまざまなことが、問題点が明らかになってきている。特に避難所の開設の問題で出されているところなんです。避難所の開設については37ページに書いてございます。ちょっと読んでみましたが、ちょっと私が期待したような内容は入っておりません。それで、何でもかというとは、これ新聞報道で佐賀新聞にも載りましたし、いろんな新聞にも載ったわけですが、つまり女性の方が避難所で着替えするときに毛布にくるまって着替えをしたと。だから更衣室の確保ですね、これが1つ言われている。それから、赤ちゃんを持っている方が壁に向かって、こうして授乳したと。だからこれ授乳室の確保。これなんかも言われています。それから女子トイレに入るときに目隠しがなかったと。外から丸見えと。こういうのも出されております。さらに、子供の受験のための勉強、これスペースもなかったと。こういうのはやはり開設してほしいというのが教訓として出されて、報道もされているわけです。だからそういう意味で、ぜひこういう点はやはりどんな災害が起きるかもわかりません。もちろん原発だけでは

なくて、集中豪雨、去年のような北部九州の豪雨が経験されたことのないような、もし起きるとすれば大変なことになってくるわけであります。ですから、ぜひこういうのをやっぱり今後、これに計画の中に具体的にやっぱり補充していくということが私は必要だと思うんですよね。ですから、その辺について考えられていると思いますけれども、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

基山町防災計画の変更につきましては、去年の11月に防災会議に諮りまして、ことしの25年の3月の佐賀県の地域防災計画のほうに意見の照会をいたしております。その後、佐賀県のほうから助言をいただいております。今まさしく議員が言われるように、避難所の問題、今の女性の授乳室とか、それから更衣室、それからトイレの問題。それから仮設住宅のほうもちょっと今の防災計画には余り詳細にはございません。ただ仮設住宅についてもやはり女性の声等が反映されなければならないというような幾つかの助言、それから検討事項というのを県のほうから伺っておりますので、その見直しをまたしていかなければならないということと、25年の3月の佐賀県防災会議におきまして、佐賀県のほうも地域防災計画を変更されておりますので、その分はまだうちのほうには反映しておりませんので、その分をまた見直しを今年度で行っていききたいというふうに考えていますので、その女性の声、女性にかかわる部分については今言われるように盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

次に、想定される最大の災害について3つに分けて答弁いただきました。何回も言って申しわけないのですが、想定外はあってはならないということと言われております。それで、そういう点でちょっと心配なんですけれども、まず最初に集中ゲリラ豪雨については基山町では1時間当たり雨量80ミリというのを想定しているということですが、この80ミリという雨量はどのくらいの雨の強さなのか。これちょっと説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この80ミリにつきましては、平坦時で60ミリ、それから平坦時以外で80ミリを超えるときは大雨警報が出されるというようなことになっておりますので、この間北部九州が多分110ミリぐらい降っておりますので、それよりも30ミリは低いわけですけれどもかなり激しい雨ということは言えるかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

相当の被害が出るということで、今も阿蘇とかあっち行ってみますとね、まだ復旧中ですよ。まだ相当崩れたままになっています。大変な、そういうふうになるということを用意しているということ。

あと地震災害についてなんですが、震度6程度ということで想定しているということなんですけれども、これについても先日の新聞を見てみますと、佐賀県ではこれも何か見直すような、つまり国が最大地震規模いわゆるマグニチュードですが、これを6.8から7.5に変更するというので基山町ではその鳥栖市の一部もそれに入っていると、鳥栖市の一部と基山町が地下でつながっているかどうかわかりませんが、そういうことがちょっと報道されてちょっと心配するわけですが。となると、やはりこの震度6程度というのがどうなるのか、その辺については佐賀県の計画を待つということになりましようけれども、どのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今の基山町の震度の6というのは、川久保断層という県の想定をもとに6程度ということで、想定をいたしております。今議員が言われるように、活断層の見直しがされて二、三日前ぐらいに新聞に載っていたかと思えます。その中では基山町の近くに来ております断層につきましては、日向峠、それから小笠木峠の断層帯ということで今度この鳥栖基山地区はそういうふうになっていまして、想定のマグニチュードについては7.2というふうになっておりますので、これについてもまた今後見直しが必要というふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

次に、安定ヨウ素剤の配備についてお伺いをいたします。これも報道によりますと、福島原発事故による放射能で甲状腺がんが診断が確定した人は12人と、これは何万人中ということで調査というか診察が行われているようですが、という報道をされています。それで先ほど、基山町は玄海原発から63キロなので、私に言わせるとまあ備蓄まではせんでもいいんじゃないかと、県でやっているからというような感じが受けましたが。ただ福島第一原発の事故実態を考えますと、私は基山町もいつその原発事故の被害地域になってもおかしくないのではないかと。そして事故があった場合に放射能の拡散が基山町はありませんと言えるのか、これは昨年の6月議会に町長にお聞きしました。そうしたら町長は、いや100キロぐらいとかそういうようなことを、そのときは言われております。ですから、私は当然対処してしかるべきだというふうに思うんですけども、しかし今のところ考えていないということ、今のところ考えていないというか佐賀市に備蓄と。そうした場合に、例えば基山町にその安定ヨウ素剤を被害があったときに持ってこないかんということと思いますけれども、その緊急搬送体制ですね、その辺はどういうふうに計画ではなっているのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

安定ヨウ素剤につきましては、今佐賀県の地域防災計画におきましては5キロ円内についてはもう原則として事故と同時に服用するようになっております。30キロまでのUPZと言われる地域については、その避難や屋内退避等の指示が出された段階で適切なその服用が必要かということが判断されれば服用しなければいけないということになっておりますので、県内では佐賀県、玄海町、伊万里市、唐津市において備蓄をされておまして、その12万5,000人分がされております。ただ基山町においても、今言われるようにホットスポットという部分がございますので、その部分については原子力規制委員会ではその安全対策をどうするかということがまだ提示はされておられません。この間、二、三日前に出たのはその5キロ圏内の事前配布について、この安定ヨウ素剤というのが副作用もございますので、その分の基準なり指針なりが出されております。この安定ヨウ素剤につきましては、原子力規制委員会の50キロ円内のその災害対策指針というのがもうすぐ出されると思うんですけども、それを受けてまた県とも協議し、県の地域防災計画との整合性もありますので、その辺も協

議して備蓄についてはまた考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

最後に、九州電力との原子力安全協定の締結についてお伺いをします。

まだ内容も言えないということでございます。それでこれも報道ですが、先月の茨城県東海村にあります日本原子力研究開発機構で起きた放射能事故で6人が被曝をされています。それで報道では、ここにも書いてあるけれどこれ佐賀新聞ですが、通報が遅いと、住民に憤りと大きく載っています。いまだに安全神話に基づくずさんな危機管理が行われているというふうに書かれています。ですから、私は安全協定の内容に先ほど言いましたように、原発増設などの現状変更に対する事前了解、それから事故時の連絡通報や立ち入り検査、それから周辺自治体の損害賠償、これは私は当然入れるべきというふうに考えますけれども、これ町長でも担当課長でもいいわけですが、どのようにお考えですか。内容はまだ言えないということですが。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

内容については、県の市長会、それから町村会のほうにどうなっているかということでお尋ねをしましたがけれども、先ほど内容については交渉事項ですのでまだちょっと言えないということでしたけれども、やはり今言われますように私の個人的な意見としてはやはり損害賠償、それから情報提供の方法等についてはやはり盛り込んでいくべきじゃないかというふうには考えております。

○12番（松石信男君）

質問終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

～午前11時10分 休憩～

～午前11時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○5番（河野保久君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番議員の河野保久です。

何かと御多忙な中、休日議会の傍聴にお越しいただきありがとうございます。任期4年の折り返しをしての初の定例会を迎えました。議場の環境もマイクも一新していただき、ちょっと皆さんお気づきの段も下げていただき、開かれた議会の第一歩と歌でも1曲歌いたくなるようないいマイクにいただきましてありがとうございます。住民としての目線を忘れずに、基山町が元気で活気あふれる町になるべく今回も質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の質問は、2項目です。1つ目は、歴史民俗資料館についてです。

先日、3月26日に図書館等の建設検討委員会の報告書が出されました。その中で、図書館等の等は歴史民俗資料館のことを指すものと認識しておりましたが、問題点は若干触れられてはおりましたが今後についてはほとんど触れられておりませんでした。町の歴史を町民に伝承していくためにも歴史民俗資料館の今後を明確にすることは重要であると常々考えていたこともあり、今回取り上げ質問いたします。

2つ目は、認知症への対応についてです。以前、1人住まいの高齢者対策について一般質問した中で、地域ケア会議の存在を知り、その後機会を見て参加させていただいておりますが、その中でも認知症の方々にどう接していくのかについて話題として取り上げることが多く、それ以来関心を持って書物等も読んだりいろいろ勉強するようになりました。今回もひとつその勉強の一環として、誰もがかかる可能性もあり、こうやって私が今話している私ですら、いつ認知症になるかもわからないそういう病気であるということがわかりました。それなので、私がこうやってぼける前に町がどうやって考えているのかなということを知っておきたくて今回質問させていただくことにいたしました。それでは、具体的な質問に入ります。

まず1点目、歴史民俗資料館についてです。

昭和57年に開館した目的及び図書館と併設した理由を示してください。昭和57年と申しますとまだ私も、まだ結婚すらしていなくて広島に住んでおりまして基山の町民ではなかった。なのでどういう経緯でこの図書館と、それから歴史民俗資料館ができたのかわからない。こ

れを知らないと今後は語れないと思ってまず質問をさせていただきます。

2点目について、現状についての概要をお示してください。

ここ3年間の入場者数または来館者数は何人ぐらいでしょうか。

2番目に、いろいろな報告書の中では未整理出土品は270コンテナと認識しておりますけれども、その内訳はどんなものが未整理出土品となっているのでしょうか。

3番目、早急に改善を必要としている課題は何でしょうか。理由をあわせてお示してください。

それから最後は、今後についてどのように考えているのかということでございます。

まず、今まだ決定はされておられません新しく図書館が建設される方向で話は進んでいるように私自身は認識しております。その場合に、図書館と併設するのでしょうか。それとも単独なののでしょうか。その辺のお考えをお示してください。

2番目、図書館が建設となった場合についても報告書についてはかなりの年数二、三年かかると考えられております。それまで、その歴史民俗資料館は今のままでいいのでしょうか。その辺僕は甚だ疑問に感じておりますので、その辺について現状のままでいいのかどうか御意見をお示してください。

2番目について、認知症への対応についてでございます。

まず、全国で約305万人の方が認知症であると言われていますが、基山町の実態はどうなんでしょうか。なかなか難しい問題でしょうけれども、見方を教えてください。

2番目に、平成24年に認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランが国から提出され、25年度から実施されることになっていますが、次の点をお示してください。

まず、基山町としてはこのオレンジプランを見てどのように対応するのか、基本的な考えをお示してください。

2番目です。現在考えている施策、またはもう既に具体的に行っている施策があればお示してください。

3番目です。私自身の私見ですが、次のように提言いたしたいと思います。基山町の考え方を示してください。

まず、「まちで、みんなで認知症の人をつつむ」キャンペーンの実施、これはどういうことかと言うと、ある一定の期間をくくって町で認知症のことをみんなで知ろうよというような体制づくりができないかということです。

2番目です。これは、その一環でもありますが、子供も認知症のことは知っておいていただかなきゃいけない。基山町の教育の中で、その小中学生に対する、生徒児童に対する、認知症に対する教育は行われているのでしょうか。その辺について、これは町長と教育長お二人にお伺いしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

河野保久議員の質問にお答えを申し上げます。

2項目ございますけれども、2項目めの認知症への対応についてをお答えいたします。

（1）全国で約305万人の方が認知症であると言われていたが、基山町の実態はどうかというお尋ねです。

正確な数値については把握をいたしておりませんが、基山町全体では認知症高齢者、いわゆる65歳以上年齢別出現率により算定をいたしますと、平成25年4月の60歳以上が5,770人中510人程度が認知症と推定されます。また、介護保険の介護認定者原因疾患割合から算定しますと、平成25年4月末現在で介護保険認定者1号が722人中180人が認知症と推定をされます。

（2）の認知症施策推進5か年計画、いわゆるオレンジプランが出されたが、25年から実施されることになっておると。アの基山町としてどのように対応するのか基本的な考え方を示せということでございます。

平成24年策定、計画期間平成24年から平成26年の基山町老人福祉計画、第5期鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画の中で、認知症高齢者に対する支援が示されておりますが、これまでは危機が発生してからの事後的対応が主でありました。しかし今後は、危機の発生を防ぐ早期・事前な対応に重点を置き実施していくこととしております。

イの現在考えている施策または行っている施策があれば具体的にということでございます。

現在実施しているものとしましては、認知症サポーター養成講座、窓口相談の充実、認知症に対する広報情報発信、地域包括支援センターの利活用、周知、権利擁護・成年後見制度の普及啓発などがございます。また、今後考えていかなければならないものとしましては、認知症地域支援推進員の取り組みなどがございます。

(3)の提言するが、基山町の考え方を示せということです。ア、「まちで、みんなで認知症の人をつつむ」キャンペーンの実施はどうかということです。

現在認知症は、85歳以上では4人に1人にその症状があると言われており、約210万人ですが、平成52年、2040年には400人程度まで増加すると推計されております。また、認知症の家族の方はその影響を大きく受けることも少なくありません。そのためには地域の支え合いが不可欠であり、町を挙げて認知症への理解を深める取り組みは重要なことだと考えます。

イの小中学校の児童生徒に対する認知症教育の実践ということでございますが、核家族化が進む中、小中学校の児童生徒に認知症への理解を深めることは大変意義深いものがあると思います。そこで本年度は、8月ごろに放課後児童クラブのひまわり教室、コスモス教室で認知症サポーター養成講座を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

今、町長が平成52年に400人の認知症程度というのは、400万人ということで訂正をお願いいたします。

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

河野議員のまず最初の、最後の質問に教育委員会の立場からお答えをいたします。

小中学校の認知症について、小中学校の児童生徒に対する日常教育の実践は行っているのかということですが、他県でそのような教育をしている例は承知をしておりますが、本町の小中学校では現在のところそういう教育というのは実施はしておりません。

続いて、1項目めの歴史民俗資料館についての御質問にお答えいたします。

(1)昭和57年に開館した目的及び図書館と併設した理由を示せということです。開館した目的ですが、基山町には国の特別史跡である基肆城跡を初め特色のある多くの歴史・民俗資料があります。また、昭和50年からの駅前開発に伴う千塔山遺跡の発掘調査では、県指定重要文化財である青銅製すき先が出土しましたし、当時としては全国的にも注目されるような弥生時代の環濠集落跡が確認されました。このような状況の中から、資料館建設の機運が高まり、町民の教育、学術及び文化の発展に資するとして近隣自治体にはなかった歴史民俗資料館が開館したものです。

図書館と歴史民俗資料館を併設した理由については、設計費、建設費及び施設整備費等の

節約がございます。次に、施設の管理運営上の効率性です。次に、町民の教育、学術及び文化の発展に資するという目的の共通性です。次に、町民が両方の施設を相互に利活用しやすいということで併設をしたということでございます。

(2)の現状についての概要を示せということです。

ア、3年間の入場者数、来館者数でございますが、何人かということですが。平成22年から24年度までの3年間の資料館展示室への来館者数は約1,050人です。

イの未整理出土品は270コンテナと認識しているがその内容はということですが、その内容は土器や石器の小破片といったものでございます。

ウの早急に改善を必要としている課題は何か、理由とあわせて示せというお尋ねです。

まずは、歴史民俗資料の増加による収蔵施設の不足であろうと考えます。発掘調査に伴う遺物の収蔵について仮設の倉庫も使用していますが、満杯の状況です。それから、建物の老朽化に伴う展示室の湿度対策や開館当時のままの館内の展示施設や設備ですので、興味を引くような展示がしにくいことかと考えます。

(3)今後についてどのように考えているのか、所感を示せ。

アの新しく図書館が建設されることになった場合、併設するのかというお尋ねですが、今後図書館を建設するとなった場合は、併設も含め町民の皆さんや関係機関、有識者等の意見を伺いながら検討していかなければならないと考えます。

イの図書館が建設となった場合は、完成までに数年かかると思うが、それまでは現状のままと考えているのかということですが、現時点では図書館建設の時期等は明確ではありませんが、図書館建設までは現状のままでの運営を考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ありがとうございました。

では、まず歴史民俗資料館について何点か、一問一答形式で御質問したいと思います。

昭和57年といいますと、まだ私も基山の町民ではございませんでしたし、今基山に住んでいることすら不思議なところも感じている次第であります。ただ基山は好きでございます。このすばらしい自然があり、こういう史跡が残っているというのはすばらしいところに来て

よかったなど自分自身では認識しておりますので、まずその当時、その図書館と歴史民俗資料館ができた経緯をお伺いしたわけです。まず、具体的にこの当時で両方一緒にとということで、建設費というかどのぐらいのお金をかけてできたものなのか、おわかりになりますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

開館当時の施設の概要ですけれども、用地費が1,929万5,000円、建物の建築費が8,900万円、その他造成工事費や備品購入費等で1,587万3,000円の合計1億2,416万8,000円でございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、御答弁の中にいろいろ出土したと、それはいいんですけれども。資料館建設の機運が高まったということが1つの要因として挙げておりますけれども、これは要は町が仕掛けてこういうものが出来たからやったほうがいいよということで機運が高まったのか、それとも住民の人がこういうような出土になったよというようなことがあったんで、何とか町長つくってほしいですよという感じになったのか、わかる範囲で結構です。非常にニュアンス的には難しいところだと思いますが、どんなことだったのか。もし当時わかれた方がおられたらその方の御答弁でもいいのですが、その辺教えていただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

先ほどの教育長の答弁にもありましたように、ちょうど駅前開発で千塔山遺跡が発掘されて、その県指定重要文化財であります青銅製のすき先などが出ましてマスコミ等に取り上げられ、また吉野ヶ里遺跡で話題となりました環濠集落ですか、当時はその環濠集落というのがそれほどまで注目を浴びていなかったのですけれども、非常にそういう点でやっぱりマスコミ等に取り上げられて町民の機運が高まったというふうにとめております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

わかりました。それでですね、併設した理由について何点か御答弁いただいておりますが、いわゆる大まかに分けると経済的な理由、2つつくるよりも2つでつくっちゃったほうが、例えば2億かかるものが1億で済んだよとか、先ほどは1億2,000万円ぐらいの総工費ということで御答弁ございましたけれども。なったのか、要は経済的な面が主だったのか、それともいわゆる目的、目的いろいろありますよね、学術的な目的とかそういうものは図書館と一緒にあったから、それから一緒になったほうがみんなの目に触れるから一緒にしたんだよという、この2つ、大きな理由としてはその経済的な裏の理由と、それともその裏に隠れてその効果から見られる理由等あると思うのですが、どちらのほうを重視したかというその辺はわかりますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

どちらかを重視したというのはちょっとわかりませんが、先ほど述べました項目全てをやっぱり包括したところで全体的に考えて併設されたと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

どっちもということでよろしいのですね。わかりました。

それでは、この辺は前段なのでこれから後の話の1つの枝葉としていろいろお聞きしたんで、これから後のことが僕が今回質問した趣旨のところに近づいてきますので、そちらのほうに話は移ります。

まず、来館者数3年間で約1,050人ということでお答えありました。どういうふうにしてカウントしたのかどうかちょっとその辺が甚だですね、あそこは入場料を払うわけでもないし、図書館と併設なので、ちょっとその人数のカウントって難しいなと僕は思っているんだ

けれど、どういうところから1,050人って出てきたのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在、特別展というのを年1回ほど地域のボランティア団体の協力を得まして開館しております。その中で、そういう特別展の期間中は受付帳を置いて、時には説明をされるそういう知識のある方が常設されてしておりますので、その分の数字と受けとめております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それではそういう一般の、例えば僕もこの前ちょっと何回か図書館に行く機会ございますので、ちょっとああこんなところあったからちょっと寄っていこうかねと思っている方はカウントされていないということですね。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

あそこは2階に上がっていかねばなりませんので、平常時何もないうきは鍵がかかっておりますので、あけて案内するというか見てもらう必要がありますので、図書館の職員がそれは数は数えているというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

いや、ちょっと今聞くつもりじゃなかったんだけど、この前僕行ったとき何も言わないで、トコトコと上がって行って、あら戸が閉まっているね何かせないかんのかねと、物は試しにちょっと押してみようと思ったら開きましたよ。なので聞いたんです。だから何で1,050人って出てきたんだろうと思ってふと聞いたんです。言いたかったのは、なんかあれがすごく入りづらいんですよ、逆に。いいんですよ、誰もが来てぼっと入れるような雰囲気じゃないですね、あれね。ということなんで、今後のためと思って聞きました。

それからもう1つ、一番大切なところは1,050人という、例えば今はその特別展のときの

数字での3年間で1,050人、3年間ですよね。という数字がございましたけれども、この数字に対する認識、これは多いと思いますか、少ないと思いますか、町としてはどう思いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

3年間で1,050人というのは、1日1人ないぐらいの数字になりますので、それは多くはないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それだったら後でいろいろまたお話しさせていただく、そういう認識であるということですね。もうちょっと多かったらよかったねという認識で考えてよろしいでしょうか。いいですね。

では、それからもう1つその270コンテナ、なんか未整理のものがあると、いろいろ委員会の報告書見ておっても人手が足りないとかなんとかかんとかで、まだ十分できていない。せっかく出土されたものが、そうやって置かれているということ自体、なんかこれは非常に残念なことじゃないでしょうか。についてですね、これから水門跡の整備も今していますので、当然資料をそういういろんなものが減ることはないわけですよね、ふえることはあっても減ることはないわけですよね。その辺について、こういうものが出てくる、まだいろいろ出てくるんだろうと思います、恐らく。水門溝だってあれ、想定していなかったところに出てきたわけですから、いろんなものが出てくると思います。そういうものに対して、この整備というものについて今後どういうふうにしていくのか、その辺の基本的な考え、人をふやして対処していくよ、場所も早急に探して対処していくよ、次の質問とも関連するんですけど、その辺に何か基本的な考え方はお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的に、まだ具体的にそういう構想というのはありませんが、将来については図書館建

設等がもし実現した後については、何らかのこの整備について、また整理していくことについてはやっていかなければならないだろうと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、さっきお聞きすればよかったですけれども、平素、担当の方は今歴史民俗資料館ではそういう何ていうかイベントのとき以外はおられないですよ。例えば、あそこに対しての説明を、よその町民の方が来られて、図書館にある、それでちょっとこれどういうものなのかちょっと説明してくださいよというような、例えばですよ、要望があったときにはどういう対処をなされているのですか。それとも今、そういう話はないんですか。その辺、ちょっと現状をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

専門的な説明が必要な場合は、事前にこちらの文化財担当者のほうに連絡をいただきまして、都合がつく限りそういう説明をさせる体制にいたしております。それから先ほど河野議員が言われました、開いちゃったよということですが、うちとしては原則鍵をしております。ただ、その日は図書の整理日ということで、下の1階の司書の方があけて利用していたと思われま。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひ、どういう形にあるにしろ僕は余り閉鎖的なものよりも、誰もがいつ行ってもやっばり見ていただいて、それで十分その辺の基山町のよさなり展示されているもののよさ、それから基山の歴史というものを知ってもらって帰っていただくという機会が、なんか鍵かけちゃっていることで閉ざされているんじゃないかなと。例えば、一般の町民の方で図書を借りに行ったついでに、先ほど目的の中にも町民と一緒になれば利用しやすいからというところでも入っているわけでしょう、併設した目的に。だったらもうちょっとオープンにしてもい

いんじゃないかな、それは資料が大切なのはわかります。ということなので、早く僕は係員の方をやっぱり置くべきじゃないかなというように感じます。小郡なんかは文学者のなんか資料館もありますし、ほかのところの資料館に行っても必ずそういう方いらっしゃるんですよ。少なくとも説明求めれば、いつでもそんな予約取らんでも対応していただけるわけですよ。この前なんかもちよっと手前味噌ですけど、体育館で九州の総体の予選があったときに、ハンドボールの僕たまたまぼっと入ったら面白かったんでずっと見ておったんですけど、あのときの人ってすごかったですものね。体育館がいっぱいになりましたものね。ああいう人たちが帰り道もし寄れるようなものがあつたらすばらしいね、そういうものでやっぱり基山というものを売る1つのコンテンツになるんじゃないかなっていう気がしたものですから、そういう質問をさせていただいております。その意図だけはよく御理解いただいて対処いただければと思います。

それから今後について、この辺が一番今回のメインなんですけれども、どうお考えなのかということなんです。併設も何も今のところはまず決めていないよと、皆さんの意見を聞きながらこれから考えるよということですね、確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それで検討会の中でも議事録見ていると、その辺についても検討していただきたいと思えますと言いつつも、何か議事録見る範囲ではその辺のことが余り話されていないのが非常に残念だったので、ぜひ次についてはもういわゆる図書館の建設と同じくらい重要な僕のものだと、もし併設するんであったとしたらですよ。まず併設するところかどうかから話は始めなきゃいけないと思うんですけども、その辺については十分話していただいて、僕は併設ありきではないとは思っております。なぜかという、図書館の例えばスペースについても検討委員会の意見見ておつても、図書館のことだけのスペースで話が進められているような気がします。それと、そのいろいろ一緒にあったほうがみんなが来てもらう目的が一緒

だからということで併設したという理由に挙げられていますけれども、そうじゃないんじゃないかなって僕は気がするわけです。やっぱり皆さんに来ていただけるようなところにまずつくって、今の平米だと219平米だったですよ、たしか広さがあの展示館の。あれだったら、ちょっとこの前いろいろ見ていたら今度の内山建設の跡地になんか2階にスペースがあって、あそこにいろいろ触れ合いのコーナーつくるんで、あの広さがどうかと思ったら、ざっくり考えてみると200平米ちょっとぐらいだったんですよ。最低あのぐらいのスペースがあればできるんだと思うんだったら、それこそ町の図書館はいろいろ報告書見ると、いろいろ強度の問題だとかありますけれども、町のあいている部屋の中にそういう展示場をつくって、そういう考え方もありじゃないんでしょうか。それから収蔵物も言っちゃ悪いですけど、あいている部屋いっぱいありますものね。そういうところに早く持ってきて整理を進める。ここに問題点としては、その収蔵物の場所も早急にやらなきゃいけないと思いますと言いながらも、具体的に何も無いというのは実に残念なことなんです。その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、展示の仕方につきましては、いわゆる今のような展示ということも考えられますが、もし新しい図書館ができた場合にはそういう一角に、そういう歴史のコーナーを置いて入れかえながら常にそういう特設で持っていくということも十分考えられるのかなと思っております。そうすると、本体はどうするのかと、そのことはまた現状少し改修するかもわかりませんが、そういうこともあわせて、そういうことも広く町民の方に知らせるためにはそういう方法もあると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それじゃあ、いわゆる建設になった場合とそれから、まず建設って最終的に決定したわけじゃないんで、建設しないことだってまだ可能性としてはあるわけですよ。そういう場合に、じゃああの資料館をどうするのかというようなこともぜひ御検討いただければと思います。そうしないと、話しが前に進まない。

それと、問題点の中にはその施設が老朽化しているよって、資料の保存ですらもう既に問題がきているんでしょう。だったらその点だけでもなんかやっぱり早急に考えるべきじゃないですか。そうしないと非常に大切な皆さんから出していただいたいろんな資料を、みんなで力で集めてきた資料、金かけて集めた資料もございますでしょう、そういうものが無駄になっちゃうってことだってあるんじゃないですか。なので、その辺の措置をぜひ早急をお願いしたいと思いますけれども、町長いかがですか。あわせて図書館の話と、そういうことで検討委員会のほうに早急にその辺もあわせてやっていただくように、町長のほうからも諮問かけていただけませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに基山町いろいろ歴史ございまして、その資料というのもございます。それはやっぱりちゃんと整理して展示するべき、そういう場所が必要だということは私も感じはいたしております。それで、ここでこの図書館に併設するのかどうか、それができるのかどうか、その辺は非常に私も気になるところでございましたものですから、建設検討委員会のある方に、それ本当に併設できますかねというようなことを途中で個人的に聞いたことはありますけれども、それはまあ何とかとれると思いますと。ただ、何もかもこう並べるといようなことじゃなくて、よく以前はそうだったと、基山もそうだったと思います、脱穀機みたいなやつ、ああいうのがいかにもこう民俗資料というように感じでございましたけれども、もうあんなのはちょっといかがかかと、そういうじゃなくてやっぱり基肆城なり、あるいは千塔山なり何なりというようにそういうやっぱり大事な物もございます、それから今おっしゃいましたようにこの前のなんかをやった、イベントをやったときに皆さんからいろいろ資料をいただいております。もう町のほうにいいですよと言われるところもあります、それも知っておりますので、そういうことはやっぱり無駄にはできないし、それもやっぱり大事にしていくと。しかしそれを展示するというのは、やっぱりテーマを決めて月ごとにイベントをやっていくというように、そういうふうな考え方もあろうと思いますので、そういう意味での併設だったらできると思います。もっと広くということであれば、それはなんかまた別棟で建てなきゃいかんでしょうし、これはうかつなことは言えませんが、それこそ1階の入って、右側の入って右すぐですか、あの辺もかなりあいているからもったいないなというよう

なそういう気もしますから、あそこはなんか常設のそういうふうなことでも、2つになりますけれども、そうすると説明もすぐ降りて来れますし、そういうこともあり得るかなと私自身はこう密かに思っております。そういうことでまた考えていきたいと。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

町長、密かに思っているなら密かに思わないで言ってくださいよ。そうじゃないと話が進みません。でございます。それですね、やっぱり歴史民俗資料館の意義というもの、いわゆる学術的なもの文化を継承するという意味、存在意義については誰も疑問を挟む方はほとんどいらっしゃらないと僕は認識しております。それで、この前の創作劇の目的の中で教育長はいみじくもおっしゃっておいりましたけれども、基山の子供たちが歴史を語る子供たちであってほしいよと、それが目的でああいう創作劇もやりました。それから、町の人みんながやっぱり基肆城のことを知ってもらうということは大切なことだと思いますよという話をなさっておりました。せっかくそういう、それこそ機運がですね、僕はある1つあのイベントで、例えば演劇文化の問題だけじゃなくてそうやって基山町の歴史を考えるとというのは芽生えてきたと思うんですよ。だからそういう時期に、何らかにやっぱり具体的なアクションを起こしていただきたい。例えば、今できることであるなら文化祭のときのどこか展示場をつくって、例えば水門溝で出てきたものでこんなものが出てきていますよと、特別展示をするコーナーをつくったり、やっぱり知恵を働かせて、町で仕掛けて、みんなに呼びかけていけないといけないと僕は思っておりますのでこういう話をさせていただいております。その辺のお考えについてはどうでしょうか。いろいろ御検討する面はあると思うのですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

かなり私もそのように思います。私たちが劇で取り組んだのは、やはり子供たちにきちんとした基山町の歴史の認識を植えつけさせたいというのが一義的なもので、それを町民の皆様にお知らせしたい。これは議員がおっしゃっているように、基山のこの文化的なこの昔の遺産をみんなにきちんと説明して展示するべきじゃないかということと全く共通すると思いますので、今後そのことについては力を入れていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから最後に1つお願いなんですけれども、検討委員会の議事録の中で教育長もなんか予算委員会の中でもそれらしいことをちらっとおっしゃっていたと思うんだけど、小学校のなんか町おこし展見に行くのに、わざわざ太宰府に若基小だか基山小の子供たちがバスで行っているみたいな話を、ちらっと載っていましたよね。あれ非常に残念なことですよね。こういうものがせっかくありながら、何で基山の歴史って基山で教えられないんですか。残念だと思いませんか、ぜひそういうことはないように学校側とも話していただいて、何らかの形は持っていついていただいて、そういうことだったらできるでしょう。教育長の腹一つでできるはずなんです。ぜひその辺はやっていただけるようお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことにつきましての、やはり基山のその資料館を利用するというのがベストでございます。なるべく利用するようにというのを学校に奨励しているのですが、やはり民俗資料といますか、例えば昭和の暮らしであるとか、その前の暮らし、昔の暮らしというのは小学校で勉強するときに、そういうものの展示について非常に基山町にはないものですから、それは太宰府でありますとかそういうところにはきちんとこう整理して昔の歴史を、昔の暮らしですね、ですからそういうところに勉強しに行っているということで。古代史あたりについては基山町の資料館をうんと積極的に利用するようにということで、また働きかけていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

次の質問もございますので、あれですけれども、1つだけお願いしたいのはいろいろ皆さん聞いていると、町長にしても教育長にしてもいろいろお考えを持っていますよ、じゃなくてどんどんそれを発信してくださいよ。それでみんな考えましょう。思っているだけだっ

たら何も通りません。基山町の職員の方、一生懸命よくやっておられるのだけれども、いつも思うのはそこです。思っているんだったら何でやんないのというところを、やっぱりいつもいろんな問題に触れるにつき感じるところなんで、ぜひその辺はいろいろ今教育長、町長もお考えがあるなら町内でも検討していただいて、それで実行できるものは実行していただいて、いわゆるこの有効な資源を活用していただければなと思います。それは、お願いします。

それでは、2点目に入ります。

認知症への対応についてということで、305万人という数字が出ておりました。あれが、僕も何で305万人と出てきたんだろうなと思ったら、先日6月1日に読売新聞で厚生省の研究班の推計統計が出てきて、あれはなんかいわゆる305万人と言っていたのは介護保険の要介護認定を受けている高齢者を対象に推計を行った認知症の高齢者数が約305万人だったよと、平成12年度ではですね。それで今後出たのは、いわゆる町で10市でいろんな聞き取り調査、それから医療調査をやって行った調査、専門医が国際基準に従って診断して認知症の人の割合を調べたというのが厚生省の研究班の推計として出まして、それでは15%の方、なので国で言うと約3,080万人でその15%という462万という数字になりますよというのが、公式見解として新聞にもされました。基山町で、じゃあその数字を当てはめてやるとどうなのかなという、65歳以上の方、これは平成25年の4月末現在の人口であれば4,100人余り、その15%単純に掛けると600人ぐらいという数字になります。それから最近の考え方としては、その認知症の方以外にちょっと問題が複雑になっているのは、いわゆる軽度認知症、いわゆる認知症予備軍みたいな数値も出てきているんですね。それが全国では約400万人ぐらいいるとかいうんです。僕は町が出している数字が正しいとかそういうことを論じているんじゃないくて、ここ何年か非常に高齢化に伴って、高齢化だけではないんですけども高齢化に伴って認知症の方がふえてきているという現実だけは、これほどこの町でも人数の違いこそあれ、絶対人数が多ければそれは多くなるのは当たり前です、なので当然のことだと思うんですね。だから早く町として具体的に手を打っていかないと、例えば町長だって教育長だっていつ認知症になるかわからんですよ。それが認知症の怖いところなんですよ。やっぱり僕は自分が元気である間に、やっぱりそういう筋道だけは基山町でつけてほしいな。極端な言い方すれば、安心して私が痴ほう症になっても、安心してここで家族と一緒に暮らせるよねみたいな町になることが理想なんです。それでお伺いしております。

話は長くなりますので、オレンジプランについての対応のところでは何か質問させてくだ

さい。要はこのオレンジプランというのは、そういう認知症に対処するために町として国として、目標基準を定めているんなものを、人数的な目標値を決めてそれに向かって具体的な行動を起こしましょうということですよね。それでまず僕は基山町の中で、先ほどの答弁を聞いていただいて何ができるのかなということで考えてみました。それで、知られているようで知られていないのが認知サポーターの存在。それから、ここに最後に広域のほうの指針でも出ていましたけれども、支援推進員の取り組みというところが出ています。これは早急に、やっぱりみんなで見守る体制をつくろうという意味合いだと僕は判断しているんですけども。この辺の現状、基山町で認知症サポーターが今何人ぐらいおられて、将来的には何人ぐらいにしたいんだとか、それから認知症地域支援推進員の方が今何人ぐらいおられて、それともおられないのか、それで最終26年度このプランの間にはどのぐらいのものに町としては持っていきたい、そして見守り体制をつくりたいと考えておられるのか。その辺をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、認知症サポーター養成講座についてでございますけれども、サポーター養成講座につきましては平成21年度から取り組みを始めておりまして、平成21年度が3回で127人、平成22年度が6回で153人、平成23年度が7回で162人、平成24年度が9回で269人の方が受講をされております。それで、合計で711人の方がこの講座を受けて認知症のサポーターということになっております。今後についても、こちらの講座については引き続き広報等も行いながらうちの回数もできる限り多くして、やはりこういった認知症についての基本的な知識を持たれる方をふやしていく必要があるというふうに思っております。

それから、認知症地域推進員につきましては現在のところ基山町には1名もおりません。この認知症の地域推進支援につきましては、基本的には認知症疾患医療センターや医療機関、それから介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担っていくということになっておりますけれども、この推進員になるためには一応国が行っております事業を取り組みまして、中央段階の一定の研修を受けた方が認知症地域推進員とされますので、今後はそちらの事業の取り組みを検討していかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが。サポーターの方は全部で700人ぐらい受けられたということですね。それで将来的には、それはみんながみんなって言いたいんでしょうけれど、そうはなかなかいかないだろうから何人ぐらいと、町のもくろみとしては、仕掛けとしてはその辺を想定してこれから取り組んでいくんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

国のほうの指針でいきますと、大体现状の倍程度でございますので、現状が711人でございますので約1,400人程度を平成26年度までに達成できればというふうに予定をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

僕も認知症サポーターのことについては、詳しくは存じ上げないのですが、要は認知症サポーターというのは認知症のことを知って、まず理解して、なんかそういう人を見かけたらできることをやってあげましょうね、そういう見守り部隊のことですよ。特に資格があつてどうこうだとか、そういうことじゃなくて、そういうものやって何か具体的に何かこう目印になるようなものとか、なんかオレンジリングとかなんとかってものがあるような話を聞いたことがあるんです。なんか今お持ちでしたら。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今、河野議員おっしゃいましたように、認知症サポーター養成講座を受講していただいた方には、こういったオレンジリングを差し上げております。一応この分を携帯していただいて、そういった自分は講座を受けたんだよということで、議員が言われましたように特段難

しいその養成講座を行っているわけではなくて、認知症とはどんなものかということを知っていただいているというような状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それからもう1つ確認しておきたいんですけども、ある書物を読んでいたら介護保険って基本的に65歳以上の方が適用ですよ、それで今やっかいなのは若年者認知症といわれる方がかなりの勢いで急増してきておられる。僕も初めて認知症の方のいろいろな実態を、書物だけですけども読ませていただくと、経済的な負担ってかなりあるんだなっていうのがわかりました。それで、以前ですとその介護保険だけじゃないかと、なんか聞いた話によるとその若年者の方はそういう保険の介護も何もないから、いわゆる精神病院、いわゆる精神科みたいなどころに行くしかなかった。ただ、いわゆる全国で起こされているその認知症の家族の会みたいなの、いろんな要請で厚生省がもう5年だか6年だか前に施設さえよければそういう方もそういう施設を利用していただいて結構よというような話になって、通達が出されているとかいうことがあったことをちょっと目に触れたんで、その辺の確認だけしたいんですけどもそういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに若年性の認知症は、現在増加傾向にあるというふうに言われております。そういった中で、40歳から64歳の方については介護保険の第2号被保険者となりますけれども、一応その分につきまして認知症につきましても特定疾患というふうになっておりますので、そちらでの対応が可能ということになります。認定や実際のサービスの費用につきましては、1号の被保険者と同様の扱いになりますので対応できるというふうには思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

わかりました。それからいわゆるキャンペーンの実施ということで、前向きにいろいろ御

発言いただいたのですが、その中でなんか具体的に今考えているようなことはないですよ。はい、わかりました。それは早急にこういうプランが出ているんですから、何か具体的なアクションを起こしていただくようお願いいたします。

それから小中学校の教育というところで、僕は非常にこの辺が気になっているところなんです。なぜかという、今回この問題を取り上げた趣旨は認知症にはいろんな対応があるんですよ、いわゆるかかる前の初期対応、これは今重要だと、非常にそれによってアルツハイマーになるのが防げるというような認証実験まで出ています。それから、なっちゃってから例えば徘徊したときには徘徊サポーター制度をつくったり、それからGPSを患者の方に持っていたり、警察官の方の交番署長と話したら一番困るのは場所がわからないことですものね。それにはもう鎖つけてもらうように、町でも金やっでどんどんつけてもらうようなことを考えたらどうですかねというようなことまでおっしゃっていました。まず場所を徘徊の場合には認定する、そういうことを早急にやるということがまず大切だと思います。

それから、いわゆる家族内のケア。すごい家族の方という精神的な負担、何であのじいちゃんがこうなっちゃったの、もう頭が一時混乱するそうです。そういう方たちのなんか触れ合いの場、そのオレンジプランの中にもなんか認知症カフェみたいなものでみんなの寄り合いの場をつくっている。恐らく基山にはないはず。なのでそういうものをぼちぼち考えて、まず家族のそういう触れ合える場をつくるとか、いろんな手があると思います。ただ僕は今回言いたいのは、まず基山町にみんなで認知症を認識しようという、正しく認識しようとするムードを町が仕掛けて、みんなで仕掛けてつくりましょうということなんです。これがないと、話しは始まらないんですね。いろんな制度つくったって。だから、そういうことをお願いしたいと思って。それでここに具体的にその小学校との連携というのもそういうことなんです。小学生だって町で会ったときに何かの手助けになるんですよ。それには認知症のことを知らなかったらおしまいなんです。それでそのじいちゃん、ばあちゃんがあっこのほうに行っちゃうことだってあり得るわけです。なので、そういう教育をなさらないんですかって言っていたときに、サポーター制度の講座をやるって言うんだけど、何でこれ全校生徒にやらなかったんですか。一挙にふえますよ。何でここ、その児童クラブのところだけに限定してこういうことということになったのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

なぜ今回その放課後児童クラブだけかというお話だと思いますけれども、確かに全校挙げての教育を行っていくことが必要ではあると思います。今回につきましては、そういった部分のきっかけといいますか、とっかかりとしてこういった放課後児童クラブを使わせていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひですね、もうそういうことで決定したなら、まずやっていただいて、やっぱり教育長にもお願いしたいんですけど、ぜひ学校でこんな1年中やってくれということじゃなくて、やっぱり認知症ってこういうものなんだよ、じいちゃんばあちゃんもかかるし、ひょっとしたらお父さんだっかかることだっあるんだよという認識を、まずそういう子供たちに持ってもらうということ、これが大切なことなんです。それで先日、ここで大谷るみ子さんって大牟田の方で、認知症の方の講習会ございました。その中でいいお話しされたのは、認知症に対して何が大切かと、1人が100歩ぽーンと踏み出すよりも100人の人がみんな1歩ずつでいいんですよ、それが認知症の方を支えるにはすごい重要なことなんですよというお話を、自分の体験談をもって話しておりました。僕はやっぱり基山にだったら、1歩ぐらいだったらみんなで踏み出せるんじゃないかなと、その話を聞いて思いました。なので、町のほうの仕掛けとしてはいろんなやり方があると思います。まず1歩を踏み出して、みんなで認知症のことを知る体制をつくること。ここからまず今年度は、そう金のかかる話ではございません。ぜひ町長やっていただけることをお願いして、最後に町長の御見解を聞いて終わりたいと思いますが、どうぞ町長。前向きな見解をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今いろいろ河野議員おっしゃいましたけれども、やっぱり私も町を挙げて認知症というものを知る、そしてそれを理解する、それはやっぱり私どもも本当に言うとは理解はしていないかもわかりません。まさにそうだと思います。それをやっぱり子供のときからそれが必要だということ、その辺を十分に私も感じて今思っておりますので、その辺はまた教育課とも打

ち合わせまして何らかの形でやりたいとは思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

こうやって、例えばこういういろんな方が安心して暮らせる町ということは、いわゆる佐賀県の知事がおっしゃっているユニバーサルデザインは、もう町の思いやりではなくて常識なんですよって、そういう社会の中でやっぱりみんなこれから暮らしていかなきゃいけないんですよ、誰もが安心して暮らせる町じゃないといけないんですよって考え方につながっていくと思うんです。なので、ぜひ具体的なその辺の行動を健康福祉課だけに任せるんじゃなくて、全町で挙げて自分たちでできること、例えば課長クラスみんな講習を受けてオレンジリング持ったらどうですか。そういう意気込みを示していただきたいと思います。そういう願いを込めて、今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時20分まで休憩します。

～午後0時20分 休憩～

～午後1時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に、品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

こんにちは。10番議員の品川義則でございます。

通告をいたしております3項目について質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、質問事項1のまちづくり基本条例について質問をいたします。

1、24年度の町民提案について質問をさせていただきます。

ア、ガードレール、カーブミラー等の設置には基準を決められているのでしょうか。

イ、町の回答に提案者が不満や納得がいかない場合には、町はどのような対応をされていますでしょうか。

ウ、まちづくり推進審議会からの再検討事項などはあったのでしょうか。

エ、WEB町長室と町民提案制度は、私は似たような制度だと思っておりますが、併用されているのはなぜでしょうか。

2、町民、町民活動団体の定義について質問をいたします。

ア、町内事業所に勤務する個人の国籍は問わないのでしょうか。

イ、町内活動団体と認められない団体の定義はあるのか。

3、町民投票について。

ア、第25条第3項にあるその事案ごとに、投票権者、投票結果の取り扱い等規定した条例はどのように定められるのでしょうか。

質問事項2の放課後児童クラブについて。

1、待機児童の対応について質問をいたします。

ア、現在何名の待機児童がいらっしゃいますか。

イ、対象学年拡大が原因でありますか。

ウ、対応はどのようにしていますか。

エ、解消時期はいつでしょうか。

オ、待機児童解消のための条例等の見直しや改正は行わないのですか。

質問事項3の公営住宅等長寿命化計画について質問をいたします。

現在入居されている利用者への配慮は最優先に考慮すべきだという観点から質問をさせていただきます。

1、園部団地、割田団地の入居資格基準所得総額は幾らでしょうか。

2、貴重な町有財産を有効には使えないのでしょうか。

3、みやき町が定住促進住宅をPFI事業で行うことがマスコミ等で発表されましたが、町長はどのように受けとめられていますでしょうか、所感をお尋ねいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

品川義則議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めのまちづくり基本条例についてということで、（1）24年度の町民提案について。

ア、ガードレール、カーブミラー設置等には基準を設けているのかというお尋ねです。

設置基準は特にはございませんが、要望があった箇所につきましては必ず現地確認を行い、設置が必要か適宜判断をいたしております。

イの回答に不満等があった場合はどんな対応をしているかということです。

事前に担当課と協議した上で、町民提案を提出されておりますので、不満等は余りないようです。回答の書面でわかりにくい場合には、直接提案者の方と協議を行っております。そのほか、問題のあるものは提案者の意見を聞いて再度担当課と協議を行っております。

ウのまちづくり推進審議会からの再検討事項はあったかということですが、特に再検討事項はあっておりません。

エのWEB町長室と町民提案制度を併用しているのはなぜかというお尋ねです。

WEB町長室は、さまざまな住民の方の直接町長に伝えたい、話を聞いてほしい、という思いをかなえる制度で、政策提案や夢のある御提案、アイデアをお寄せくださいとなっております。メールには、ごみや保育などの身近な問題から町の活性化や地域福祉計画への意見などさまざまなものが寄せられています。

町民提案制度は、基山町まちづくり基本条例による制度で、協働のまちづくりの1つの手段として設けたもので、まちづくりに関する施策や具体的な事業に関し、提案、意見及び要望を提出することができる制度でございます。

提案等については、同じ検討をなされるので、町民提案制度でよろしいと考えておりますが、やはり直接町長に言いたい、話を聞いてほしいという思いをかなえるためのWEB町長室を残しております。

(2) の町民、町民活動団体の定義についてということ。

アの町内事業所に勤務する個人の国籍は問わないのかということです。

要件を満たしていれば、国籍は問いません。

イの町内活動団体と認められない団体の定義はあるのかということですが、特に認められない団体の定義はありませんが、基山町まちづくり基本条例第2条第2号に町民活動団体として、福祉、文化及びスポーツ等、ある特定の社会活動分野において、同じ目的を持ち町内を中心に活動している団体と定義づけを行っております。

(3) 町民投票について。

アの第25条第3項にあるその事案ごとに、投票権者、投票結果の取り扱い等規定した条例

はどのようにして定めるのかというお尋ねです。

基山町まちづくり基本条例第25条に定める町民投票は、いわゆる諮問的住民投票と呼ばれるもので、町長が町政に係る重要な事項について広く町民の意思を確認する必要があると判断した場合に実施することになります。よって、町行政に重要な課題がある場合に、その課題に沿った形で投票権者の範囲、投票日等を定め、特定の課題に限った町民投票条例を策定し、議会に諮ることになります。

2 項目めの放課後児童クラブについてです。

(1) 待機児童の対応について。

ア、現在何名の待機児童がいるのかということで、5月末時点での待機児童はございませんが、夏季休業中には15名の定員を超えた申し込みがっております。

イの対象学年拡大が原因かというお尋ねです。

対象学年拡大に伴う人員の増加は4名であり、このことが原因とは考えておりません。

ウの対応はどうしているのかということです。

定員を超えた申し込みに対しても、全てを受け入れるように検討を行い、夏季休業中の申し込みが定員を超えておりますので、基山小学校のランチルームを借りて保育を行うように、指導員と協議を行い保育を実施するように準備を進めております。

エの解消時期はいつかということです。

6月中旬までには、待機児童の保護者へ通知を行いたいと考えております。

オの待機児童解消のために条例等の改正は行わないのかというお尋ねです。

今回の措置のため、規則の改正を行います。

3 の公営住宅等長寿命化計画について。

(1) 園部団地、割田団地の入居資格基準所得総額は幾らかということです。

町営住宅の入居資格所得は、一般世帯の場合は月収が15万8,000円以下、高齢者・障害者及び同居に小学校就学前の子供がいる世帯は21万4,000円以下となります。例といたしまして、夫婦と子供1人の給与所得者の場合、収入額が399万5,999円以下となります。

(2) 貴重な町有財産を有効に使えないかということです。

割田団地につきましては、当分の間平成25年3月に策定しました基山町公営住宅等長寿命化計画に基づき点検、修繕、改善を行い長寿命化を図ってまいります。園部団地につきましては、耐用年数を経過しておりますのであらゆる方策を研究してみたいと思っております。

(3) みやき町が定住促進住宅をPFI事業で行うが、町長の所感を聞きたいということです。

みやき町において、PFI事業を活用して子育て世代に配慮した地域優良賃貸住宅が建設されるという新聞記事は目にしておりますが、詳細については承知しておりません。人口減少に歯どめをかけるための方策であるという認識はいたしております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

まずは1番からですけれども、必ず現地確認は行い設置が必要か適宜判断しているということですが、その判断を設けてはおらないということですが、その判断の基準を設けてなくてどうしてこう決められているのか。その職員の感覚なのか、それともほかの情報を得てそれを近隣から聞いて判断されるのか、それともほかの課と相談されてとか、まずは区長さんに相談されるとか、区長さんからの提案できているわけですからそういうところを十分熟知をした方の提案であると思うのですけれども、その判断の基準はあえて言うならばどのあたりになるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいますように、まずは要望がありまして現地を必ず調査をいたしまして、それがどうかどうかというのを判断をいたしております。まずはやはり要望の中で、やはり歩行者の安全、それから交通事故が発生しないというのが前提でございますので、そのようなことをなくすということを最大の目的といたしまして判断をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

交通事故をなくすということで判断されるならば、車が通る限り交通事故はあるわけですよ。提案される方の心情と、やはり受ける側の心情が少しずれてくれば、なかなか要望してもこの提案の回答書の中でも何件かは、街路灯にしてもそういったのが少し見送るとかい

うことであるんですけれども、その街路灯についてもなんですけれども集落と集落の間だったらつけますよという判断をされていますし、集落の中であつたらばそれは地元のところでしなさいと言われる判断されると思うんですよね。ただ、町郊外のほうだったら集落と集落は離れてありますけれども、町中ですと集落と集落は一緒ですよね。ですから4区と3区の境目となるとほとんど同一ですし、9区と3区なんていうのはもう隣同士道1本で離れてきますよね。そういったところもやはり集落と集落の間がないから街路灯はつけずに地元たちでつけてくれということになるのかですね。実際私の3区の中でも地元の自治会とか組合で払っている部分があるんですけれども、そういったところを町のほうで拾っていただけんかという話をしても、ここは防犯灯ではなく街路灯であるからと、だから組合のほうでお願いしますということをされているんですけれども、その辺のところも基準というものは明確にはないわけですよね。そこ明確にこの基準が、集落と集落は何メートル離れているとか、住居はどれくらい離れているとか、歩行、交通量はどれだけあるとか、そういうことの基準は決められているわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木原農林環境課主幹。

○農林環境課主幹（木原弘善君）

防犯灯の件での御質問だと思います。基準はということは今聞かれていると思うんですけれど、明確な基準というのは先ほど議員さんおっしゃったとおり曖昧な基準という形ですよね。集落内は集落の方でお願いしますと、集落と集落の間については町で設置しますというような、今までがそういったふうなところで御説明をしてきたところなんですけれども、非常に広範囲に防犯灯あたりは設置しております。昔から地域で設置した分もございます。後から町が設置した分も混在しています。それで、はっきりここからここまでというような形での基準というのは当然ありませんから、そこから言うならそのちゃんとした基準がないやないかというお叱りは何度か受けております。ただ、区長さんが大体お見えになって要望されるんですけれども、そのときについても実際現地に行きます。それで夜にも行きます。そうですねと、ただここ部落内で道がとまっていますよねというようなところで、これなら集落内で設置をお願いできないでしょうかというような御相談はいたします。これは通過できる町道であると、そして人通りもあるということで設置させていただいた部分もたくさんあります。だから明確な基準というのは、現在のところございません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今の防犯灯についてですけれども、何年か前ですとね12区の奥のほうで、突き当り、奥も奥ですよ、そのところですか不審者が出て事件まではなっていないと思うんですけど、はっきりわからないですけれども、そういう事例もあるわけですよ。そうすると今の主幹がおっしゃっていることは当てはまってこないですよ。だからその辺はケースバイケースであると思うし、じゃあそういったなんか事案が、事件が発生するとつけるのかというと、信号機の設置で交通事故が起きないとなかなかつかないといううわさみたいなことがありますよね。その辺のところはやはり、こうやって町民から提案として、施策として重要な案件としてされて出されているわけですから、やはり基準となるものはその幅はあっていいと思うんですけども、やはりその判断基準となるものは、やはりないとこれからなかなか難しい部分があるんじゃないかと思うんです。それで、せっかく提案されてこれが見送られたとなると、なかなか次から次へと、本当はこういったガードレールとかガードパイプ、それから舗装とか、ああいうものはもう陳情とか要望ですので町民提案する私は元々合わないと思うんで、その辺のところのもう少し分離をされるように政策のやり方をしなければと思うんですけれども。

次の質問なんですけれども、事前に担当課と協議をしてと。それから、協議をした上でということなんですけれども、提案を持ってこられて協議をして、いやこれは無理ですよとなって提案を取り下げたとか、そういうことはないですよ。もう来られたら必ず提案つくって出させていただいて協議をするということはされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

現場で各担当課で最初に話をされますので、実際それを持ち帰られて断られたかどうかはわかりませんが、持ち帰られたことがあるかどうかというのはちょっと把握しておりません。しかし、考え方としては原課と話す中で、原課のほうはやはり町民の皆さんに御理解をいただくということは当然であろうかと思っておりますので、御理解をされて、だったらいいで

すということで帰られたことはあることはないとは言えないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

もう1回、わかりやすくいいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

済みません。町民さんからいろんなことを言われたときに、担当課のほうで町民さんと話されて町民さんの理解を得た上で、町民さんのほうで今回提案を出さないで帰られるということはあったかどうかということは確認をしておりますけれども、そういうことは制度上あるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この提案なんですけれども、提案者はその現地を見て、また近隣から聞いてここは危険だということで道路上に停止線の一旦停止をなささいとか、とまれとか、そういうものをつけてほしいと言われて、それで現地調査をしたらPTAと子供たちの見守りでいらっしやっただんで聞いてみると、そういうことはないですということで今回この件は見送りますという事例もあるんですよ。そうすると、その辺のところは実際提案があって回答を出しますよね、それが合わない意見、もう少し不満があったらということで再度とか何回も来られるとかいうことはないでしょうかと聞いたら、不満等は余りないというけれど、余りないということはあるわけですよ。事例としてどんなことがあるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

意見上がっております、事例としては小規模児童遊園というのがありまして、これ地元の

要望で設置したということになっておりますけれども、小規模児童遊園につきましては遊具の管理だけを町はするということになっております。この中で、小規模児童遊園の設置されたところからフェンスをつけてくれと言われたんですね。その敷地というのは、その地域の土地ですので小規模児童遊園の基準から言いますとその部分は町で面倒を見るということにはなっておりませんので、当初そこについてはお断りしておきました。それで、そこでいろいろまだ結論が出ているわけじゃないんですけれども、いろいろ話を聞いてみますと、その遊園そのものがその地区の子供たちだけじゃなくてちょっと離れた周りの地区の子供たちも遊びに来ているということもありまして、そのまた地区が余り大きくない地区で自分たちだけとするのは非常に困難であるということをおっしゃっておりますので、これにつきましては小規模児童遊園の取り扱いについて今、ほかの他町村も含めて調査をしている段階でございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

多分私が見た事例だと同じだと思うんですけれども、ただその回答書の中では民法717条の規定の占有者または所有者の管理組合の損害を賠償する責任が発生する場合がありますので、ぜひフェンスや植栽等は早急になって、これ終わっているんですよ。それでこの後まださっきのが続いているわけでしょう。それを、回答で出さないのですか。検討していますは、設置を御検討くださいって、もう投げ返していますよね、ただそこでもう1回、いやそれじゃあもう少しならんかということで相談いただいたら、第1弾、第2弾、第3弾とですよ、この問題が解決していく方向をですよ、せつかくああやって文言で残っていくのですから、そういうことはできませんか。そのほうがわかりやすくできますし、いろんな解決方法を皆さんがよくわかりやすくなるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この問題につきましては、今協議中ですので協議が終わればこういうふうになったということは載せる必要があるかとは思っておりますけれども、今当該団体と話をしている最中で

すので、まだちょっとそこをどうすべきかということは今後検討をしていきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ、そのやっぱり経過を載せていくことが私はそこも重要かと思うんですよね。投げかけた、答え返ってきた、はい終わり、で実際はこうやっているんですということをやはり説明することもぜひ検討をしていただきたいと思っております。

それからもう1件なんですけれども、この提案事項で高齢化社会を迎えてなかなか買い物が昔みたいに1区とか2区とか各区に1店舗あるとかいうことでなくても町中しかありませんし、循環バスを使ってもなかなか高齢者には難しい買い物であるということで提案として移動販売を行ったらどうでしょうかということ提案来て、回答で関連団体の参加を呼びかけを行いますと、それで取り扱いの理由とかも書いてあって協議をされているのか、これもこれから今もこのことについては協議をされているわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

その件につきましては、今は代表者の方と話をしております。代表者の方のお話を聞くと、自分たちもする以上は確実にできるという方向性を確認したほうがいいということで、いろんな方面の確認を今している最中でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この提案の中で、商工会の参加からJAの参加とかいうことがあっているんですけれども、審議会の中で社協が他団体の情報を知っているの、というレベルですから商工会やら農協には案内はしていませんということでは、提案者と相談されていると思うんですけれども、実際の動きとこれ違いますよね、出ている部分が。だから協議中であるとか、審議会の中ではこういう発言されているということでは、少し提案と回答って実際の動きが違って来ると私は認識があるんですけれど、その辺のところはいかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この問題については、少し一番最初回答しましたとおり、少しいろんな団体と一緒に話しましょうかということで話をしたんですけれども、当該団体のほうがまず自分たちのことのほうをどこまでやれるのかということを確認したいということで、この辺を今ちょっと整理をしている段階です。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これも先ほどの事案と一緒に継続されている分はやはりその、これを見られたけやき台朝市をされているとか、買い物これから買い物弱者とかいうことも言われていますので、感心がある方は非常に多いと思うので基山町はこれについて少し考えてもらっているとか、そういうことを、動きがあるとかいうことも大事な情報源だと思うし、情報の共有化、基山がどこまでいっているということを知る上でも必要だと思いますので、余り乗り気じゃないでしょうけれども、大変でしょうけれども、ぜひその辺のところはここまでまちづくり基本条例をつくられて提案制度というすばらしい案件をつくられたんでしょうから、これも発端は町民のためでありましょうから、ぜひもう少しこうぐっとう願います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

議員さんがおっしゃるとおりで我々も早目に公表したいと思っているんですけれども、まだ当該団体のほうがやはり確実にやっというところになれば、公表すると町民の皆さんにも非常に興味を持ってもらってうれしいと思うんですけれども、まだそこが不確定な状況の中でやっというのはちょっといかがかなと思って今のところ控えている状況でございます。そういうことにつきましては、今後どうすべきかということを含めましてまちづくり推進審議会という場所もありますので、その中で検討をしていただきたいと思います。以上でございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひよろしく願いいたします。

次ですけれども、WEB町長室ですね。これ結論を出されるのが非常に早いですよね、1週間とか、回答を出されるのがと思っているのですけれども。これをぜひ、今のままだと町民の提案制度と余り変わりがないし、時間が早いというだけだと思うんですけれども。できればこれ双方向のやりとりですよ、町長が個人的に意見を来たやつに対して意見を述べて、それを広報にいつているようにやりとりをしていく、それでそれに感心がある町民が加わっていつて座談会とか懇談の場とすることができないのかなと思っているんです。そうすると、余りわかりにくい町長の考え方が非常にみなさんに伝わりやすいのではないかと、これだけ意欲があつていらっしゃるのになかなかそれが伝わっていかないということもあるでしょうし、誤解されている部分もあるかと思うので、そういったことで少し自分の心情なり考え方を、気楽ではいかないでしょうけれども表に出されることも、このWEB町長室というホームページを使ってやってみたらいかがでしょうかという御提案なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、WEB町長室これを開設したときにはある程度メール来ておりました。それには私だけじゃなくて担当課とも打ち合わせて回答をするというようなことをやってきたわけでございます。ところが最近、そういう一方的だったからかもしれませんけれども、余り件数はないという現状でございます。それで、そもそもこれはいろんな要望とかそういうことじゃなくて、さっきも言いましたように政策提案とかアイデアをこうしたらどうかというような、そういうことがもうほとんどでございますものですから、ちょっとすぐ要望して、いやこれは違う、いや何でできんかとか、そういうやりとりはちょっと無理だと思います。ただ本当に夢のある話、そういうのが大いにやっていきたいと。どうもこう、もうそれはそれだったら会ってお話したほうがいいですねって私は言いたくもなる、それを言うと何でWEB町長室かというようなそういう話にもなりましようけれども、どうもこうやっぱりその辺はもっ

とこれをやっぱり活用していかなきゃいかんのかなと、そういう思いは私もしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

25年の5月の9日にWEB町長室で受け付けられた、漫画の原さんですね、提案がありました。これをもう少しいろいろな場面で使ってみたらどうかという提案ですから。意外と基山ですとそうキングダムとか原さんとか余り我々は縁がないというか、今の漫画には、アニメとかですね、ないんですけれども、結構関心というか相当関心皆さん持っていらっしゃるんですね。今度すばらしい賞をいただかれたと思うんで、こうやって提案があって、これをもう少しみんなでどう使ったらいいかと、どういうふうなことでできませんかっていう提案がされると、すごい数があるんじゃないかと私は思うんですけれどもね。そういったことから発想が出てくるところもあると思うんで、ぜひ御検討いただければと思います。

それから、審議会について少し。審議会委員さんが9名ですかね、今いらっしゃるんですけれども、任期が3月31日であったと思うんですけれども。その審議会委員の構成ですね、どういうふうになるのか。それと任期が来たんで新しい方を決められたのか、その辺のところ説明いただければと思うんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まちづくり推進審議会につきましては、昨年までなっていたらっしゃる方の一応半数を交代いただくということにしております。理由につきましては、全員かわられますと審議会がどういうふうなことをやっているかというそういう面もありますので、半数かわっていただくということにしております。今回1つはいわゆる学識経験者と言われる人、もう1つは町民の皆さんから公募した人ですね、それからあと町民団体の方から1人、それから事業者代表が1人、4名を今度交代をいただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それで、議事録なんですけれども一番最初はその委員の名前が出ていましたよね、発言の

前に。一番最初でいいですか、23年の第1回ではお名前出ているんですよね。それでそれ以降、24年度とかはどなたが発言されたか出ていないのんですよね、これなんでそういうふうに名前が出されないように変更されたのか説明をいただきたいのですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

その名前を消した部分は、委員さんがもう少し自由に発言できたほうがいいんじゃないかという思いもありまして、その部分はちょっと、名前が記載されている必要はないと思いますのでその名前のところは省いたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

自由に発言されるということでしょうけれども、これは町長なり執行部から決めたこと、判断したことを再検討しなさいとか、もう1回これを考えなさい、このやり方おかしいですよとか、もう少し考え方違うのかという提案も議事録の中にはありますよね。どうかすると町長が決定したことをひっくり返すことがあるわけですよね。それを気軽に発言してくださいという趣旨でこの審議会を行われることは、私どうも納得がいかないんですけれども。やはり責任ある立場で入っていらっしゃると思うんです、代表で入っていらっしゃると思いますし、わざわざ公募の段階で入っていらっしゃるということもあれば責任ある発言、責任ある態度で。それでこの審議の内容の範囲は非常に広いんですよね、町政全般というよりも外まで飛び出すような、将来にわたるようなことまで審議されていますよね。私は記名で議事録は残すべきだと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

まちづくり推進審議会は基本的に協働のまちづくりがちゃんと行われているかどうかという範囲の議論になりますので、町の将来がどうなるかということとはちょっと別の扱いなんですけれども、その部分は今後まちづくり推進審議会の中で議論もしたいと思いますし、議事録についてどうするかということになりますので、これは町政全般にかかわってくること

になりますので、これにつきましては今後検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

町長、今の件についてはどう思われますか。課長の答弁、私どうも納得いかないんですけども。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、私も別に無記名にというか名前を消す必要はなかろうかと、ないんじゃないかというふうには私も思います。委員さんの中にはやっぱり、ちょっと余りなことを記名で出されるとちょっと言いづらいなというような向きがあるのかどうか、それすらも私もちょっとはかりかねるところありますけれども、基本的にはやっぱり名前を出して自由に言っていただきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この議事録の最後の中で課長も言われていますよね、2年間非常にほかの審議会とか委員会と違って活発な意見があつてたくさん出たということであれば、やはりなられた委員さんもその意識は十分持っておられると思うのでぜひ検討をお願いしたいと思います。

それから次ですけれども、町民活動団体ですけれども、これ要件を満たしていればということですが、この要件とは何でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ここにつきましては、そこにまちづくり基本条例の第2条2項に定めておりますとおり、「福祉、文化及びスポーツ等、ある特定の社会活動分野において、同じ目的を持ち、町内を中心に活動している団体」というふうに定めております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それであるならまあちょっとあり得ない話なんですけれども、ある政治家が、政治団体です、後援会が仲良しクラブをつくる、それでそれがこの活動団体ということで、後援会ですけれども別組織としてスポーツクラブをつくると、それでそこでこれをあげていくとかいうことができるのかですね。それと、宗教団体が同じような形でということもこれは認めるということに、この条文読むとなるんですけれども、それでよろしいんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

一応、町民活動団体につきましては、実のところそういう政治家とかそういうものにつきましては予定はしておりません。ただ、町内のいろんな人の意見を求めるという立場からすれば、それが宗教団体とか政治団体であるから町民提案をできないということには言えないんじゃないかというふうにはちょっと今のところ理解をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そういうものは想定していない、来ないだろう、できないだろう、であれば例えば建設業者が町内に事業所をつくり1名職員を置き、その方が町民提案として提案をする。それで内容は、何でもいいわけですよ、ガードレールもつくりなさいとか、防犯灯つけなさいとか、自分のところの事業所に丸々関係するところに事業所をふやすということを行ってもいいわけですね。まして課長の答弁ですと、そういうことはもう起こらないだろうという想定のもとにこの第2条第1項はあるというふうには考えてよろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

町内に企業が進出されまして、そこに勤めてある方が提案をするというのは当初から町民

という言葉を使っているとおり、町民の言葉の中には町内の企業に勤務する人も含まますので、そういうものは前提としております。それで活動団体というのは、1つのそういう社会的、福祉とか文化とかスポーツ等、ある特定の社会活動に活動を持つ人を前提としておりますので、提案をされることにつきましては、これを特に政治団体だから、特に宗教団体だからといってこれを否定するものではないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

福祉、文化及びスポーツとかこういうきれいな言葉が最初にあると、そうかなという話になるんですけども、実態そうではないことが起きる可能性がゼロとは言えないですよ。ないとも言えないし、どうかっていうと今の社会情勢ですとあり得るかなということが思えるんですけども。もう少し、これから考えていかなきゃいけないというのは、次の町民投票ですよ。町民投票が、諮問的住民投票と考えているということで、案件ごとに考えていくと。これの問題点が、常設と諮問的が2種類あるんですけども、その町民投票を行う執行権の方が自分でハードルを上げたり下げたりとか、枠を広げたり狭めたりということが出来るわけですよ。そういうこともあり得るわけですよ。今何も決めていないのですから、事案ごとにやっていくわけですから。町民であるさっきの活動団体と余り変わらないですよ。すると、まさかそんなことはしませんよとか言いながらできるんですよ、諮問的な住民投票ですと。だからこの前のある市で、東京都が考えた道路計画について住民投票を行ったけれども50%いかないから開票すらしないということでもありますし、どこかの町ですと住民投票の結果と反対のことを市長は言い出したということもあるわけですよ。ですから、参考資料等にはなるけれども重きを置かないということで最初にあるんでしょうけれども、やはりその辺のところですよ。この前の基山の広報を見ると合併の話があれだけでかたかた2ページを割いて、途中から論調が変わったようなものが載って、私はそう感じたんですよ。するとやはり、合併の話とかいうのもどんどん出てくると。それであいうふうに中立的な立場で見れば知らない間に右のほうとか左のほうへ行かされるということも出来るわけですよ。だから町民提案もそうですし、活動団体もそうですし、この住民投票にしたって右、左どんどん動けるわけですよ。それでいいのかですね、ですからこの定義とかいうものももう少し、先ほど松石議員が言われたようにもう想定外というのではないというふうな、それ

はもう震災でもこういったことでも一緒でしょうけれど、これだけ重要な条例をつくって責任ある町民の負託に応えなきゃいけないというならば、もう少し真剣に深く考えるものを行っていかねばいけないと思うんですけれども。ぜひその辺の検討をいただきたいと思います。

次、放課後児童クラブについて質問をさせていただきます。

5月時点ではなかったということですが、3月末時点ではどうだったでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

申し込み自体が、先ほどお答え申し上げましたのは、5月末現在の入所児童には待機がないということでお答えをさせていただいております。3月の申し込み時点では年間を通した申し込みをされますので、その時点では当然もう夏休みの申し込み、3月の後半ですねもう、では若干夏休みの申し込みがオーバーしていたという状況にはありました。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

若干3月時点ではオーバーしていたということですが、そのオーバーしていた分はお断りになったわけですね、申し込みを、入所できませんから。

それとですよ、この放課後児童クラブをつくった理由ですよ、これだけ大変なことで男女雇用で女性にも働いてもらおう、家庭も苦しいからということで、その補助になればということで放課後児童クラブがつくられたと思うんですけれども。3月時点ではそういうことはできなかったわけですね。それでその対応はどうされたわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

確かに120名を超える申し込みがあった場合は、その時点ではお断りというよりも入所できるような検討をさせていただきたいということで、一応その時点ではその方には待機というような、もうしばらくお時間をくださいということでお答えをさせていただいて、先ほどお答えを申し上げたようにできるだけ入所できないお子さんが出ないような形で方法を検討

するという事でお答えはさせていただいております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そうすると、3、4月、5月、6月で夏休みですから7月、4カ月間働けないということですね。それはこの年齢、学年の拡大のときに議会でいっぱい議論しましたよね、大丈夫かと。待機児童は出ないかと。そしてまた意見の中では、入所させたいけれどもできないと、入所したくてもできない子供がいるんだよという話までしましたよね。あつたと私は思うんですよ。それで、その中で予想された数字よりも多かったです、入所の申し込みは受け付けることはできませんっていう答えがその保護者の方には言われたんですよね。それは少しおかしいと思われませんか。やはりその、ないからだめですよでなくて、なぜそうなったのかを私は今回お聞きしたい。入り口ですよ、入り口。なぜ入り口でそういうふうにとめられるのかですよ。であるならば、先に予測をすべきじゃないですか。6年生が5名だった、5年生が5名で6年生いませんでしたからという結果そうですけれども、じゃあこれが10名、10名来ればですよ、それで6年生は早く申し込む、1年生が遅く申し込んだら早い先着でしょうから1年生が待機児童で入れなくなる、放課後児童クラブに入れられないということもあるわけですよ。その辺のところも議論はしましたよね。ですからこの議会で議論をしても何も改善されていませんよね、問題は逆に大きくなっていますよね、発生していますし。これについてはどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長、わかりやすく説明してください。

○こども課長（内山十郎君）

まず、4月から7月までの学校開校日における申し込みは定員を超えておりませんでしたので、その分についてはお預かりはできますけれども、夏休みの申し込みが3月の後半の時点で120名を超える状態ができましたので、そのときには極力町としましては待機を出さないとか受け入れができるような形で考えたいと思っていますのでしばらくお時間をくださいということで、お申し込みをされた方には受け付けをさせていただいております。ただ、例年でありますと4月、5月ぐらいの申し込み多くても、夏休みからそれから後半にかけて

は申し込みはしているけれども実際に入所というか預けられないというお子様もいらっしゃいますので、必ずしも当初の申し込みが全て最後までその人数でいくというのは、これまでの過去の実績から申し上げると若干後半になると人数が減っていくという状況もございましたので、その点も考慮した上で施設的な部分を最初から用意するというのはなかなか状況的には厳しくはございましたけれども、まずハード的な部分に関しては基山小学校をお借りすると。ただ、それを運営するほうの指導員の補充というか、指導員の確保というものが非常に難しい状況で、通常の平日、学校開業日の指導員さんの確保もなかなか厳しい状況でいろいろとお願いをしながら通常時の確保をしたと。それで、プラス夏休みでの指導員の確保となると、ちょっとその点でお時間をいただいたというふうで結果的には6月ぐらいにしかちょっと保護者の方には夏休みでもお預かりできますという御通知が差し上げられないという状況にあるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

4月、3月時点で申し込みしたときに夏休みのことがわからないからだめですよと言われて、受け取った保護者がじゃあ学校を夏休み前まではいいです、じゃあその後にまた決まったらですということで申し込みはできないと思うんですよ。だって4月に仕事を始めようと思ってずっとやりますよね、それで夏休み済みません放課後児童クラブで子供預けられないのでやめますとは言えないですよ。そのやめるというやつ、そういう人は雇用しないですよ。そこを考えたのかということなんです。この相談に来られた保護者の方にそういう対応をされて、曖昧な対応、8月の夏休み期間中はわからないから受け付けできませんということになると、でも学校のほうではその放課後児童クラブの学業中は1学期中はあいていましたよ。それは、そちらの都合であって利用者の都合は全く考慮されていないですよ。

それともう1点、後半になると登録をしても来ない子がいるから登録できるけど120名を超える150名とか登録できるんですか。定員を超える登録はできるんですか。その2点をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

確かに夏休みでの確約はできなかったというところでは、保護者に対しての十分な対応ができていなかったというのはあるかもしれませんが。なかなかこちらのほうも実際性を確立しないままに受け入れるというのは、当然お答えができませんでしたので、その点については、ただ極力町としましても受け入れるようにはしたいということでのお答えはさせていただいておりましたので、その点はその対応をさせていただいております。

それと、夏休み以降も120名以上のお申込みは当然また待機という形になるかと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そうするとその保護者の方が提案されたのが、1学期中は基山小があいていると。夏休み入ると若基小があいていますからそちらのほうへ預けることはできませんかと言うと、それはできないとおっしゃったんですよね。それでその辺の見直しをできませんかっていう条例が、規約のですよ。やはりその利用者のニーズに合って、それで夏休み期間中ですから迎えには行ける送ることはできるわけですよね。送り迎えをしますからということで、そういう提案もされているんですよね、その方は。ですから、1学期中は学校へ朝行きます、みんなと行きますから、それで帰りだけ迎えに行く。夏休み期間中は保護者の方が朝晩送迎をしますよと、それで若基小があいているならそちらにお願いできませんか。すると私は就職はできますからという提案をされたんですけども、いや規則で別ですからだめですということでお断りになったということなんですよ。そういうこともあるので、もう少しこの利用者の立場に立って、一番困っているところなのでその辺のところは見直しをできないんでしょうか。それで、6月1日号の広報で放課後指導員の追加募集ってされていますよね。6月1日ですよ、それで15日、それで7月からのやっています。やっぱり何も変わっていないですよ。だからこども課長が言われていることは自分の仕事だったらこうですから、あちやんとやっていますよということなんですよ、その仕事の中に保護者の方は入ってこれないんですよ、利用者は。利用者の気持ちが全く入ってこれないんですよ。そのようなところは、非常に保護者としては不満に思っているし、失望されているところがあつたのではないかと、私直接お会いして聞いてみるとその辺なんですよ。ですから、予

測はやはり最大限にしなきゃいけないと思いますし、これだけ社会事情変わってきて、絶対放課後児童クラブに参加したいというのは物すごくふえてくるのはですよ、考えても余りあるものだと思うんですけども、当然考えていかなければいけない部分だと思うんですよ。その上に学年を拡大しようということまで言われているわけですから。より十分な配慮が必要だと思うんですけども。先ほど言いました1学期中は基山小とか、夏休みは若基小、コスモスとひまわり併用で保護者の都合上できるような部分で利用ができるように、今はできるのか、それから今後できるように変えていただけるのか、その点いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず基本的には今、条例及び規則でそれぞれの学校区で教室を実施するというふうにしておりますので、その改正をしない限りは現実的には難しいと思っています。ただ、単純に子供さんがそこに来るだけではなく、そこで生活をするわけですので、指導の先生方も突然来られて集団の中にその子が溶け込むまでの時間とかいろんな部分では心配がございますので、そういうふうに指導員の先生方との運営についての協議みたいなものも必要になってくるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

新しい子がいきなり入ってきてというのは4月の時点ではないですか。あるんじゃないですか。ずっとやっていて50人がいて、40人退いて40人残ったと、新しい子は10人入ってくる、15人入ってくる、同じ状況でしょう。それ心配してもしようがないでしょう、それは何とかなっているんじゃないですか、今までも。それを理由にするのはおかしいですよ。もう1回お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

当然、4月の時点では卒業されて放課後児童クラブを出られて、そしてまた新しく来られ

た方で、かなり指導員の先生方も新しい子供、特に小学校1年生のお子さんとかは事前に準備をされて、子供さんと、体制的にも整えておられます。ですので、かなり気を使われながら4月、5月、最初のほうは集団の中で生活をされるというところで考えていただいていますので、やはりその点は当然考慮もすべきかとも思いますけれども。ただ単に学校、施設があいているだけではなく運営面でも当然考えていかないといけないというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひ実態に即した利用ができるように、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

3つ目ですけれども、これは9月議会でということで十分質問させていただきますので、町長には余り関心はないでしょうけれどもお勉強をされてということは失礼ですので、よく熟慮されて検討いただいて、町有財産本当に前にも1回質問したのですけれども割田団地ですよね。あそこをもう少し、町有財産ですからもう少し有効に活用しないともったいないのではないかなと思います。それで、なぜ今回こういう話をしたかと言いますと、園部団地を建てかえという計画はこの長寿命化の中では出ていますので、それであるならば園部団地に住まわれる方、割田団地に住まわれる方を一緒にあそこの園部団地に改築を、建てかえて2階建てになれば十分入れるようなスペースを持てると思います。それで割田団地のところをPFI方式ですよね、民間の活力ということで自民党の安倍総理もおっしゃっていますけれども、やはり民間の活力をこれから使っていないと国の税金というものはなかなか当てにできませんし、まして補助金等にとらわれることなく、ひもつきではなく民間と協力すればある程度の政策として若年層、要するに若い方30代、40代に限定した人口増から子供たちもふえるという、そういった政策が打てるような割田団地の敷地であると思いますし、旧役場跡地もそういう考え方ができると思いますし、また逆に言うと基山にあいている土地ももう少し有効に使わなければいけない土地も町として提案できる分もあると思いますので、私も9月までの議会一生懸命勉強してまいるつもりで、そのときはぜひすばらしい答弁をいただけますようお願いをいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時30分まで休憩いたします。

～午後2時20分 休憩～

～午後2時30分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に、木村照夫議員の一般質問を行います。木村照夫議員。

○4番（木村照夫君）（登壇）

皆さん、こんにちは。4番議員の木村でございます。

傍聴席の皆さん、しっとした眠たい時間に傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。

今回は、質問2項目のテーマを選定させていただきました。質問事項1項目めに、地域担当職員制度の効果はどうか。2項目めに、いじめ・体罰問題について、お伺いをしたいと思います。

それでは、1項目めに、地域担当職員制度の効果について質問をさせていただきます。

協働のまちづくりの一環として、地域担当職員制度が設けられました。町民と行政の協働のまちづくりを推進するために、地区公民館を核とした地域コミュニティ振興施策の一環として、地域と行政のつなぎ役である地域担当職員を町内17地区の対象区ごとに設置し、住民みずからが地域課題を解決できるよう、地域コミュニティと行政が協力し合う仕組みを構築するのが大きな狙いであると認知しております。

質問の要旨としまして、（1）地域担当職員制度の概要と背景は。

（2）として、各区の担当職員は何人いるのか、及び役割と仕事は何か。

（3）としまして、担当職員が具体的に取り組んだ内容の相談件数を、各区ごと取り上げてほしい。

アとしまして、地域づくり会議等への出席は。

イ、地域コミュニティ活動への助言は。

ウ、区民からの意見・要望等について、担当課関係機関へ取り次ぎ件数はあったのか。

（4）としまして、取り組み中の課題・問題点はあるのか。

（5）その効果は。

ア、地域の効果。

イとしまして、行政側の効果は。

(6) としまして、住民及び職員の反応、評価は。

(7) としまして、今後の課題は。

以上の内容でございますが、今回は事例発表の問題提起解決、今後の課題について、そういう分を取り上げました。

それから、質問事項の2項目としまして、いじめ・体罰問題についてお伺いします。

本会は休日議会でございますが、若い親御さんも来てあるかなということでこのテーマを取り上げましたが、若い人は意外と少ないようです。

いじめ問題、体罰、いじめですね。全国的に問題になっております。滋賀県の大津市中の中2の自殺問題がありました。最近では、鳥栖市内の中学校でいじめ問題が発生しており、マスコミ、新聞紙上で大きく取り上げております。果たして町内の学校では発生していないのかについてお伺いします。

また、体罰問題につきましては、昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による体罰の状況があります。果たして町内の学校の状況はどのようなのかについてお伺いします。

(1) としまして、町内の学校のいじめ事案、体罰事案は発生していないのか。過去5年間の実績を挙げてほしい。

(2) いじめの定義は。

(3) 体罰の定義は。

(4) としまして、運動部活動において生徒の技術力・身体能力または精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的に負荷を伴う指導が行われておりますが、指導と体罰の違いは何か。

(5) としまして、いじめ体罰防止条例の制定は必要ではないのか。

以上をもちまして、1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

木村照夫議員の御質問にお答えを申し上げます。

まずは、地域担当職員制度の効果はということでございます。

(1) 地域担当職員制度の概要と背景はということで、地域と行政とがともに取り組む協

働のまちづくりを推進することを目的として、地域主体のまちづくりを支援し、地域と行政の積極的なコミュニケーションを図ることで互いの信頼関係を構築することにより、地域の活性化及び行政運営の円滑化を図ることを目的としております。

(2) 各区の担当職員は何人いるのか、及び役割と仕事は何かということでございます。

地域担当職員は、各区に3名、合計51名です。

地域担当職員の役割は、一つには、地域の自治会が地域の課題を解決するために協議される場合に、法律問題や行政情報について、情報提供を行ったり、相談を受けたりいたします。

次に、各地域の事情や課題の把握などを行うこと。さらに、地域の自治会が地域の課題解決に向けてまちづくり計画を策定される場合は、これを支援いたします。

そのほか、地域で懇談会が開催される場合に、地域の自治会から要請があれば、地域担当職員が参加いたします。

(3) 担当職員が具体的に取り組んだ内容の相談件数を各区ごとにとということですが、

アの地域づくり会議等への出席はというお尋ねですが、13区の自治会規約改正の支援、6区の地縁団体を設立されるための出前講座へ参加、3区の総合計画、アダプトプログラムについての出前講座へ参加、10地区運営委員会で地域担当職員の紹介や概要の説明などに出席をしております。

イの地域コミュニティ活動への助言はということ。

17区より区の記念式典に、まちづくり基金の活用はできるのか、何か助成がないかなどの相談や、1区より町民提案に対する相談を受けております。

ウの区民からの意見・要望等について、担当課関係機関へ取り次ぎ件数はということですが、

地域の町民の皆さんからの地域に関する相談は、基本的に自治会を通して行われますので、地域担当職員がこれを直接取り上げることは原則ありません。町民の皆さんが直接、町に意見や要望をされる場合は、町民提案制度がありますので、これによることとなります。

(4) 取り組み中の課題・問題点はあるかということですが、

地域担当職員制度としては、全ての地域で積極的に活用をお願いしたいところですが、現在のところ地域によってまだばらつきがあるということですが、

(5) の効果は、

ア、地域側の効果。イ、行政側の効果ということですが、これは、ア・イ共通しますので一緒に回答させていただきます。

地域及び行政側の効果については、まだ利用が少ないため、その効果については確かなこととは言えませんが、13区の規約改正の事例で申し上げますと、規約という専門的なことでしたので担当職員へ相談することで条文の構成や解釈など、地域の参考になったのではないかと考えています。担当職員としては、地域の事情や町民の皆さんの目線の把握ができたのではないかと考えております。職員の町民目線の把握については、行政を行っていく上で職員としては必要で重要な能力と考えております。

(6) 住民・職員の反応、評価はということですが、地域担当職員制度が直接町民の皆さんを対象とした制度ではありませんので、地域自治会の反応となりますが、これについてはこの制度ができたから急いで何かを行うという反応ではなく、今後ゆっくり考えていこうという対応のようでございます。また、地域担当職員は係長以下の職員で構成されており、行政の全ての業務に精通しているわけではありませんので、懇談会等で対応できるのであろうかとの不安があるようでございます。

(7) 今後の課題はということ。

先ほどから申し上げますが、制度としては全ての地域で積極的に活用をお願いしたいのですが、地域によってはばらつきがあるようです。そこで、各地域の事情や課題の把握などをすることがこの制度にとって有効と考えておりますので、この点について行政側から何らかのアクションを起こせないかと考えております。

2項目めは、教育委員会のほうで答えをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

木村議員の御質問にお答えしてまいります。

2項目めのいじめ・体罰問題についてでございます。

(1) 町内の学校のいじめ事案、体罰事案は発生していないのか。過去5年間の実績を挙げてほしいということですが、いじめについて、平成20年度は基山小で1件、若基小で1件、基山中で2件発生しています。平成21年度は若基小で1件発生しています。平成23年度は基山中で2件発生をしています。体罰については、平成21年度に基山中で1件発生をしています。

(2) 番目のいじめの定義でございますが、文部科学省が示すいじめとは、「当該児童生

徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とし、起こった場所は学校の内外を問わないこととなっています。なお、一定の人間関係のある者とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校、学級や部活動の者、当該児童生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指します。また、攻撃とは仲間はずれや集団による無視など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。さらに、物理的な攻撃とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味しています。この定義では、けんか等を除くこととなっています。

（３）の体罰の定義でございますが、文部科学省が示す体罰とは、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかについて、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当するもの」とされています。

（４）の運動部活動において、生徒の技術力・身体能力または精神力の向上を図ることを目的として肉体的、精神的に負荷を伴う指導が行われるが、指導と体罰の違いは何かというお尋ねでございますが、部活動では精神的、肉体的苦痛を伴い、それを克服して選手が技術や精神力を養っていくことは申すまでもありません。しかし、余りにも勝利至上主義に至った場合、指導の過程において人格を無視したような言葉かけや、また、おどしなどによる精神的な体罰、また生徒の肉体の限界を超えるような負荷をかける練習などは体罰に値すると思います。生徒と信頼関係があれば何をやっても許されるとの意識は誤りであり、さきに述べました過度の精神的、肉体的な苦痛を伴わず、かつ生徒との一定の信頼関係が保たれた練習等は適切な指導であると思っております。

５番目のいじめ体罰防止条例の制定は必要ではないのかということですが、いじめについては、国においても法律の制定が検討されている状況において、基山町としての条例の制定につきましては、今後の国や県の動向を見て考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それでは、ちょっと町長にお伺いします。

今、町長が進められている協働のまちづくりです。推進されておりますけれども、町長自身、今の段階で町長の目標に対して、今の成果はどのように思われていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

協働というのは、私ももう10年前からずっと言い続けてまいりまして、最初はわからん、わからんということでございましたけれども、このごろだんだんそういうわからんというのはなくなってきたのかなという感じはいたしております。まだそう思っている方も多分いらっしゃると思いますけれども。それと、本当にやっぱり協働というのは、よく言われますように自助、共助、公助というような、そういうふうにやっぱり公だけじゃなくお互いが、あるいはまた個人、家庭がというふうなことでこの世の中やっていかなきゃいかんと思います。そういうことも言い続けてまいりまして、その辺もある程度、御理解はできてきたかなと思っております。その成果としましては、なかなかここまでできたというようなことは私も言い切れませんが、そういう意識づけといいますか、その辺のところはまずあっているかなと。それから成果といいますか、アダプトプログラムとかいろいろそういうこと、それから一斉清掃とかそういうことについては皆さん本当に御協力いただいておりますと、これも一つその成果といえば成果かなというような気がいたします。それから、さっき出ました各地区でのいろんな取り組みというか、そういうこともやっぱり自主的にやっていただいております、これもその一つかなというふうに思いますので、現在のところそういうところで、これからのまた課題だと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

今、町長もやっぱり成果、目標がなければ、出来高もわからんですね。本当にいっぱい今は実がなってきた。買い物かご、大きなコンテナが要るか、みそこしでいいか、そこの果物をいかに今から収穫するか、そういう時期だと思います。その中で地域担当職員さん、この

制度、これは本当に非常にいいことです。ネットを開いて全国を見ますけれども、なかなか数少ない。基山町は先進地に当たる可能性も十分あるわけですね。この地域担当職員を利用して、地域と行政が手を結ぶんだということは基山町の大きな特徴でありまして、この地域担当職員が成果を上げればうんと基山町がよくなるという、私は確信しております。それで、意外と地域担当職員制度を知らないんだという方がいらっしやいまして、そのPRとかはどんなふうにやっておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

地域担当職員制度につきましては、ことしパンフレットをつくった中にも記載しておりますので、折に触れてPRはやっておりますけれども、主に制度そのものは地域の自治会を支援するというので、基本的には区長会をベースにPRを行っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

もう少しやっぱり広報をPRされて、こういういい仕事の役人を持っているんだということを示してほしいと思います。

それから、各区の担当職員で何人いるか。3名の17地区51名と先ほど御回答いただきましたけれども、その地区担当職員の業務マニュアルとかはございますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

研修はいたしましたけれども、特に今のところマニュアルというものまでは、まだつくっておりません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

そこも早くつくってもらいたいと思います。

それと、担当職員が出向いた場合は、時間外手当とか事務費の予算は計上されてあるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

事務費というのは特に考えておりませんが、当然、職員は時間外に勤務するという場合もありますので、その準備はいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その担当職員の皆さんの庁舎内の会合とか、例会を月に1回やるとか、そういうことはやっておられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

担当職員で特にということはありませんけれども、担当職員の代表者の集まりを連絡会として設けておりますので、それはことしの2月ごろ1度やっております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その担当者の問題、話し合いで、うちの地区はこういう問題提起があったんだよと、こういう対策をしているんだよという話し合いなんかもやっておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

その地区内での会議というのは特にやっておりますませんが、先ほど申しましたとおり、そういう代表者の集まりの連絡会は開いてやっております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

各区の運営委員会とかの出席はどうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基本的には、先ほどから申しておりますとおり、地域の自治会の支援ということになっておりますので、地域の自治会から要請があれば運営委員会に出ることもございますけれども、今のところ最初の紹介のときに10地区で運営委員会等に行っている状況でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

どういうことかは、地区担当の方は役場内で話し合っているのか一応聞きました。実際、過去の事例を見せてもらいました。本当に少ないかと、率直な意見です。先ほど回答をいただきました内容は、地域づくり会議等への出席は3件ですね。13区の自治会規約改正、6区の地縁団体の設立、3区の総合計画、アダプトプログラムの出前講座ですか、ほかの残りの10地区は運営委員会に顔を出したんだということでしょう。そういう内容でしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

10地区のところは、今言われたところとかぶっている部分もあるかと思っておりますけれども、今言われたとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

これに対して町長、提案ですが活用、状況なんかどう思いますか。はあようようやっとなですものね。少ないね、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私としましては、もっと活用をお願いしたいと。余りこちらから押しつけがましく出ていって、もう請われもせんのにいろいろなこと、もしかしたら先方、各自治会でも請われていないというようなこともあろうかというふうに思いますので、本当に何か事があつたときにはとにかく呼んで、ぜひとも呼んでいただきたいし、そしてそうするうちにもっともっと近い関係になっていって、そうすると活用ももっと頻度が上がってくるんじゃないかと。その辺を期待するところで、何もこちらからそれじゃあということ出かけていくというような、今のところそういうことじゃないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いや、私はそれは違うと思います。国際協会のライオンズクラブにも所属していますけれども、議長、町長も一緒なんですけれども、ウィ・サーブの精神、自分たちは奉仕するんだよと、そういう趣旨も持たにゃいかんでしょ。町職員は、我々は奉仕活動、ウィ・サーブ、自分の力を皆さんに与えるんだと。ウィ・ウエイト、待っとくだけじゃいかんということです。こういう仕組みもつくったら、こういう活用が少ないと、何だろうかと。PDCAアクション、チェックをかけて何だろうかと、中間的なことも必要なんです、最終までいかんでも。中間段階で、何これ少ないのかと。そういうポイントを持たにゃいかんと。中間の結果が今、デスクで実際に分析したら少ないんじゃないかと。どうしたらまた地域の方と行政が手をしっかり結んでいけるのかと。これは最終の協働のまちづくり、大きな目標があるから、これに向かって進んでいますから、何をすればいいのかと。ウィ・ウエイト、待っとくだけじゃいかんです。やっぱりウィ・サーブ、町側から地域に行こうと、来ないなら行かにゃいかんと、そういう精神を小森町長、町職員にはとられているでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この地域担当職員を打ち出したのは、確かに各自治体、自治区にいろんなサービスとありますが、力になればそれをやっていくということと、もう一つはやっぱり職員自体が外に

目を向ける、先ほど言いましたように外の日線を持つ、そういう意識を持つということ、これももう一つの大きな目的だと私は思っておりますので、その辺はやっぱり両方相まってしっかりやっていきたいというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

これがやっぱり大きな進捗状況、どう結果がなっているのか。つかむのが一番大事なわけです。行政は物を売らんでよか、営業を上げんでいいですよ。でもこういう最終的には町と行政の触れ合いの場がふえて、基山町の将来があるとじゃけん、いかにこの点をやっぱりつかんでいくか。小森町長は民間出身でいらっしゃるし、今の若い町の職員さんなんか真っすぐ大学出てから役場に入っていますから、民間の厳しさ、アルバイトとかされているでしょうけれども、そういうことば訴えていかんなど思っております。いつも木村課長には私のDNAと一緒に繋がっておるけ、いつも論争しておりますけれども、やっぱりそういう点を考えて町の執行部、木村 司課長はどう思いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

後ほどの質問でも御回答しておりますとおり、やっぱり自治会の代表者の方には機会あるごとに御利用をお願いしております。それでことしの2月ごろ、地域担当の連絡会をしましたときに、いろんな意見が出ましたので、それを持って区長会でも議論させていただきました。区長さんたちについては、後の質問で回答いたしておるとおり、この制度ができたから急いで何かを行うということじゃなくて、今後ゆっくり考えていこうというふうな考え方のようです。去年はそこに13区とか6区とか幾つかの区ですけれども、また今年度も3区等はアンケートもされておりますし、ほかでも検討されているところがあるようですので、そこは順次出てくるのじゃないかというふうに期待をしております。

それから、これも後のほうの回答でしておりますけれども、行政側も今議員さんがおっしゃったとおり何もしないというわけにもいきませんので、これにつきましては12月の議会当時から御回答しておりますとおり、やはり行政側からも何らかのそういう接触をこちらのほうから積極的にしなければいけないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いいこと言いますね。取り組み中の課題、問題点はあるかとお聞きしたら、地域の全て活用したいが、ばらつきがあるというさっきのお答えなんですけれども、そのばらつきは何であるかと思いませんか。何でばらつきあるのかな、その。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

具体的に何でばらつきがあるかということはありませんけれども、先ほど申しましたとおり、各地域のコミュニティの中で考える時間をいろいろとられて考えていらっしゃるんでしょうから、そこについては地域事情がいろいろあるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、じゃあその地域は問題ないんだということはどういう地域ですか。それとも、地区の問題ば取り上げて、取り上げても解決できんじゃないかなという気持ちがあるのか、全然、問題意識ないのか。3点ありますけれども、どう思いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今の時代ですので、地域に全然問題がないというところは恐らくないんじゃないかと思えます。ある程度の問題は各所にあるんだと思えます。ただ、それについてどういう取り組みをされるかというのは、町のほうがこういう問題があるからこれに取り組むべきですよというわけにはいきません。あくまでも地域自治の問題ですので、これはもう地域の判断になりますので、それについてうちのほうが強制することはちょっと差し控えたいというふうには思っております。ですが先ほどから申しましているとおおり、全く行政が何もしないというの

は、やはりあり得ないことだと思っておりますので、その辺は少しよろしければ各地域にこういう課題があるっていうとなかなか難しいんでしょうけれども、こういう資源があるですよということは各地域としても言いやすいのかなと思っておりますので、そういうものを少し入り口として、少し行政側からのアクションとしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その問題、課題の発掘力でしたよね、先ほど言った理想、自分のこの目標値があるんだと、それが70点やったと、なかなか60点までしかいかんと、あと10点。要するにこれが問題でしょうから、これはずれですものね。南極の氷の氷山の一角、ちょっと上にあるけど底にはずっとあるんだと。ここのあと10点のこれが何だろうか、これは問題発生、それからずれ、これは課題のテーマに取り上げないかんですものね。そういうやっぱり目標値を持って、目標には設定がいるわけです、それには。どれが設定なのかって。どこまでいきゃあ合格なのかって。このずれが問題となるんですよね。ひずみなんですけれども。そういうテーマも出てこんやったら、行政側からこういう課題もありますよということを求めてあげれば、なおさら行政と住民の手をつなげる、そういう方法はどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほどから申していますけれども、課題については各区恐らくあろうかと考えておりますけれども、それをどういうふうに解決されていくかということは、やはり地域のコミュニティが考えていらっしゃると思いますので、これについて町のほうがこうすべきです、ああすべきですと言うのはいかがかなというふう考えております。

それで今言われますとおり、いろんな問題はあろうかと思えますけれども、これにつきましては各区のほうから検討をされておりますので、そういう中で話し合いはしていきたいと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、なかなか課題というと、やはり地域はそれをじゃあ解決するということになりますので、なかなか言いにくいのかなという気はしております。それで地域の資源としてどういうものがあるかというのは、町としても

とっつきやすいのかなと思っておりますので、その辺から少しとっつけないかなというふうには考えております。議員さんおっしゃるとおり、こういうものを積極的に活用していただきたいところなんですけれども、なかなか区のほうでいろいろ考えてありますので、その辺よろしければ議員さんのほうから担当区のところに聞かれて我々に教えていただくと、我々も参考になりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それと、地域担当職員でその地区の方が何名、全て3人その地区ですよ、でも違いますから、そのあたりはどう捉えて編成がどうなっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、担当部の人間を全員充てたいところなんですけれども、職員のほうが均等に各地区から出ているというわけではございませんので、その辺はできるだけそうしたいとは思っておりますけれども、なかなかそれは難しい状況です。いろんな経験の問題もありますので、その辺についてはなかなか出身職員がないというところもありますので、そこは難しいところです。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

佐賀市は、今スタートしているのが連絡員制度スタートです。佐賀市はです。これはもう地元の地域の職員が、自分たちがやっぱりその地域の問題を把握して解決しようやという策をやっているんです。これに似たような、うちの担当職員もこっちの方向も持っていたほうが効果がいいんじゃないかと思うわけです。連絡員もするし、地域担当の仕事もするんだという考えはどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

佐賀市の話は聞いております。佐賀市は大きい団体ですので、そして合併したところでもありますので、非常に規模が大きくなって職員が地域とのつながりが薄くなっているという、そういう状況がまずあったようです。それに比べまして基山町は、大体町内に住んでいる職員につきましては、消防団とか地区の役員とかPTAも含めてほとんどの職員がそういうことを経験していきますので、佐賀市とは大分職員の地域への接し方が異なっているんじゃないかと思っております。

それから、佐賀市の連絡員制度というのは、ちょっとその連絡員がどこまで、どういうことまでしているかということはまだ把握しておりません。そういう地域のいわゆる住民自治団体とかに参加するということになっておりますけれども、連絡員がどこまでするかということは把握しておりませんので、ちょっとその辺については御回答ができません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

実際、今までの中間評価をされて、これで果たしていいのか。常にやっぱりフィードバックして、いつも何をしたらいいのかを求めにやいかんというわけです。緩いまちづくりのためにも設けて。それで佐賀市なんかも連絡員、確かに市町村合併、広域合併をしております。でも基山町もやっぱり山間地もあれば平地もあり、商工業なり住宅地もあるわけですから、みんな問題がおのおのそこで違うわけです。全て問題が一緒だったら町で解決できるけど、それは大きなターゲットですものね。市町村合併しなくても、この基山町は山あり平野あり商業、住宅地ありますから、その問題点を早くつかんで行政とタイアップして早く効果を上げる。それを大きな狙いと思うわけです。協働のまちづくりの町長が言われるみたいな、そういう目標に向かって早く進む道だと思います。そういう方針で、やっぱり小森町長もスピードを上げるところは上げないかん。スローで行くときは安全運転で行かないかんけど、そのあたりはやっぱりどう対処するかです。もう一度小森町長、そのあたりのやり方をもう一回お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

町長。

○町長（小森純一君）

スピードを上げるのか、スローなのか。私はこの協働なんていうのは、それからこの地区担当制度というのは、むしろスローのほうがいいのかなど。余りスピード上げて、さあやれさあやれって言ったって、余りいい結果は出ないんじゃないかなと。むしろ、これはお前非常にのんびりしておるとか、消極的だとかというような御批判もあろうかと思えますけれども、やはり確かに事と次第によってはスピードを上げにゃいかんけれども、やっぱりこういうまちづくりなんていうのはそんな簡単に、各地区のそれぞれがやっぱり意識を持ってやっていただく面もあるわけですから、やっぱりそれはそれでそこも大事にしながらやっていく。それには余り組織をつくって、そこでさあやんなさい、さあやんなさいと、そういうやり方というのはほかでもあってるということは私も知っていますけれども、そういうやり方よりももうとにかくじっくりと構えて、よし俺たちでやろうと、そういう機が熟するのを待つというのもこれは方法じゃないのかなという、むしろ私はそんな感じがしております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

小森町長、それを待っておったらすぐもう任期が過ぎますよ。だからやるところはやって、押さえるところは押さえると。やっぱりスロー、スピードアップなんかも考えられてやってもらいたいなど。小森町長は民間出身の町長さんですから、そのあたりの職員の指導を。本当に協働のまちづくり、本当にいいことだからね。町民の目線で一緒に手をつないでいきますから。意外と町職員も冷たい区だなという認識を持っておりますから、そこに機をやっぱり持っていかないと、みんなさっき言った四大出ています、役場に入っている人がもう多い。その方なんかがおられますから、こういう職場だよ、そういう環境の場所だよと、一回とられたらもうそれでいきますから、そういう教育をぜひお願いしたいと思います。

次へいきます。

質問事項の2番目としまして、町内学区のいじめ事案、体罰事件は発生していないのかで、過去5年間で、平成20年で2件、21年で1件、23年で基山中2件発生すると。体罰事案は21年に基山中1件というデータなんですけれども、このデータの件数方法、これはアンケート方式ですか、いろんな親御さんの意見ですか、どういうほうからこれチェックされたんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的には、これは県教委に報告した分ですので、きちんとわかった部分です。これは子供が直接、教師に訴えたり、あるいは保護者からの訴えとかさまざまな、それから周りの子供たちの報告とか、そういうことでわかった部分であると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いじめ、体罰とか、私たちの小さいころはもういじめといえば、いじめられた、泣かされた、たたかれた、そういうことでちょっといじめという感覚ないんです。体罰も親に言えば、お前が悪いことしたけん指導を受けたったいって、体罰意識なかったんです。やっぱり我々の60代、団塊の世代はです。だから自分たちの子供にも、お前が悪かけんこれは罰たいと、指導を受けたったいと、そういう教育の方針できたんです。世代間で何か違うんじゃないかと、いじめ、体罰です。いじめも心理的に違うんじゃないかなと。これは世代間でいじめ、体罰の考え方、そこについてはどう思っておられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

いじめというのは、学校の中で解決できるようなというか、そういうものをいじめ、これを学校の中で解決できないようなものまで最近はいじめと。いわゆる暴行事件であるとか傷害事件みたいなものまでいじめという、やわらかい何かそういうもので包んでしまっているというような感じがします。それから体罰も、私は教員になったんですが、教員になるときの教員採用試験の教育法規の中で、必ず学校教育法の11条というのは出てきていたんです。体罰をしてはならないというのは。ですから教員全てが知っているわけです。しかしその対応、いわゆる懲戒、ちょっと済みません、学校教育法というのはちょっと裏返しに書いてあるんです。11条に校長及び教員は児童生徒に懲戒を加えることができると書いてあるんです。ただし、体罰をやってはいけないと。ですからその懲戒の範囲でという気持ちでやっていたということもあろうかと思いますが、これは現にやはり間違っていたというふうに思わざるを得ないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

確かに大串教育長は、中学校の生活指導員をさしてもらった。私は町の補導員でありますけれども、本当に質が違うのかなど。あの当時はもうシンナーとか喫煙、あの状況の事件あったですね。いじめとケンカ、傷害は起こっていましたが。いじめって本当にあったんでしょう、体罰の捉え方です。だから世代間でいじめ、体罰の捉え方が違うんじゃないか。だから文科省がいじめはこうだよ、体罰はこう、そういう国の制定をされていると思いますけれども。先生の体罰とかいじめの教育ということをやっぴり教育委員会で行われているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員、もう一度。

○4番（木村照夫君）

いじめとはどういうことか、体罰とはどういうことかということを今の教職員には指導とか教えはされているんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

それはもう機会あるごとに通知文を出して、文科省からも来ます、県教委からも来ます、私たちもつくります。そして校長教頭会の際にそれをもとに指導をして。直接学校に向いて私たちが言う機会というのは余りありませんので、校長を通じて機会あるごとにやっぴりしております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

鳥栖市内の中学校でいじめ問題がありましたね。あの件でずっとアンケートとったけど、全然いじめという問題は出てこなかったと。違うアンケート方式をやったら、もう体罰事案が31件も発生したと。こういうアンケート用紙は県の学校は統一ですか、各学校ともばらばらでアンケートなんかをとってあるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

全国で文科省が示した内容でいじめ調査、体罰調査というのは大体同じような内容でアンケートをやったのですが、そのほか定例で多分、基山町は月に1回やっていると思いますが、その調査については各学校の独自のスタイルでやっております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

いじめの例、ちょっとそこの例があれば挙げてください。それと体罰も、これは体罰だよ、いじめだよというのを。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

過去5年間の中で起きた例の中で、余り具体的に言うところとちょっとどうかと思いますので。ある中学校で、平成20年ですが、じゃんけんをして負けたら服ば脱げとってどんどん脱がせていった。そういうのは幾ら負けたからって、多分力関係のあるのでじゃんけんをしていると思います。それから、ある強いグループが弱い子供に対して、あれをたたけと、あれをたたかんとげんこつするぞと。そして普通の弱い生徒に強いグループが生意気だと思っていたんでしょうね。そして弱い子供に何かさせて。その子は逃げて、何回か逃げて先生に訴えてきて発覚したということがありました。それから小学校では、やはり仲間外しとか意地悪をされたとか、精神的なものが発生をしたということがありました。他校の例でいくと、もう本当に惨たんたる、例えば鳥栖の例もありましたけれども、非常にひどい例。大津事件もそうだと思いますが、そういう大きくなるようなことは本町では出ておりません。しかし、これは自分たちがそう思っているだけかもわかりませんので、常に認識をしてアンテナを高くして子供たちを見守っていかなければいかんと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

町内の学校も確かにいじめ、体罰の件数少ないですね。でも違うアンケートでとったら、件数がふえたとかなくなってきた場合は不安な思いながら、そういうことを質問しましたけれども。

あとは親御さんのいじめに対する認識です。子供が何か実際にされたら、親御さんからいじめだったと言われた場合、そういうケースもあるんですか。子供の申告じゃなくて親御さんからのいじめをされたとか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

当然それはあります。ですから子供はそこまで思っていなくても、親の立場からすれば、ノートがちょっと破られていたとか、それから服が汚れていたとか、そういうことでうちの子はいじめられたんじゃないですかとか、そういうことで学校のほうに報告というか届けられるときもあります。すぐ調べて対処しますけれども、自分が転んで汚したという場合もあったりして、非常にそういう面では最近保護者も神経質になっておられるというところがございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

その親御さんの教育です。指導ですたい、教職員やっているんだと。親御さんのこれが体罰でこれがいじめだよという連絡を、そのあたりをやっぱり教育に対してもやっておられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今回の一連のいじめとか体罰の問題があったときも、保護者会を通じて校長が保護者の皆さんにお話をしたり、あるいは学校通信にこういうことがいじめに当たりますよとか、体罰とかそういうことについても説明をしたり、理解を求める内容の文書を学校通信にして保護者に配布をしたりしております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

もう一点は、けんかはいじめじゃないんだ、体罰じゃないんだと。子供同士のけんかでしょうが、そのときは正当防衛のあるけんかなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

けんかというのは、力的に対等の子供同士でぶつかったときというふうに認識をしております。一方的に片一方がけんかと言っても、片一方が何も手を出さないでじっと受けてばかりいるというのは、これはけんかではないだろうと。ですからけんかというのは私たちは昔、今取っ組み合って暴れてけんかするというのは私も余り見たことないです。大抵力の差のある暴力事件ということのほうが体験上多い。ただ、低学年とか小学生になると、やっぱり取っ組み合ったりというのは時々あるようなことを聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

私は毎朝、通学安全で立っておりますけれども、あの中に四、五人グループ行くんです。1人だけおくれていく子がいるんです。これは本当にいじめかな、仲間はずれかなと思うときがあるわけです。こういう行為はどうかなと思いつつながら、地域の人なんかもしっかりそのあたりは分別できないわけです。世代間で考えも違うし。そのあたりはやっぱり教育されて、体罰・いじめ防止の条例をつくりたいというような共通の認識を持たないかんと思うわけです。70歳の方はこう思っているよとか、30代の親御さんは違うんだよと。そういうことで体罰防止の条例をつくってもらったらいいかんと思っておりますけれども、いかがなものですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

1回目の答弁でお答えいたしました。国のほうでも体罰の条例というのは、体罰は法律で禁じられておりますので、条例を制定するまでもないと思っておりますが、いじめに関してはい

じめ防止法という法案の整備をするやに聞いております。その中で、例えば地方教育委員会、地教委にすればいじめが発生した場合に、3日以内に校内に調査委員会を設置するとか、同じく3日以内に自治体に第三者委員会を設置するとか、そういうことを義務づけるような法令、そして自治体に条例を必置で制定するよという法案を今考えられているというふうに聞いておりますので、ちょっとその法案を見て、出してからそういうことについては考えていきたいと思っております。もちろん私たちもそういう事案ができましたら、言うまでもなく第三者委員会もつくりますし、いろんな調査委員会もすぐに立ち上げたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

みやき町も県内初の制定、防止条例が6月に上程されるということで書いておきまして、私は教職員の先生方にすれば三神地区、佐賀地区とかみんな赴任して回るでしょうが、この地域はこの防止条例があつてこうだよとかなってきた場合、教職員も異動して向こうに行った場合、これまでが体罰かという家庭もあるし、さっき言いました世代間での体罰とかいじめの感覚、取り方は違いますもんね。そこにいけばやっぱりこの条例をつくられてみんな共有化して、こういう問題は体罰ですよ、いじめですよということでつくってもらって、本当に緊急発生した場合の対応策になるようにしてもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で木村照夫議員の一般質問を終わります。

ここで午後3時40分まで休憩します。

～午後3時30分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開し、次に、後藤信八議員の一般質問を行います。後藤信八議員。

○7番（後藤信八君）（登壇）

7番議員の後藤でございます。

1年ぶりの一般質問ということで少し緊張をしておりますが、張り切ってやりますのでよ

ろしくお願いします。

今回は、教育行政にかかわる課題を中心に政策的な提案もしておりますので、立場や見解の違いもあることを念頭に置いて質問をさせていただきます。

まず第一に、教育委員会の所管事務についてであります。

昨今、深刻ないじめや体罰などで教育委員会のあり方や対応力が問われておりますが、私がかねがね、子供の教育から大人の趣味、生きがいまでもカバーする教育委員会の所管が大き過ぎるというふうに思っております。その観点から質問します。

1、基山教育委員会の所管事務の広さ、大きさについてどのような課題があるか。

2、生涯学習や文化・スポーツの所管を町長部局に移して、学校教育中心の委員会にすべきと考えるがどうかの2点でございます。

第二に、基山町の持つ大都市近郊の利便性と自然と歴史に加えて、教育のまちづくりを実践することで町の魅力をさらに形にできると考えて、具体的に質問提案をします。

1、まず基山町の学力水準について。

学力テストの結果を踏まえ、現在の基山町の学力水準についてどのように評価し、課題としているか。

イ、結果の公表について、どのような考えているのか。

2番目、学力向上を目指すための土曜日授業等の実施に向けて。

ア、学校週5日制について、現状をどう評価しているか。

イ、基山町として土曜授業や土曜塾等に積極的に取り組み、魅力ある教育の町を目指すべきと考えるが、どう思われますか。

3、小中一貫教育について。

ア、県内各地での小中一貫教育の取り組みについて、基山町としてどのように評価をしているか。

イ、基山町としても小中一貫教育、ひいては小中一貫校に積極的に取り組むべきと考えるが、どのように思われますか。

3つ目は、毎年5月に全戸に配布されております町の予算説明書についてでございますが、掲載される予算項目は年々大きくくりとなり、事業の内訳等が割愛されているものが多く、全く掲載されていない項目も数多くあります。町民にはわかりにくく、情報公開、説明責任をどう考えているかをお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、まず私のほうから後藤信八議員の御質問にお答えを申し上げます。

と申しましても、基本的には1項目、2項目は教育学習課ということで、私は1項目めの（2）の生涯学習や文化・スポーツの所管を町長部局に移管し、学校教育中心の教育委員会にすべきだということ、これについて若干申し上げます。

今のこの体制、組織というのは、以前から学校教育と社会教育が一緒だったときもござい
ますし、また分離したり紆余曲折だったと思います。19年でございましたか、そのころの機
構改革とその後の指定管理者制の導入によってこういうことになったと私は認識しており
ます。確かに、教育委員会の所感の窓口はちょっと広い、多岐にわたっている感じはいたして
おります。しかし、教育を生涯人間教育として考え、その一貫性も必要と思うと、教育委員
会には負担をかけすぎかもわかりませんが、今どうしても学校教育と社会教育を分離
するのがいいのかどうかということについては、疑問にも思います。

それからあとは、今度3項目めのこの「どうなってるの？まちの予算」の説明責任を問う
ということでお尋ねになっておられます。

まちづくり予算書は、予算書だけでは一般方にはわかりにくいということで、平成18年度
から本年度まで8年間作成しており、本年度は5月1日に区長さんを通じて配布をしており
ます。内容につきましては、大きくくりで簡単すぎるというような御意見もいただきますが、
逆に細かくするとかえってわかりにくくなる場合もあると、それから全戸配布ということも
考え、内容につきましては各課の事業とその予算についてできるだけ多くの皆さんにわかっ
ていただけるようにと、簡潔にということを念頭に作成しておるということでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

後藤議員の御質問にお答えをしましてまいります。

1番目、1項目めの基山町教育委員会の所管事務の見直しについてでございますが。

(1) 教育委員会の所管事務の広さ、大きさについてどのような課題があるか所見を述べよということですが、教育委員会の業務はご案内のように学校教育からスポーツ、文化活動、文化財、学校給食、図書館等多岐にわたっております。現在の教育委員会では、その業務を配置された職員で遂行しており、職員自体の業務量そのものには大きな課題があるとは思っていません。しかし5名の教育委員や常勤の教育長の統轄する業務については、学校教育のみならず幅広い見識が必要となり、専門的な知識を生かしているかという面では若干の課題があろうかと考えております。

2番目の、生涯学習や文化・スポーツの所管を町長部局に移管し、学校教育中心の委員会にすべきと考えるがどうかということですが、これは先ほど町長の考えを述べられましたので、私の考えを述べさせていただきます。

基山町としては、文化・スポーツについても生涯学習の視点で捉えており、町民の方が将来にわたって学び続けるという教育的な観点に立って考えていますので、現行どおり教育委員会の所管が適当であろうと考えております。

2項目め、基山町の魅力を形にする教育のまちづくりの実践について、土曜授業とか小中一貫教育の提案でございますが、(1)の基山町の学力の水準について。

ア、学力テストの結果を踏まえ、現在の基山町の学力水準についてどのように評価し、課題としているかというお尋ねです。

全国の平均等、まだ公表をされていません。県の平均との比較において、基山町の小学校2校の合算の正答率は、国語・算数とも県平均を上回っています。中学校の正答率は、国語においては県平均とほぼ同等です。数学はやや下回っております。内容、内訳につきましては、小学校において国語A・国語B・算数A・算数Bの全教科で県平均を上回っています。A問題は主に基礎基本について、B問題は活用力についての問題です。小学校では基礎基本の学力を定着させるためのスキル学習や家庭学習の習慣化に取り組んでいる成果があらわれているものと考えます。また、授業の中で活用力を問う学習を繰り返している成果も少しずつあらわれ始めているものと考えます。小学校において、この結果に甘んじることなくさらに指導方法の改善の具体的な取り組みを行ってまいります。

中学校において、国語A・国語Bがほぼ県平均と同等でしたが、数学A・数学Bが県平均より下回っています。この結果より、特に数学において知識・理解とそれを活用する力を日ごろの授業や課題を通して伸ばす必要があるものと考えています。中学校においては、今回

の結果を教科別に分析し、日ごろの授業改善や生徒自身の学び方、学ぶ姿勢の指導に力を入れていきます。

結果の公表についてどのように考えているかというお尋ねです。

文科省の方針では、この結果の公表については学校の序列化や過度な競争につなげないために、市町村教育委員会は域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないことという通知がきております。しかしながら、保護者や地域住民に対し説明責任を果たすためには、ある程度の範囲での結果の公表は必要であろうと考えておるところでございます。

(2) の学力向上を目指す土曜授業等の実施に向けて。

ア、学校週5日制について、現状をどう評価しているかということですが、学校週5日制の実施と学習指導要領の改定により、授業時数がふえたことにより、授業時数の確保のために学校は必要な活動や行事まで減らさなければなりません。また、授業時数に余裕がないため、繰り返し学習する時間や児童生徒自身が学習課題に対して調べたり話し合ったりする時間が十分に確保することが難しいのが現状ですが、学校、担任が学力向上のために工夫しながら指導をしております。

イの基山町として、土曜授業や土曜塾等に積極的に取り組み、魅力ある教育の町を目指すべきと考えるがどうかということですが、基山町では土曜授業の取り組みとして、平成24年は各学校2回ずつ実施しています。教育活動としては、土曜日の特性を活用し、授業参観を行ったり、保護者参観ができる児童集会や職業についての企業家等の方々とワークショップを実施したりできました。今年度は各学校3回ずつ計画をしております。教育内容としては、授業参観や保護者参観ができる触れ合いコンサートなど、各学校で昨年度の実践を踏まえて実施、計画しています。またことは、3校とも体育大会、運動会を土曜日授業として実施をいたします。これにより、練習時間の確保や雨天時など順延でも日曜開催もできるものと考えます。なお、基山町が行っている土曜日授業については、児童生徒の振替休日は実施しませんので、実施した分がそのまま授業時数となります。今後も学校週5日制の趣旨を踏まえた上で、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進めるためにも、土曜日に教育課程に位置づけられた授業を実施することを引き続き実施、検討をしていきます。

土曜塾につきましては、各学校が現在行っている取り組みをさらに補完していく面では有効であるとも考えますが、現時点におきましては学校の取り組みをさらに強化させていくこ

とに重点を置き、学校が中心となり学校の責任で学力の向上に取り組んでいきたいと思っています。

(3) の小中一貫教育の取り組みについてでございます。

県内各地での小中一貫教育の取り組みについて、基山町としてどのように評価しているかということですが、いわゆる県内の小中一貫教育というものは、小中連携とおおむね同じものと認識をしています。カリキュラムの継続性を考慮した教師の指導方法を研究し日々の授業で実践したり、生徒指導を同じ目線や指導内容で統一したりとすることが主な内容になっています。小中一貫教育の取り組みは、小学校と中学校が目標を共有し、教科指導や生徒指導を継続的かつ系統的に取り組むことで、学力や社会性を身につけ、また中1ギャップの解消等に効果的な取り組みであると考えています。

この基山町としても小中一貫教育、ひいては小中一貫校に積極的に取り組むべきと考えるがどうかということですが、これまでも基山町では小中連携としてさまざまな取り組みを行っており成果を上げています。現在は、小中連携を基盤とした学校づくりや調査研究を行っているところです。小学校と中学校が目標を共有し、小中の教職員が一体となり学習指導や生徒指導等を組織的、系統的に取り組みながら義務教育9年間の連続性のある指導を行うことを目標に、年間を通じてさまざまな取り組みを計画、工夫、実践して、より教育的効果の高い小中連携教育の促進を図っていききたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

丁寧な回答をありがとうございました。ちょっと時間がいろいろありますので、割り振りにちょっと苦勞するのですが。

まず、教育委員会の所掌の問題についてお伺いします。

まずちょっと先に確認ですが、例えば去年1年間で教育委員会の委員の方の活動のうち、学校教育に関する部分と社会教育、生涯教育に関する部分、おおむね委員の方でしょう、事務方じゃありませんよ、それは大体どれぐらいの比率になっているのでしょうか、かかわり方です。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

主に教育委員さんに学校訪問で各学校に1日終日来ていただけるのが3回ありますが、時間的にはもう8時間を超える9時間ぐらいになるんですが、あと町民体育大会とかその他の行事での参加程度にすると、考えていただくのは恐らく70%は学校教育にウエートがかかっているのかなという感じがいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

課題に入る前にちょっと苦言になりますけれども、私もそのことを調べようと思って教育委員会のホームページを、会議録がほとんど非公開ですね、教育委員会の皆さんは。したがってこのネットでどのぐらいの割合とかいう議案の内容ぐらいもわかるかなと思って、鳥栖とかほかの市は会議結果ぐらいはネットで公開しておりますね。したがって要は教育委員会の皆さんが、毎月何を検討して何を議決しているかということがわかる仕組みになっていないんじゃないですか。情報公開コーナーにもないですね。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

こちらから積極的に公開はしておりませんが、公開請求があれば公開するよう形にはいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

最低限ですね、教育という本当の大きな問題に携わっている委員会の皆さんが、毎月どういう内容でどういう議論しておると、そういうことぐらいはやっぱり公開していないと、だからいじめや何かで大きな問題があったときに、あのとき教育委員会何しておったんやという話がいつも起こるわけでしょう。そのことをぜひ、きょうはそのことを本旨ではありませんので、会議録ぐらいはきちっと出していただきたい。それで議事録を公開せえとかいうところまで言うてませんので。

それから、先ほどの回答の中で特に教育委員の皆さんや教育長の総括するのは、意思決定する機関ですね。事務方はもう別れておりますから大丈夫と思うのですが、意思決定する機関として若干の課題があるということの回答がありました。どういう課題があると思うのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

文化、スポーツ、それから伝統芸能とか文化財、そういうものありますが、私は教育長としてそこに非常に精通しているかというと非常に不案内な面もあります。ほかに委員長、委員さんの中でも全てがその分野に精通しているかという、なかなか難しい面があるのかなど。そういう分野に各分野から精通した人を一人ずつ入れておけばいいのですが、そういうバランスの構成上も難しいなというところを感じております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

私も同じように率直な疑問として、教育委員会の方が学校関連以外の案件にどの程度かわれておるかなど、多分行事中心のかかわり方じゃないかなという懸案もずっと持っていました。ここではやっぱりこの教育委員会は学校教育が本来の責務というようなことの確認でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

法律の中に、地方教育行政の組織運営に関する法律というので、教育委員会の職務権限というのがございます。その中には、学校教育のみならず今行っている教育がだっと羅列しておりますので、私たちはその業務についてはきちんとやっていかなければならないという認識でおります。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

その所掌のことはもうよくわかっておりますが、ここはもう議論するつもりはありませんが、私は大きく幅広くある業務の中でやっぱり教育委員会は、本来の学校教育のほうにしっかりシフトしていただきたいという思いがありますのでそういうことを申し上げている。これはまた後のことにつながりますので。

それで所管の変更の件についてちょっと申し上げますと、これはもうかねてから私長く思っておることなんで、組織や所掌に立ち入る話で大変失礼な提案に見えるかもしれませんが、これはもう町民の皆さんの疑問をベースにしております。

まずお聞きします。さきの5月19日の区対抗スポーツ大会の主催はどちらですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

教育委員会でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

教育委員会主催者ですね。ただ、今回初めてですけれど教育長及び教育委員会は一言も御挨拶ありませんでしたね。町長がなんか主催者のような挨拶をしておられました。夕方の地元の反省会でも、ことしほどおかしな開会式はなかったということのあれが出ておりました。それはなぜ今回そうなったのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

来賓がたくさんいらっしゃいまして、恐らく同じような内容の挨拶で終始するので、来賓という形で挨拶をしていただいて、主催者は最後の試合の終わった後に講評という形で挨拶で締めさせていただこうということで、そういうことでやらせていただいたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そういう場合は、来賓の挨拶のほうを削るべきだと思うのですが。

町長に私がかねてから申し上げておりました全町民が参加する体育大会、それから文化祭、町長が来賓扱いで挨拶をされていますね、今までね。いつも町民の皆さんから、何でということになっていましたけれども、これ町長どんなふうにも思われていましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに幾つかの、文化祭もそうですね、文化祭は私は来賓かな、文化協会の会長さんが主催ですからね。それからこの体育大会は、私は今まで来賓扱いでございまして、来賓の挨拶ということでございましたけれども、それもこれは町の行事だろうというような指摘もございましたものですから、今度はお前町としての主催挨拶みたいなことを言えと。そして、その後の締めくくりは教育委員会で教育長さんがなさるといようなことでもございましたものから、いろんな考え方あるかと思えますけれども、今回私はそういうことでやらせていただいたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

形にこだわるわけじゃないですが、一番皆さんがたくさん集まっておる開会式の場というのは、全町民が注目しておるところですね。そこでどちらがどうということをはっきりしておかないかんし、終わった後の閉会式の挨拶なんかはもう誰もいなくなってですね、そこでいろいろそういうことを分けしたと言ったって、それは誰も町民の皆さんにわかりません。

このことは、私は基本認識がちょっと、先ほどの回答では生涯スポーツも文化も幅広く教育だと、お二方の回答はどちらもそうでした。私、基本認識は違います。私はもともと、これから社会に出て行くために、あらゆることを学ぶ、それから教えなければならない子供教育と、学校教育、それから一通り教育を終えた大人の人の趣味やスポーツや生涯学習というのは、やっぱり全く別物とっております。学ぶという点では一緒ですけど、教育か教育じゃないかという視点では違ふと。したがってそのことをベースに今回の提案をさせていただいておるんで、ぜひ真剣に今後考えていただきたい。教育長、確認しますが20年に施行された地方教育行政の組織運営に関する法律で、文化・スポーツの事務は首長いわゆる町長が

担当できるようになりましたね、それ確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことがあって、佐賀県であるとかほかの他市町村でもそういうところに踏み切っていることはあると、そういう認識はあります。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そういうことで今言われましたように町長、県はもう既に文化・スポーツは教育委員会からは外していますわけね。文化・スポーツ部というのがあって、町、知事直轄ですねこれは。であれば県民体育大会とかそういうものは県民を挙げてやらないかん、一部の教育の思想じゃないという前提じゃないですかね。だからそういうことから言うと、町を挙げてやらないかんよ、行事を包括するね、そういう行事についてやっぱり町長が責任を持って主催と事務方も抱えてやるということを本筋じゃないんですかね。町長どう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

教育だからそれにひっかけて学校教育と、それから生涯教育、社会教育、これを一緒に考えるというのはちょっといかがかなと、それはもう御指摘のとおりだと思いますけれども。本町のその規模的なことから考えまして、そして所掌事務のことも考えますとやはり主体はやっぱり教育委員会は学校教育だと、そこにスタンスを置きながら、軸足を置きながら、そしてほかの面にも兼務していただくというような、現在そういうことで今までもやってきたということでございます。それはいささか言ってみれば、ちょっともう別に外したほうがむしろ学校教育に専念できるんじゃないかという、それは確かに私も感じるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

いじめや体罰、重大な事件が起こったら、私は教育委員会の皆さんはもう体育大会どころじゃないですわね。だから、やっぱり本当のそういう本来のあれにやっていただくためには、やっぱり身を軽くすると、お互いに所掌分担できて、社会教育とか文化財とか図書館をどうするかとかその辺の細かいことはいろいろあると思うのですが、少なくともその全町民対象のスポーツ、文化行事についてはですね、そうしたほうがやっぱり町民を挙げての行事になるんじゃないか。職員の方も教育委員会任せじゃなくて、全職員が挙げてそれに取り組むと。この分館対抗でも、やっぱり一部の教育委員会中心の職員の方しか余り見かけなかったような気がしますけれど、そういう形で。ただ体育大会なんかはもう本当の全町民を挙げての大会ということになればですね。そういうことで、今後の課題として研究する、検討するぐらいのことはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは検討に値するといいますか、やっぱりこれからやっていかなきゃいかんと、1つの考え方、時代の流れだろうというふうには思います。検討はしないことじゃございません、検討はちゃんとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

次に、今後のことでしっかり問題意識を持って検討いただきたいということで、検討をするということですので期待をしておきます。

2つ目の教育のまちづくりについて、少し踏み込んで提案をさせていただきました。私も余り得意なほうじゃないんで、ちょっと失礼な言葉があったりしたら遠慮なく御指摘ください。

基山町は町に大都市に近く便利で自然があって歴史のある町、加えてそこに教育水準も高くなれば、これから住みたくなる町になると私は信念で思っております。そんな思いで質問をします。

まず学力水準について、今報告ありました25年度、国の集計を待たずに佐賀県だけ独自集計した結果を今おっしゃったんですね。要はいずれにしましても24年度よりよくなっている

という認識でよろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

小学校については、よくなっているであろうと、国としてもですね。中学校については、余り変わっていないというところだと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

一つ一つの細かいことを、あれがいいとかこれがいいとか全くありません。私、佐賀県自体が全国平均よりずっと下回っていますよね、佐賀県自体が。危機感を持ってどこか福井県に行くとか、秋田県に勉強行くとかいろいろプロジェクトもできているようではありますが、その県平均との比較でありますので、問題は私は今の学力水準をお伺いしたいのは、基山町の学力の水準についてですね。教育委員会あるいは教育長としてどう評価しておるか、満足しているのか満足していないのか、極端に言ったらですね。そういうことをちょっと言ったら失礼かもしれませんが、そういう思いをちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

当然満足はしておりません。私は漠然と2年前にこの職について、前教育長から引き継いだときの第一の課題は、この学力をなんとかしてくれというところが一番大きな課題だったんです。それで調べてみたら、私からの感じでは、率直な感じでは私の思っていたのともっと上にいるだろうと思ったのが非常によくはないなというところでした。そこからスタートとすれば、今は上がってきております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

これだけの大都市の近郊で、やっぱりいろんな刺激が本来あって、もっともっとやっぱり活発にそういう教育熱心な町というふうに私はなってしかるべきだというふうな町だという

ふうに思っております。したがって、よく町内の保護者の方からも過去を聞いたんですけども、もっともっとスポーツが盛ん以上に学力もよくなってほしいという意見はたくさん聞きました。そういう気持ちが、保護者の皆さんにはあるんじゃないですか。そういう声をよく聞かれませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

町民の方の願いというのは、やはり子供たちがよく勉強するという環境であるべきだという声は聞こえてきます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

これ基山中学のホームページで公開されておりますので申し上げますけれども、中学校1校しかないから名指しになりますけれど、ホームページに出たやつですから問題はないと思いますが、保護者の皆さんのアンケート。それで特徴的になっておるんですけども、保護者から見て基山中学校は学校行事や部活、体力向上、健康体力向上には物すごい力を入れていると、毎日楽しく子供が学校に通っているということの項目については9割以上の保護者が評価をしておる。95%ぐらいになるんですかね、これはもうすごいことで大変な評価を保護者からもらっているという。ただ一方で、わかる授業、学習意欲に努めているとか、基礎学力の定着を目指し学力向上に努めているという項目になりますと、3割から4割の人が評価せずとなっている。この落差ですね。だから3分の1の方が、これ23年度の学校評価の保護者アンケートですから、やはり現実に教育に不満を持っているということの認識を、このことは御存じですね、このアンケートの結果について。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校評価であろうと思いますが、これ毎年やっておりますので、小中学校ともに公表しておりますが。当然、認識はしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

そういうふうなことを前提に学力水準については、もっともっとという気持ちがあるということについてお伝えをしておきたいと思います。

あと公表について、ある程度の範囲内では必要と。これは文科省の通知が基本的には市町村名や学校名を特定するとか、それから市町村は個々の学校名を特定するなというような通知が出ていることも知っております。ただ、学校は保護者や地域住民への説明のため、自分の学校の結果公表はそれぞれの判断に任せるとなっておりますね。そのことをおっしゃったんですか。そのことをある程度公表するということですか、しておるということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのとおりでございます。学校が単独で県の平均、全国の平均と自分の学校の平均を公表しますので、それを各自がばらばらに、こう横で見れば若基小と基山小の違いはわかります。ただ、それを、中学校は1つですのもう同じですけども、それを教育委員会が並べて公表をしないということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それぞれの学校では発表しておると、基山は3つしかない、中学校は1つ、だからそれはもう公表したのと同じということに見てよろしいんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そうとってもらっても結構でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

3年前の、これ多分文科省の調査だと思うんですけども、結果の公表には教育委員会の

86%が反対して、保護者のほうは3分の2の人が賛成という調査結果がありますが、保護者の人がなぜ賛成かというのは、そのことは学校選択の基本情報やと、として当然必要な情報やという認識を保護者は当然持ちますよね。そういう意味で、今はもう学校ごとには公表されておると。あと地域としてまとめてどう公表するかということになると思いますが、私はやっぱり堂々と公表をして子供の教育を真剣に考える世代にとって学校選択は大変重要な問題でありますから、基山の学校に来たくなるような水準に基山が努力するというようなことも含めて、やっぱり堂々と明らかにしていくべきだというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

おっしゃるとおりだと思います。ただ、数字を並べてホームページとか、あるいは学校通信で公表するのではなくて、きちんと分析を加えてそして保護者会あたりで説明をしております。全ての学校ともに。意識調査がありますので、何時に寝ますかとか、朝ごはん食べていますかとか、いろんなたくさんのものであわせてこの数字ときちんとした形で保護者の皆様には説明をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

この問題に余り時間とるとあれですけども、土曜授業との関連もありますので次にいきます。

5日制の問題にお伺いしました。私もちょっと調べていますので、もうお伺いすることしませんが。どちらにしましても5日制に入る前と、平成14年に入ってからですね、小学校で約400時間、中学校で3年間で200時間授業減ったと。それを今度23年度の新学習協定で少し半分ぐらい戻しておるという状態ですね。戻した分でふえた分が今、苦勞されておるということですね。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

苦勞と申しますか、授業時数の確保にですね。私も38年間教員をしております、授業時数がずっと減ってきました。削減、削減できてふえたのは38年間で初めてでした、こういう。ですから非常にここがやっぱりポイントだろうなと今思っているところです。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

現実に学校で学ぶ時間がもう減ってしまったことは間違いない。中央審議会のデータでありますけれど、私らの子供の世代になりますけれど昭和47年のピークですね、小学校でなんと年間6,135時間、中学校で3,535時間ということで、14年の週5日制に入る前の小学校で768時間、中学校で595、約600時間減っているんですね。要は、公教育でやる部分がもう減っちゃったと、その分を塾とかいろんなことでカバーして、したがって経済格差による教育格差が起こるとい状態になったんじゃないかと。学力低下があってもこれは仕方がないと私は思いますね。しかもこのことが、おうちの経済力や地域による格差で教育格差を大きくしているというんじゃないかと思っております。そこの東明館さんの授業時間調べましたら、今でも4,000時間ですね。改定後の基山中と3年間で1,000時間教育時間、時数が違うと。私は、やっぱりそういう意味では公教育が余りにも教育する時間を減らし過ぎたと、これはもう個人的な見解ですからそのことについてどういうことはありませんが。要は、先ほどの回答の中で土曜日時数が少しふえた分だけ足りないということをお伺いしました。

そのまま土曜日授業の問題にいきます。

今、お伺いした回答では24年が2回、25年が3回、年間で土曜日授業的なことをやったということですが。授業時数がふえたことで時間の確保に苦勞しておるという中で、年間2回や3回でそれを補完になるんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

1回カットした時間を回復するのというのは、非常に容易じゃありません。しかし、プラスにいくというのはほとんど学校の中ではない状態ですが、例えば土曜日4時間の授業をやりますと子供たちには振りかえありませんので、そのままその分が授業時数の上乘せになっていくということで、その4時間。それから運動会を土曜日にやると6時間、中学校で6時

間それが上乗せになっていくということで、効果的にすごくその上乗せできたかというところ、そこまでの効果はないかもわかりませんが、意識の問題で少しは授業時数に考えるということに役に立っていただろうと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

やっとその国も県も土曜日の活用を真剣に考え始めているという、いろんな場面で出てくるのですが。県が教育方針の中でもうたっておりますけれども、昨年6月に土曜授業拡大の実践研究校に県内の小中学校を9校を指定して、月2回程度を上限に活動するというあれがありましたけれども、その状況を聞いておられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

この実践校の募集をした段階で基山は応募をされていないんですね、されたんですか、して通らなかったのか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

しておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

それはなぜですか、応募をされていないというのは。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

県の考えていることがよくちょっとわかりませんでしたので、例えば月に2回とか、そういうことでもしやっていくんであったら相当なちょっと無理があるだろうと。週に2回ですね、やると職員が出てきますので、職員を普通の日に休ませなきゃいけないんですね、振りかえをやらなければいけないんですね。それで、長期休業中に全部それを一遍にやっていくという手だてもあるのですが、なかなかその相殺しなきゃいけない時間がふえると難しいなということで、私たちはそれに応募してはおりませんでした。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

一度その保護者の皆さんの意見とか、あるいは待ち構えておられるかどうかわかりませんが調査すると。昨年末の朝日新聞とベネッセの共同調査の保護者調査によると8割以上の保護者が土曜授業の再開を望んでいるという調査結果が新聞に載りましたけれども、基山町でもその土曜授業について、例えば今よりか年に2回とか3回とかいうレベルじゃなくて、極端に言ったら月に2回とか3回とか隔週とかいうレベルで土曜授業をやれる分はやって、学力の向上に努めますというようなことをアピールできるものはないんですか。そのために保護者をまず、意見を調査するということはできないのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

P T Aを通してそれはできると思いますが、恐らく8割以上であることは間違いのないと思います。どこの調査をしても8割5分とかもう8割以上、この間も読売新聞の世論調査で79%というのが出ておりました。ですから、そのことは恐らく基山町としては同じだと思っておりますが、今の状態で土曜授業をするとやっぱり教員の数も足りないというか、そういうことも当然考えていかなきゃならないということの問題としております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

授業とかその教職員の皆さんを動員する話になるといろいろ難しい問題もあると思います。

先ほどの回答の中で、土曜塾については有効な手段ではあると思うけれどもという話がありました。去年の5月にたしか久保山議員の質問で、豊後高田市のことを申し上げましたけれども、その後豊後高田市の学びの21世紀塾には勉強に行かれましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

直接は行っておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

町の皆さん、どなたも行っていないという認識でよろしいんですかね。県が学力向上のために福井県や秋田県に人を派遣してどうやこうやというぐらいに危機感があるわけですよ。わずか2時間のところに、超先進市があるんですよ。ぜひ一度、勉強に行ってください。私は感銘したのは、この23市町中22まで落ち込んでおった市が7年連続トップという実績とかいうことはさておいて、公的機関が塾を開設してこの経済力による教育格差をなくすという物すごい強い思いですよ、教育長の。それから、あくまでこの内容は学校教育の補完です。したがって塾みたいに先には行かない。したがって学校の先生が安心して塾に行かせると、協力すると。学校の授業をばかにしないですから。それと最後に、子供は学べば学ぶほど伸びると。この3つを10年間取り組んできておるわけですね。これ半端じゃないです。ボランティアの皆さんの動員も、職員のOBの教員の皆さんの協力もね。ぜひ町長と教育長、一緒になって勉強に行くぐらいのことで、ぜひお願い申し上げます。もうお聞きしようと思いますけれども、人の記憶力はピークは何歳ぐらいと聞いておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

恐らく10代だろうと思っておりますが、16、17、18。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

文献があるわけではないですけど、記憶力のピークは10代半ば、つまり中学生です。だから中学生の段階ではもう何ぼでも鍛えれば覚えられると。ただ理解して、一つの思想としてある知力というのは二十前後までいくらしいですけどもね。我々はもう50年ぐらい前の話の、比較できないけど、要はそういうことでありますので、ぜひやっぱりこの土曜塾なりいろんなやり方を勉強して、月1回とか月2回とかいうベースでいろんなやり方あると思いますが、塾とか授業とかいうことを含めてやっぱり基山の学力を上げるという視点でぜひ取り組んでいただきたい。また、かつてあったかどうか知りませんが、佐賀県でトップを目指すというぐらいの覚悟で取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がずれていますので、小中一貫についてはちょっとお伺いします。

回答によりますと、基本的には鳥栖やその他の学校が取り組んでおる小中一貫教育と、基山町が取り組んでおる小中連携教育、これは基本的に同じという位置づけでいいんですか、理解で。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

非常に似ていると、小中一貫教育といいますのは、小中学校の全領域においてつなげて教育していこうと。連携教育というのは、ある部分において、基山町ではその部分をもうちょっと太くしていこうというところで今やっているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

やっぱりもっと基山をアピールしてほしいんですよ、そういうこと。鳥栖は何ぼこれいっぱい読んでも、本当に具体的にはどんなことをやっておるのかなという感じですね、この一貫教育の。今度全市を挙げて全部一貫教育に取り組むという形になりますね、それは新聞に出る。例えば、これ田代というとその他の小中一貫教育というあれがありますけれども、こういうのを保護者が見ればですよ、やっぱり物すごい何かいろいろ積極的にやっているなと、基山じゃなくて弥生が丘のほうがいいばいということになりますよ、外から来る人は。絶対なります。そういうことでアピールが足らんというふうに思います。

時間がないから申し上げますが、私は基山こそ、例えば基山中と基山小は隣り合わせです

ね、隣り合わせ。今この隣り合わせのことが子育て世代の人には大変な魅力になっているということを、町長聞かれたことはありますか。隣り合わせで小中学校があるということについて。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実際、町民の方からそれを特段私が直接聞いたということはありません。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

本当にこの基山町はコンパクトで、1中学、2小学校にまとまっている。まさにもう一貫教育最適の環境じゃないかと思うんですよね。6・3制の問題もあって、やっぱり4・3・2とか、やっぱり小学校の5年から中学1年のこの間をきちっと連携して教育するということは非常に大事なことになってきておるんで、そういう意味ではその連携教育をもっと発展させて、基山としてやっぱりこういうのを取り組むという、もっと積極的なことを打ち出してほしいんですけれど教育長いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一貫教育といいますと、いわゆる今の佐賀県内全部の学校ですが、今の学習指導要領の枠は絶対超えられないんです。小学校はもう絶対小学校にしなきゃならないんです。ですから小学校の5年生、6年生、中学1年、ここをすごくポイントで見ますけれども、5年、6年に教科担任制を持ってこようとしてもできないんです。本当はですね、研究開発学校あるいは教育課程特認校というのが制度で文科省で認定を受ければそういうことができるんです。ですから、ただそれをやるにはそういう教員の配置をできるような予算を組まなければならないし、非常にそれはハードル高いですけども。ですから、今私たちが目指そうとしているその連携を深くして、小中一貫という標榜をしなくてもきちんとそれと見合うような取り組みはできていくだろうというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

時間がありませんので、町長、2期目の町長選のマニフェストに教育の町というのを挙げました。それで6年間で教育の町になったかなということを思いますが、先ほど申し上げましたように教育の現状に満足していない保護者の方が3分の1ぐらいおると、現実。そのことをもっと教育委員会も町も直視して、ぜひもっと積極的に教育特区を目指すぐらいの覚悟でいろんな改革に取り組んでいただきたいという要望をしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

あと4分ですので、町の予算書の件、もうこれは言いたいことは2点です。町長及び副町長は、これ町民に直接渡す予算説明書ですね、これだけですね町民に渡るのは、中身全部しっかり全項目をチェックされましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

チェックといいますか、それはもちろんでき上がったものは事前に私も手にしますし、その辺のところは一応見て、総枠を本当にどういう形にするかという、つくる前からそういうのは打ち合わせしておりますから、県のをベースにしてそのくらいでやろうというようなことは話してでき上がったものは見ております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

例えば、ごみ処理収集と処理に3億5,000万とあります。これって町民の皆さん何がわかるんですか。クリーンヒル宝満に2億円、ごみ回収に9,000万、ごみ袋収集に3,000万というのがこの内容でしょう。そのことは何にも書いていない。クリーンヒル宝満に3億5,000万もかかっておるのかという話になるだけじゃないですか。保育所育成事業9,000万とあります。これ、たんぼぼ保育園さんへの補助金ですね。ところが保育所がこれだけで済むのかとなるんじゃないですか。保育所費の1億7,000万は入っておりません、掲載もされていない。一般会計ですよ、特に。あと2分しかありません。54億と私、ちょっとこれ全部足してみました。35億しかこの内容には記録されていないですね。19億、この予算書には掲載ありませ

ん。その大半が人件費11億。やっぱりこういう事業をするのに各課ごとにわざわざ割っておるわけですから、それぞれの課でどんだけの人のコストがかかっておるか、職員も、それから職員だけじゃなくて非常勤の皆さんもね。議会と監査委員だけです。これ、人件費が載っているのは。なぜこういうことになるのか。これで本当に情報を公開したことになるのか。財政課長、主管として。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

確かに議員御指摘のように、事業費といいますのは人件費抜きには考えられないというのは確かにおっしゃるとおりでございます。基山町の予算で事件費等を計上する場合には、その事業ではなくて何とか管理費とかいうところに一括して計上をいたしますので、必ずしもその事業費が事業そのものの金額をあらわしているとは限りませんので、その事業によって人件費を含んだものと含んでいないものとありますので、その比較をする場合に重きをそのA事業とB事業と比較した場合に、人件費の含んでいる事業のほうが多くなります。その結果だけを見ると、A事業のほうが力を入れているように思いますが、必ずしもその力の入れ具合がその人件費を含んだ金額とはなりませんので、このまちづくり予算書をわかりやすいということを前面に考えてしておりますので、人件費の分は計上をいたしておりません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で、後藤信八議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもって延会といたします。

～午後4時40分 延会～